

192
55

故實
叢書

貞丈雜記

卷二



貞丈雜記卷之三

小袖之部目錄

小袖と云ふ事	八十一	練緯之事三ヶ條	八十一	おり筋の事	八十二
格子之事	八十二	紅格子之事	八十二	すぢみすの事	八十二
紅梅之事	八十二	ぬき白の事	八十二	紅筋之事	八十二
ひどのませの事	八十三	腰かはりののしめ二ヶ條	八十三	小袖ぬき之事	八十三
家之定紋	八十三	織物之事	八十三	裝束下の小袖	八十四
胸服之事	八十四	八徳の事	八十四	羽織之事	八十四
足袋之事	八十四	御小袖と御服之事	八十五	たゞの織物	八十五
嶋織物	八十五	ほつけんつむぎ	八十五	加賀梅染	八十五
かけもえき	八十五	遠江あかね	八十六	しひな紬	八十六
丸すゝし	八十六	無紋之小袖	八十六	かちん色の事二ヶ條	八十六
せうふ油布	八十六	たうぬの之事	八十六	紅地白の事	八十六
箔もやうの事	八十七	襟をしぼる事	八十七	りんをさす事	八十七
二襟三襟に着る事	八十七	僧綱くび之事	八十七	大えりに着	八十七
ぼうたんと云ふ事	八十八	木綿之事	八十八	唐織物と唐織	八十八

板の物と云ふ事	八十八	婚禮葬禮白小袖	八十八	どのゐもの、事	八十九
こおんぞ之事	八十九	むしろの事	八十九	蒲團之事ニケ條	八十九
も、は、い、き之事	八十九	合羽之事	九十	女の帯古今相違	九十
産衣之事	九十	幸ひしの事	九十一	振袖留袖之事	九十一
下ひもと下の帯	九十一	ふんどしの事	九十一	肌の帯ニケ條	九十二
女のたふさき之事	九十二	積鼻禪之事	九十二	今木之事	九十二
手綱の事	九十三	取染之事	九十三	あかどり染	九十三
かつきの事	九十四	白衣之事	九十四	染付小袖の事	九十五
頭巾之事	九十五	しゆてう頭巾	九十五	白かたびらの事	九十五
袷目花色小袖	九十六	紋縫目付	九十六	段金と云ふ事	九十六
目結の事	九十六	村濃之事	九十六	すそ濃の事	九十七
縗縗の事	九十七	よめ君衣装之事	九十七	被襟之事	九十七
筒袖之事	九十八	滋目結之事	九十八	みどり色の事	九十八
くれなるの事	九十八	うす紫の事	九十八	あけと云ふ事	九十八
はなだ色	九十八	薄墨色	九十八	翼紅	九十八
うちかけの事	九十八	いろこ形	九十九	小袖一重と云ふ事	九十九
腰巻之事	九十九	寶蓋し	九十九	袈之事	九十九

かつきの圖	百	腰巻之圖	百	うちおきの物	百一
天子の御紋之事	百一	十九の布	百一	おり色袷	百一
つじか花の事	百二	紙衣之事	百二	掛大掛小掛衣袴	百二
家の紋と云ふ事	百二	あさぎ色二品ある事	百二	もえぎ色の事	百三
すり衣之事	百三	鳩すりの事	百三	帷子のわきかきたる	百三
巻染之事	百四	ゆるし色	百四	きむらごうと云ふ事	百四
奥布	百四	小兒綿入不着事	百四	上古絹に四品有る事	百六
袖ぼその事	百五	素服の事	百五	ゆはた帯之事	百五
宿衣之事	百五	時服之事	百五	八丈絹	百五
望陀布	百六	帖絹巻絹	百六	六丈細布	百六
袖なし的事	百六	綿入衣服	百六	染色の事	百七
赤鳥の事	百七	小袖を丸物といふ	百九	摺の小袖	百九
無紋之小袖	百九	とかけ色	百十	かうえり筋	百十
大身かはり之事	百十	紺く、し	百十	升頭巾	百十一
にた山	百十一	雨くれなる筋	百十一	地赤地黒地白	百十一
かいきりと云ふ事	百十二	すばたんの事	百十二	ぬき白の事	百十二
段の物	百十二	目結鹿子	百十二	朽葉色楡皮色	百十二

附帶之事	百十三	茶屋染之事	百十三	重陽小袖之事	百十三
たすきの事	百十三	紫裏之事	百十三	ふけの小袖之事	百十四
けかけの帷子	百十四				
烏帽子之部					
古の烏帽子之事	百十四	さびの事	百十四	緑塗の事	百十五
立るぼし	百十五	風折るぼし	百十六	るぼしの肩の事	百十六
平禮	百十七	軍陣もみるぼし	百十七	梨子打	百十七
引立圖	百十八	柳さび	百十八	横さび	百十九
上古の折烏帽子	百二十	今の折るぼし	百二十	小ゆひの事	百二十一
てうづかけ之事	百二十一	小ゆひの仕様	百二十一	るぼしの筒の事	百二十一
小ゆひてうづかけの事	百二十二	てうづ掛をるぼし掛と云ふ事	百二十一		百二十二
紫皮のるぼしかけ	百二十二	赤革の烏帽子かけ	百二十二	てうづかけかけ様	百二十二
組ゆひたる烏帽子かけ	百二十三	長小結の事	百二十三	打かけるぼし	百二十四
折烏帽子の時の装束之事			百二十四	溢ぬりるぼし	百二十四
むくの實色	百二十五	公方様御烏帽子	百二十五	細るぼし	百二十五
軍陣烏帽子	百二十六	横さび折るぼし	百二十六	引入るぼし之事	百二十六
るぼしの針	百二十六	ふくろの烏帽子	百二十七	長るぼし	百二十七
立烏帽子恰好	百二十七	立るぼし名所	百二十七	長小結黒皆と云ふ事	百二十八
烏帽子のふさの事	百二十八	るぼしぬり様の事	百二十八	以上	

貞丈雜記卷之四

役名之部目錄

三職之事	百二十九	管領之事	百二十九	四職之事	百二十九
御相伴衆	百二十九	御供衆	百二十九	政所	百三十
御所奉行	百三十	所司代	百三十	評定衆	百三十
奉行衆	百三十	奉公方	百三十	走衆	百三十
申次	百三十一	五ヶ番	百三十一	番方	百三十一
節廻衆	百三十一	探題	百三十一	在國衆	百三十一
國人之事	百三十一	侍所別當	百三十一	小侍所別當	百三十二
房	百三十二	中間	百三十二	小者	百三十二
中間苗氏不名乗	百三十二	古之中間小者	百三十二	雜色	百三十二
かせもの	百三十三	承仕	百三十三	御所侍	百三十三
同朋ニヶ條	百三十三	御未男	百三十四	格勤	百三十四
被管	百三十四	武家十一位之事	百三十四	御部屋衆	百三十五

調度掛四ヶ條	百三十五	使節	百三十六	蔭涼軒	百三十六
布衣之役	百三十六	太刀はきの役二ヶ條	百三十六	侍法師	百三十七
弓袋指二ヶ條	百三十七	草履取	百三十八	公人朝夕人	百三十八
非上げす	百三十八	隨身	百三十八	如木退紅	百三十八
駕輿丁	百三十八	仕丁	百三十九	押領使	百三十九
倉法師	百三十九	代官	百三十九	舍人之事	百三十九
前駈	百三十九	雜掌	百四十	放免三ヶ條	百四十
御なか頭	百四十一	力者	百四十一	足輕	百四十二
公方之御小者	百四十二	房のひたひ髪	百四十二	馬廻侍	百四十三
乗替	百四十三	馬部吉祥	百四十三	旗差	百四十三
鞭差	百四十三	御鏡着	百四十四	隨兵	百四十四
孔子之役二ヶ條	百四十五	國司守護領家地頭	百四十五	從者	百四十六
念人	百四十六	右筆	百四十六	兄弟部	百四十六
仕丁	百四十六	御小袖御番衆	百四十六	奈良之御供衆	百四十六
三國司	百四十六	國分奉行	百四十七	廳御坊	百四十七
半守護	百四十七	家司役	百四十七	引付方奉行	百四十七
油持	百四十七	出車衆	百四十七	公方人公方者	百四十八
御はからひ方右筆	百四十八	との右筆	百四十八	唐物奉行	百四十八
御出奉行	百四十八	御さし之事	百四十九	近習之事	百四十九
觸口之事	百四十九	執事代	百四十九	年寄家老宿老雜掌何誰代	百五十
高家之事	百五十				

官位之部目錄

官職之事	百五十	位之事	百五十	補任之事	百五十一
叙爵之事	百五十一	權官之事	百五十一	兼官之事	百五十一
前官之事	百五十一	散位之事	百五十一	昇進之事	百五十一
越階之事	百五十一	叙留之事	百五十二	相當と云ふ事	百五十二
贈位贈官	百五十二	職掌	百五十二	品位之事	百五十二
除目之事	百五十二	叙位之事	百五十二	節會	百五十二
上卿之事	百五十三	内辨外辨	百五十三	長橋局	百五十三
攝政關白之事	百五十三	口宣之事	百五十四	宣旨之事	百五十四
繪旨之事	百五十四	位記	百五十四	宣命	百五十四
准后	百五十四	院	百五十四	東宮	百五十四
女御	百五十五	公卿	百五十五	殿上人	百五十五
昇殿	百五十五	堂上と云ふ事	百五十五	遷任	百五十五

將軍宣下	百五十五	禁色宣下禁色之事	百五十五	兵杖宣下	百五十六
隨身	百五十六	文官武官	百五十六	御即位	百五十六
踐祚	百五十七	大嘗會	百五十七	國母	百五十七
天子之御事ニ付尊稱品々				院之御事	百五十七
東宮之御事	百五十七	攝家之事	百五十八	位階之事	百五十八
官途之事	百五十八	受領之事	百五十八	督之字之事	百五十八
太輔少輔之事	百五十八	正之字之事	百五十八	太夫之事	百五十八
四分官之事	百五十九	判官	百五十九	官位唐名	百五十九
太閤	百五十九	源氏長者	百六十	淳和院非學院別當	百六十
四品之事	百六十	宰相之事	百六十	如木	百六十
退紅	百六十	公家之事	百六十一	位署書之事	百六十一
侍讀	百六十一	一人のよみの事	百六十一	官位故實之書	百六十一
秘負之事	百六十一	廷尉佐	百六十一	女官	百六十一
傳奏	百六十一	幕下	百六十二	柳營	百六十二
大樹	百六十二	坊官	百六十三	侍法師	百六十三
外記	百六十三	官務	百六十三	警蹕之事	百六十三
文位勳位	百六十三	みかうしと云ふ事	百六十四	内侍宣のよみ	百六十四
職事	百六十四	陣之座	百六十四	南殿之事	百六十五
町人之官位	百六十五	三公九卿	百六十五	月卿雲客	百六十五
上達部	百六十五	百鋪	百六十五	内と云ふ事	百六十五
朝の字みかど、よむ事	百六十六	天子之御事	百六十六	天子の御嫡子之事	百六十六
新嘗會	百六十六	非參議	百六十六	職車散事	百六十六
陰陽家	百六十六	無官之太夫	百六十七	讓位	百六十七
受禪	百六十七	遜位	百六十七	公事	百六十七
諸王	百六十七	内親王	百六十七	法親王	百六十七
入道親王	百六十七	無品親王	百六十七	門院之事	百六十七
重祚	百六十八	御宇	百六十八	被官	百六十八
被接官	百六十八	流外官	百六十八	令外之官	百六十八
立坊	百六十八	立后	百六十八	出居侍從	百六十八
國司	百六十九	八介	百六十九	内位外位	百七十
國主	百七十	太守と云ふ事	百七十	布衣始	百七十一
北面始	百七十一	殿下	百七十一	木鳥	百七十一
番長	百七十二	番頭	百七十二	下臈の御隨身	百七十二
假御隨身	百七十二	衛府之侍	百七十二	兼宣旨	百七十二

拜賀奏慶慶賀 百七十二 執柄の事 百七十三 武家ヲ清花に準ずる事 百七十三
以上

貞丈雜記卷之五

裝束之部目錄

素襖之事廿ヶ條圖	百七十四	狩襖之事二ヶ條	百八十	肩衣之事四ヶ條	百八十一
半袴之事	百八十三	上下之事四ヶ條	百八十三	直垂之事廿二ヶ條圖	百八十三
大口之事圖	百八十五	狩衣之事圖並布衣之事	百九十一	指貫之事圖	百九十二
小袴之事	百九十三	葛袴之事	百九十三	水干之事五ヶ條圖	百九十三
盤領方領之事圖	百九十五	長絹之事二ヶ條圖	百九十六	十徳之事三ヶ條圖	百九十七
四幅袴之事圖	百九十八	脛巾之事圖	百九十九	行腰之事六ヶ條圖	二百
革袴革衣之事	二百一	女房衆裝束之事圖	二百一	束帶之事	二百三
衣冠之事	二百三	掛之事	二百三	衣之事	二百四
出衣之事	二百四	袖之事	二百四	腰繼之事	二百四
下袴之事	二百五	端袖之事	二百五	縫着之事	二百五
山伏裝束之事二ヶ條圖	二百五	腰當之事	二百六	狩裝束之事	二百六
袖細之事	二百七	傍緒之事	二百七	裝代之事三ヶ條圖	二百七
御禮之事圖	二百八	金巾子御冠之事圖	二百八	御引直衣之事	二百八
小口之御袴之事	二百九	紅梅二品有之事	二百九	綾之文小葵之事	二百九
穀織之事圖	二百九	固文浮文之事	二百十	浮線綾之事圖	二百十
二重織物之事	二百十	白襖之事	二百十一	縮線綾之事	二百十一
熟線綾之事	二百十一	魚綾之事	二百十一	練色之事	二百十二
練之薄物之事	二百十二	牡丹色之事	二百十二	蒲萄染之事	二百十二
麴塵之事	二百十三	海松色之事	二百十三	朽葉之事	二百十三
羅之織目之圖	二百十三	平絹羽二重之事	二百十三	夏冬生糸練糸之事	二百十三
宮形之事圖	二百十三	一斤染之事	二百十四	片色之事	二百十四
綾文之事	二百十四	打並板引之事	二百十四	引倍支之事	二百十五
笠之事	二百十五	衣紋之始之事	二百十五	紋丸之内書事	二百十五
搔練之事	二百十六	一ッ襟之事	二百十六	當色之事	二百十六
淨衣之事	二百十七	褐衣之事	二百十七	小袍之事	二百十七
指子之事	二百十七	入紐之事	二百十七	細長之事	二百十八
練貫之事	二百十八	武家內衣之事	二百十九	直綴之事	二百十九
淺沓之事圖	二百十九	鼻高沓之事	二百十九	深沓之事	二百十九
袖括之事	二百二十	夜具之直垂之事	二百二十	子持筋之事	二百二十

火事裝束之事

二百二十一

九裝束着様之事

二百二十一

以上

貞丈雜記卷之三

小袖類之部

一 小袖と云ふ事上古は裝束の下に着する衣服をば褂ツツとて袖を大にしてひろ袖にして着したる也そのうちきの袖の大なるに對して常の衣服をば小袖と云ふなりかたひら單物あはせにても袖を小さくして袖下を丸くしたるは皆小袖なりわた入れたるはがりを小袖といふはあやまりなり

一 ねりぬきと云ふは絹の名なり絹のたて糸を生糸にしてぬきをばねり糸にて織りたる物故ねりぬきと云ふ也されば文字には練緯チヌキと書くべき事なれども昔より練貫チヌキとも書き來れり昔は文字の吟味もなく書き用ひたる事多しさて此のねりぬきにしゝらのねりぬきのしめのねりぬきとて二の品ありしゝらのねりぬきをば今はしゝらのしめと云ひのしめのねりぬきをば今はのしめとばかり云ふ也本はしゝらをのしたる故のしめと云ひたるを今しゝらのしめと云ふはどなへあやまり也

一 しゝらのねりぬきは昔は男も女も着る物也のしめのねりぬきは男の着る物にあらず御成次第古實に云くのしめの事男衆の年よりたる人の自然めし候はんする歎御女房衆さへ年廿八に御なり候五月五日の午ノ時までめし候其の以後めし候まじく候云々

貞丈云く今は將軍家よりの御定にて侍従以上はしゝらを用ひそれより以下はのしめを用ふる也かやうの事は其の時代くの御定による事なれば是非は申しがたし

一 ねりぬきにおり筋ヌメかうしこかうしすぢみす紅梅コウバイぬき白などの品々あり左に記す

尺案往來ニ練緯トアリ

練實ニ格子ナリ
小袖ト云フナリ
鎌倉年中行幸
ニ云々大練實
御女房様可
被召云々

兼中登記ニ云
紅梅メキ
ハマメ
申候

貞順女房衣裝
次郎に云くは
こつよせは
こきべにの筋
さ又うすきへ
一のすぢを
申候

一 おり筋と云ふは横に筋をふとく織りたるを云ふ也今のしめに腰の所に筋を織るはおり筋を腰の所にばかり
おりたる也いにしへの織筋は惣體殘らす筋を織りし也
一 かうしと云ふは格子と書きて恭盤の目のごとくたて横に筋をおる也是れは古は位高き人ならでは着ざりしな
り條々聞書云く女中衆もかうしの織物うちまかせてはえめし候はず候云々又云ふ御免にてかうしをばめし候云
々

一 こかうしは紅格子也鎌倉年中行事に紅格子とあり地くれなぬにかうしを織る也是れも高位の女房衆ならでは
着ざる也御成次第古實に云くこがうしは御女房衆にも御中臈衆はめされず候是れもくわしよくにて候(くわし
よくとは花飾と書きて一段結構なる物と云ふ心なり)自然中臈衆の内に上意に相叶候方々御ゆるし候へばめし
候云々(地紅にて筋の色は何色にもする也)

一 すぢみす又すぢみそ又は筋すだれとも云ふ筋を細く簾のこごとく織りたるを云ふ條々聞書に云く中臈はかうし
の織物うちまかせてはえめし候はず候筋みそなごめし候御供古實に云くかうしにて候はで筋すだれをおりたる
織物をば中臈もめし候云々

一 紅梅と云ふは徑糸は紫緯糸は紅にて織りたるを云ふ也筋なし(色タテメキ交ゼテ赤クロク見ユ上代ニ紅梅ト
云フハモ、イロノコキヲ云フ二品ナリ)

一 ぬき白と云ふは徑糸は紫緯は白にて織りたるを云ふ也筋なし

一 くれなる筋と云ふは地色は何にても紅の横筋を織りたるなり御供古實に云く紅筋の事男は十四五歳までにて
候云々是れも織筋の内也

一 ひとつませとも兩はうひとつませとも云ふは紅梅の筋とぬき白の筋と一つませに織りたるを云ふ(紅梅とぬ
き白と兩方かねたるなり)御供古實に云くわかき間計可有着用候女房衆年ふけても用ふ云々

右かうしより以下皆ぬきぬきの織り様也是れを織物と云ふ也御成次第古實に云く男衆の織物着候はんずる事有
るまじく候但被下候へば着候也云々織筋と云ふは織物の部には入らざる也蜷川記におりすぢをば老いたるわか
きによらず似合候やうにおらせ候て着候云々

一 今腰かはり腰あきなどしてのしめの腰にはかり筋を付くるは古の織筋を腰にはかり織りたる也古はこし替り
腰あきなど、云ふ事なし總體に筋を織りしなり

一 今の世婚禮の時腰かはり腰あきなど、云ふ名の與かはり與あきと云ふに似たるを忌みて無地のしめと云ふ物
を着す其の無地のしめと云ふ物筋を織らぬぬき也昔は腰替り腰あき無地のしめなど、云ふ事は曾てなかり
し也末の世に至りてかやうの事はやり出て法式の如くなる也

一 小袖ぬきと云ふ事古は殿中にも私にもあり是れは猿樂に能をさせられ酒宴なかばに小袖をぬきて猿樂にとら
する事也

一 家の定紋といふ物は本は旗幕などに付くるしるし也素襖直垂小袖などには家の紋付くる事もあり外の紋付く
事もあり委しく装束の部に記す又條々聞書に云く公方様御服と申すは織物(色御紋不定)白きあや又はあやつむ
ぎを地を色々に染めて御紋むらさきなどに付け候云々

一 舊記に織物と云ふは紋がらを織りたる也練實もかうしなどを織りたるは織物と云ふ此の事は前に記す又から
織物と云ふは唐より渡りたる織物也から物とあるも此の事也

夫木抄ニ衣笠
内大臣の歌ニ
まきしにまや
ぬから人のう
たればたえに
きれ木綿をよ
める歌也木綿
の種乃絶たる
事なよめる歌
なり
女房筆法に云
所に御しつまる
候事まつこ
の物二御
おんを二御
あるべし
より九月迄は
さのひものう
す御むしるの
真すしたるの
へ候也云々
東鑑ニ股解ト
アリヨムハツ
治拾遺卷九第
五條にたけた
たるものあ
ひげにて年五
十はきりなる
太刀はきり
できたり云々
宗五部ニも
はばきあり
直江の宿にて

おひらさ
のけおび五尺
ののつら五尺
さあひのの
さけおびは
さけおびは
○中帯と云ふ
は白小袖斗に
て打かけせし
夏ならばこし
まきもせす
るによりて中
帯と云ふ也
むすび前にて
さく前にて小
結ふ也やう
に段かはし
ごなるべし
按ズルニふん
せしの事下
帯と云フ事
ヨリテ料簡ス
ベシ源平盛衰
記卷十一ニ
後布引ノ二
入ル條ノ二
は備前ノ下
尺八寸ノ太刀
間分秘藏シタ
ニハサシテ
入去テ下
ハフンドシ
古今著聞集
十馬騎ノ用
意ニ

までかゝるをばも、はゞと云ふなり今も、ひきと云ふはも、はぎと云ふ事を云ひあやまりたる也も、はゞきの略語也

一蒲團の事右にも記す如く圓座の事也東山殿の同朋相阿彌が記したる御飾書に西指菴の納戸の内に曲案の上に蒲團置かるごあり是れ圓座の事を云ふ也

一合羽と云ふ物古はなき物也合羽は近代の物也いにしへは侍も袴を着したる也條々聞書に御供の衆もみのめし候ごありかつばと云ふ詞は阿蘭陀の詞也阿蘭陀の人の上に着る衣服にかつばと云ふ物ありその形をまねて作りたるを坊主合羽と云ふ始は是れをかつばと云ひしが後に袖を付けたる合羽を作り出だして始のをばぼうづかつばと云ふ也

一古の女の帯今の帯の如くは、廣き物にはあらずふくさ帯などいふ物なし皆さげ帯也貞衡云くさげ帯は裳袴と云ふ物の帯と同じこしらへ也ひとへまはり也中に鳥の子の紙を入る上臈は總様金みがき也其の下はこしあけとて腰の色をかへうす紅梅などにそめて前に下る分金みがき也云々裳袴とは公家上臈装束の上に裳といふ物をめす也裳をめす時着給ふ袴を裳袴といへる也緋の袴の事也其の袴の下にする帯と同じこしらへにさげ帯を作る也金みかきとは一面に金にする事也前に下るとは前にてむすび下ぐる也此の帯の地はあつ板うす板なるべしあつらへて金みがきにもこしあけにも織らす成るべし條々聞書に云く古帯は六つわりにて候慈照院殿御代より八つわりになり候人に不寄候云々六わり八わりは一幅を六にわり八にわるを云ふ人に不寄とは貴賤男女によらざる也(女の袴の圖裝束部にしるす)

一うぶぎと云ふは本名うぶぎぬ也産衣と書く也うぶぎぬは小兒誕生の時陰陽頭に(陰陽師のかしら也)仰付けられ小兒の性に合ひて吉き色をかながへさせて其の色に染めて召さする事古法也然れども其の儀なき時は白と空色(そら色とは淺ぎの事)とを用ふる法也貞衡云く近世糸にて花がたなど縫ふ事古はなき事也

一婚禮の時よめ君の衣裳は上着にさいはひびしを織りたる白き綾を着る也婚入記にいしやうはうはぎにさいはひびし白き綾とあるを句切をわろくよめは衣裳法は黄にさいわひびしとなる如此よめはわろし心得の爲記之

一小袖にふり袖とめ袖と云ふ事昔はなき事也舊記にみえず小兒は陽氣さかんにて身の熱氣をもらさゞれば病をわづらふ事ある故小袖の左右の脇袖の下の邊に口をあけていきをぬく也袖を長くする事なし是れをわきあけと云ふ也簾中舊記にわきあけと云ふ事有るは此の事なり今は八つうちと云ふわきあけの體袖の下の所身ごろをはなれて今のふり袖の短き物の様にありしより次第くく袖を長くして風流にしたる也寛文年中の比迄は女子のふり袖登尺四五寸計なるを十六七歳の人着るを其の比は大ふり袖とて昔なき長袖也と申しける由古老の物語也

今はいよ／＼長くなりて貳尺四五寸に成りたる也ふり袖はいにしへなき故昔は袖とめの祝と云ふ事もなし

一下ひもとも下の帯とも云ふは小袖の上に結ぶ常の帯の事也裝束を着すれば裝束の下になる故下ひもとも下の帯とも云ふ也下ひも下の帯は古歌にもよみたり今俗にふんどしの事を下ひも下の帯と云ふはあやまり也(はだの帯と云べし下に見ゆ)

一ふんどし本名はたふさぎと云ふ(とうさぎとよむべし)又手綱とも云ふ是れ上古よりの名也字ニハ積鼻袴と書けども非なり積鼻袴は別なり今も房州の人はたふさぎと云ふ也田舎にはふるき詞も残りて有る也たふさぎとは手ふさぎ也手にて前をふさぎかくすべきを手の代りに絹布にてかくす故たふさぎと云ふ也手の字をたともよむ也ふんどしと云ふは賤詞也

ニヤカ子テ
カレタリ同
相摸の部ニ
チタフサギ
カキテ子出
テタリ

宇治拾遺卷十
二第八條賀茂
祭の日ははだ
さきばかりを
しにばかりを
刀にばかりを
せたる女牛に
乗りて大宮より
河原までわれ
は東大寺の聖
實なり給へ
しつたり給へ
御寺の大衆よ
り下部にいた
ひかん云ふ

○光大按ずる
にタフサギト
ハマダフサギ
ノキマツイ
ベキマツイ
なるべしと
はタフサギ
傾いてトウサ
キといふなり

○延喜式縫殿
寮式ニ條ニ
別ニ條ニ中
三條ニ條ニ
三條ニ條ニ
別ニ條ニ
別ニ條ニ

云々相の御
は幸相の御
納言の御
さすの御
のれいなら
さまことにお
いしげなり

當用抄ニ云ク
手綱は白染
手綱の先は
計もえき其
つり一丈ほ
えきに白筋
を付け染め申

養老記にや
たづなにさ
トアリ何レ
ナリ

會我物語す
ふの事出た
る所にたつ
さきまうけ
さあり

一肌のおびの事を湯具と云ふも本名にはあらず湯風呂に入るに賤き人はたふさぎをもぬき捨て入れどもよき人はさやうにせず肌のおびをして入る也是れに依りて湯具と云ふ湯に入る道具と云ふ事也

一女のたふさぎをばまたもと云ふ也后宮名目抄に見えたりまたもは下裳と書く也今女の詞にゆもじと云ふは湯具と云ふ事也

一積鼻禪の事積鼻はこうしとよみて牛の子也人の膝に兩方くばみめありて牛の鼻に似たる所を積鼻と云ふ積鼻までとどく程の短き禪を積鼻禪と云ふ和名抄云禪方言ノ註云袴而無袴謂之禪音昆和名須萬之毛能一ニ云知比佐岐毛乃史記云司馬相如著積鼻禪章昭曰三尺布作之形如牛鼻者也此ノ章昭ガ註ハ禪ノ形ガ牛ノ鼻ニ似タルト云フ

右和名抄ニハ禪ノ字ヲスマシモノトモチヒサモノトモヨミテタフサギト云フ訓ナシ(タウサキハ今ノフンドシナリ禪トハ別ナルヲ知ルベシ)源平盛衰記宇治川先陣ノ條ニハダバカマヲカキトアルハ禪ノ事也短キ袴也古人ハハタカニナル時ハ必禪ヲハクナリ禪ノ下ニハハダノオビアリハダノ帯ノタツナト云フ

一はだの帯の事和尚抄禪ノ條下ニ唐韻云松(職容反與鐘同)楊氏漢語抄ニ云松子毛乃之太乃太不佐岐一ニ云水子小禪也と見えたりモノシタノタフサキとはもといふは禪の事を指して云ふ也禪の下のたふさぎと云ふ心也是れ絹布を禪に縫はずして一幅のまなるを用ふ今ふんどしと云ふ物古はたづなとも(義貞記會我物語にたづなとあり)はだのおびとも(澤巽阿覺言にはだの帯と有り)いひ又俗にまたおび(盛衰記ニアリ前ニ記ス)とも云ふ物也皆たふさぎの事也唐韻に松小禪也と云ひて唐にては松も禪の額にて日本のたふさぎには合はねども和名抄には松は禪の下にはく物日本のたふさぎは禪の下にかく物なるゆゑ義理をなぞらへて此の字を用ひたる也

一今木と湯巻同物也(イトニ音相通故ユマキヲイマキトモ云フ也大江山ヘユクト云フ事ヲ大江山イク野ノ道ノ遠ケレバト云ヒカケタルニ同例也)東鑑卷四十二建長四年壬子四月一日ノ條ニ御小袖十具御大口一ツ唐織物御衣一領御朋友一ツ今木一ツ(下畧)又榮花物語(初花ノ卷寛弘五年九月十日中宮彰子後一條院ヲ生ミタマフ條ニ)云く御ゆどの酉の時とぞある(中略)女房皆白き装束どもにて御ゆどの、いまきなどみな同じ事也云々禁秘抄(恒例毎日次篇ノ篇)早旦供御湯主殿官人奉行(近代多允五位也)釜殿運湯(中略)凡禁中着湯卷上臈一人典侍一人也候御湯殿故也云々壺井義知ガ校正ノ禁秘抄ニ湯卷ノ傍ニ白生衣ト注シタリ(貞丈云ク天子御湯ヲ召ス時上臈一人典侍一人「典侍ハナイシノスケナリ」御湯ヲメサスルニ常ノ衣ノ上ニ白キ生絹ノ衣ヲ着テ御湯ヲアビセ奉ル也其白キ生絹ノ衣ヲ湯巻トモイマキトモ云フ也是ハ湯ノ滴ノ飛テ衣ヲ濡スヲ防グベキタメノ衣ナリ)

一舊記の中に手綱と云ふ事あり馬の手綱の事にはあらずたふさぎの事也(たふさぎは今ふんどしと云ふ物)着服の類の所に手綱とあるはたふさぎの事と心得べし體源抄と云ふ書に(樂人豊原家の書也)義家朝臣の鎧着の次第を記したる箇條に第一手綱第二小袖(練貫黄色)とあり此の手綱といへるは積鼻禪の事也馬の手綱にはあらず又殿中日々記(蜷川新右衛門親元日記也)に云く寛正六年八月十三日御風呂御成御供衆已下一献例式御くします御湯かたひら御たづな御たふ御むしろ新調云々此御たづなもふんどしの事也(御たふは御太布にて風呂敷手のごひ料たるべし)馬の手綱にあらず

一とち染と云ふ染様の事眞鏡犬追物記に云く犬射素襖にとり染とて五色に細筋をおしよせに玄ぼり染にする事也云々筋は横筋もおしよせとは間をせばくする也

一あかどり染の事古今著聞集にあかどり染の水干と云ふ事有り赤色細筋をおしよせてしぼり染にしたるを云ふ

候腹帯同前云々
 源平盛衰記卷廿五に(入道)云々
 道し女(嫁)云々
 取染ノ唐綾直垂ニ萌黄句ノ
 今者同集卷十(二)傳突ノ部
 水干
 二(傳突ノ部)水干
 古き繪に兩袖をさけてつたり
 えりがたを前計も下けて三寸ぐる事也如此すればうしろへくくす願ふなり
 岩間ノ事ハ大猷院様ノ御代ノ事カ
 盛衰記卷十三ニ前ノ中將ハ御座テ大口ハカニ白ニカケテトアリ

義經記に法師頭をさらされはなつつかみたるにしゆつちやうさきんひつつかみ鬼の如くみえけるさありしゆつちやうさきんやうつきんも同じ物也剃髪も髪力者も剃髪物也
 貞丈接するに古より麻衣は腰者の服とす共夏にあらざるにてもあつたに塔へ懸きよりにしばらき

なるべし(みぎの犬射素襖のとりそめに付きて考へたるなり)又難太平記に今川家の笠しるしに赤烏を付けしとあるは赤どり染にはあらず女のあかどり也婚入記に女儀のあかどりといふ事有り是れは染色の事にはあらず汗衫(但タシカナラズ猶可尋)の事也(童女の着する装束なり)

一古より女はよそへ出づる時はかづきをする也今も京大坂などの女はかづきをする也ふるき物語などにきぬかづきの女とあるは此の事也古のかづきは白きひとへの小袖なり古き物語にうすきぬ引きかづきなど、あるはひとへなる故うすきぬと云ふ也今は色々に染めてうら付けたるも有りもやうをも染めたるも有り昔は兩袖を頭の上重ねて針にてさし置きたりと云ふ説あれども古も袖をさげてかつきたり古き繪に見えたり今も兩袖をさげてかつく也かつきのたちぬひ常の小袖に替る事なしえり形を前へ下けて裁つ也是れはひたひへふかくか、り顔をかくす爲也江戸にては今はかつきする事なし是れは昔岩間八三郎と云ふ浪人十八歳なりしが松平伊豆守を恨むる事ありてねらひしがかつきを着して近付き女のまねして伊豆守を討たんとせし事ありし故關東にはかつきを禁せられし也依之ぼうしなど云ふ物を用ひ若き女などはあみ笠をかぶりたりし由ある老人の物語しける也(カツキノ圖末ニアリ)

一禮服を着せざるを(禮服とはすべて小袖の上に着するしやうぞくの事也)びやくえと云ふ事びやくえとは白衣と書く也公家衆の平服はるぼしをかぶり上は直衣といふ装束を着し下はさしぬきと云ふはかまを着給ふなり小袖は白小袖也びやくえといふ時はるぼしをかぶりさしぬきを着て直衣をは着し給はぬ也直衣を着し給はず白小袖をあらはす故白衣と云ふ也武家にては其の心にてるぼしをかぶり袴をば着して上にはすあふにてもひた、れにても着せずしてあるを白衣と云ふ也肩衣袴の時は肩衣を着せず袴ばかり着したるは白衣也今時は袴も着せず

す小袖計着るを白衣といふはあやまり也又腰の物さ、ぬをびやくえと云ふはいよいよあやまり也
 一そめつけの小袖と云ふ事年中恒例記八月朔日の部に云く女中衆あはせ着用之也同染付とて文をあをく染めたる小袖を被着之也今月中着之云々文とはもやうの事を云ふ今小紋と云ふもの也藍にて染めたる小紋の小袖の事也

一づきんの事蟻川記に云く頭巾御免候てかつき候事色などは定り候はず候云々いにしへの頭巾の形如何共しれず候古は何事もあまりたくは過ぎたる物なければ頭巾も今の世のすみ頭巾などを用ひたる歟

一しゆちやうづきは剃髪の者のかぶる頭巾也源平盛衰記に太夫坊覺明は首丁頭巾ふしなはめの鏡を着る又首丁頭巾に腹巻着たりなどしてとあり又平家物語に土佐坊昌俊黒草の鏡着て首丁頭巾を着たりとあり鎌倉年中行事に成氏の出陣の事を記して御方者或は十人或は八人又は六人何も出長頭巾とて黒布にてく、りてうしろの方をば廣くして中一所ばかりとちたるをかぶり白き素袍に染めたる小袴引敷き付けて太刀をはくとあり首丁頭巾も出張頭巾も同物也又頭長頭巾とも書く也出陣の時ばかりかぶる物にて常に用ふる物にはあらざる歟

一今の世七月七日八月朔日七月十五日には必白かたひらを着する事にしへはかたひらは白を本としける由舊記に見えたらば(宗五大双紙其の外舊記に見たり)着之なるべし然れども五月五日には白かたひらを不用右に云ふ如くかたひらは白を本とする故古は五月五日(當時五月五日は染かたひら徳川家の御定なるへし古には此定なし)にも白を用ひし成るべし五月五日に限り染かたひら着すといふ事舊記には見えざる也白を用ひしなるべしある人の説に七夕中元八朔に白かたひら用ふる事秋は金氣の節也金の色は白シとするが故なりといへり此の説あやまり成るべし此の説の如くならば夏は火氣の節也火の色は赤シとする故五月六月は赤きかたひらを用ふ

しげめゆひ今
は徳のこま
云ふ也大木抄
の歌あふ事正
しげめゆひか
さ思ひしなご
人をのまじ
からくればな
紅又唐土よ
さ赤く唐土よ
り波りし云
し物にてけな
のこき色にて
黒のあをほさ
なまして云ふ
也則こきくれ
なる同じ事也
も茶色云ふ
にてくるの
意を云ふ同じ

地下ノ女ノウ
チカケスルハ
女家ニテ女房
ノ小ワチキト
云フモノナリ
チカケタル
チマナブモノ
ナリ

雅英裝束抄ニ
こし巻の名見
えたる
腰巻のたぢは
ひ小袖にのほ
る事なし然し
なむらえりか
たな廣くあわ
るなり如此す
へ下りて見よ
き也えりかた
の廣さは人々
しほにゆるべ
女房腰巻々々
云くこし巻に
の事すしき
ぬ高のれもじ
に裕をこし巻
にする也左右

一赤子の衣服を筒袖(規式の物ニアラズ内々の服なり)と云ふひろ袖の事也うぶぎぬ(規式の物なり)は袖の下を常の小袖のごとく縫ふ也産衣を着初むるを着衣の祝と云ふ

一しげめゆひとは滋目結と書く也目結をしげく染めたるを云ふなり滋目結の鍔直垂なご云ふは此の事也(目結の事は前にしるす)

一みどり色と云ふはもえぎ色の事也淺みどりと云ふはもえぎのうすき也ふかみどりはもえぎの色こきを云ふ一くれなゐは赤き色也うすくれなゐはも色也こきくれなゐは紅の色甚こくして黒き程になりたるを云ふ黒に紛る、也

一うすむらさきは藤色也こむらさきはこき紫也むらさき色こく黒き程になりたるを云ふ濃紫と書く也(小紫と書くはわろし)

一あけと云ふ色も赤き色を云ふ緋の字をあけとよむなり紅染也
一はなだ色と云ふははな色也縹色と書く也
一うすすみ色と云ふはねすみ色の事也(此の色いまくしき色なり其の譯は凶事の部にしるす)
一眞紅と云ふはまことのへにそめと云ふ事也あかねなごにてへに染の似せ物ある故ほんの紅染と云ふ事を眞紅と云ふ

一女の帯したる上に小袖をうちかけて着るをうちかけと云ふ今も京大坂などの人はうちかけと云ふ也今江戸の人はかいどりと云ふなりかいどりと云ふ事も古き書に見えたれども(つれく草にあり)かいどりがたなど云ふはかのうちかけのつまを取りたるを云ふなり小つまをかい取るなど、云ふも同じ詞也

一いろこ形と云ふはうろこ形の事也いろこもうろこも云ふは魚のこけの事也魚の鱗のかさなりたる形如此三角なる故それを似せて△如此なるをいろこがたと云ふ也

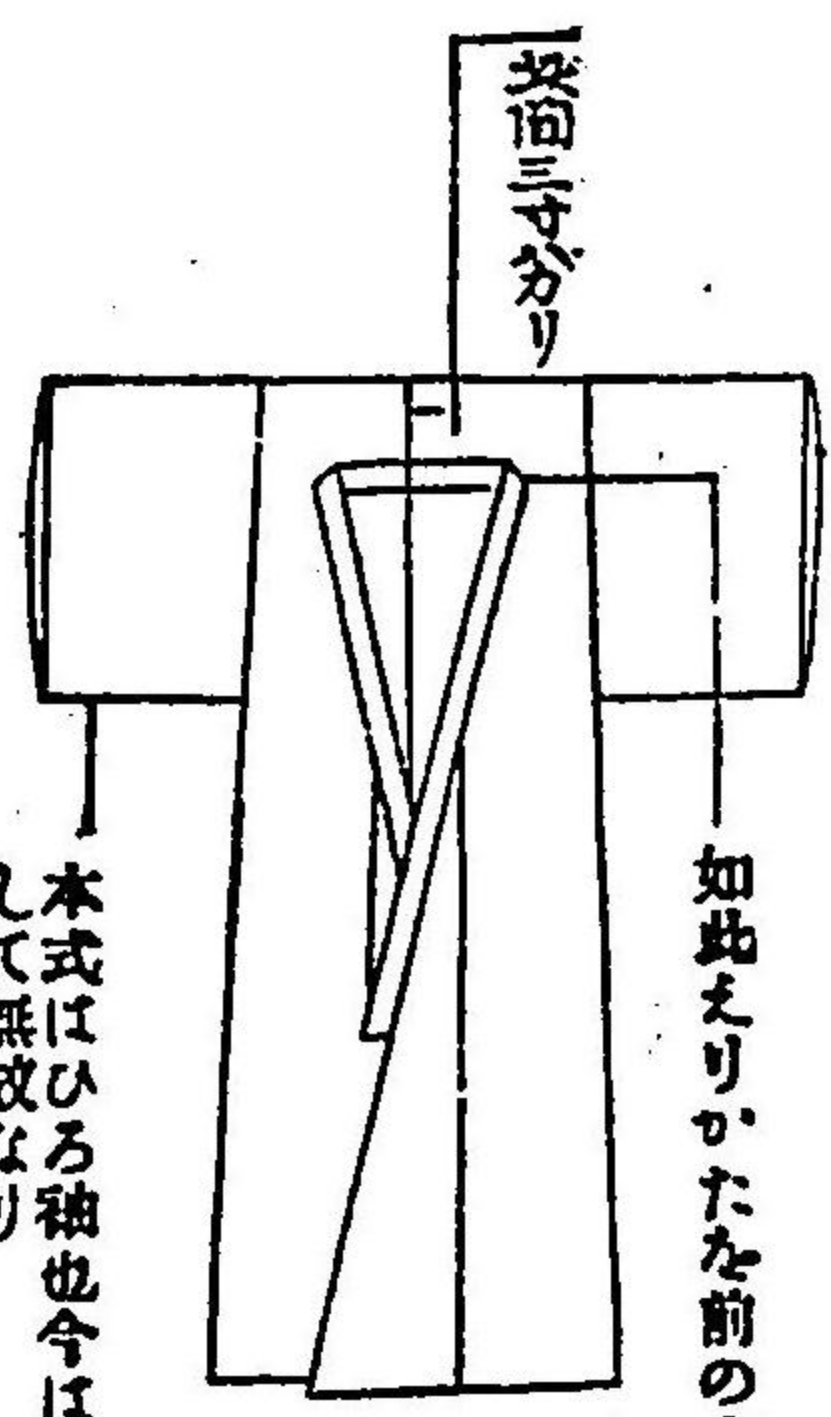
一小袖一重ねと云ふは小袖二つの事也但小袖の袖を通して重ねるにはあらず二つの小袖を別々にた、みてつみ重ねるを云ふ也酌井記に云く小袖を人に出たす事(中略)小袖ばかりはいくつ有り共かさねずして同じやうにた、むべし又書札井雜々聞書に云く小袖一重と云ふに裕は不入候た、小袖二の事也小袖はいくつもめいゝに重ねられ候云々めいゝに重ねられ候とは一つづ、た、みてつみ重ねるを云ふ也又酌井記に裕あらば重ねたるが能きなり條々聞書にあはせの重りたるは二ツにてはあるまじく候云々裕ある時は裕を小袖の内に袖を通して重ねる也裕は小袖幾重と云ふ數には入らぬ也一重と云ふは小袖二ツ積み重ねる也

一女のこしまき(末に圍あり見合はすべし)の事尻切といふ衣服を夏は腰に巻く也冬はこれをして緋の袴を着する也是れ禁裏にては雜仕御樋洗(役名なり)など、云ふいやしき女の着る物也武家にてはいやしからぬ女もこしまきする也女官裝束圖式に云く尻切は雜仕御樋洗所着也はつき(尻切ノ一名ナリ)(張着ト書ク)冬紅梅(黒赤)裏白ねり(つよくはりうつなり)帯をせずその上に精好の緋の袴を着用夏はこれを腰巻と云ふ表白すし縫はく金銀いろくもやうをつけ裏白き精好小袖のうへに打ちかけて肩をぬいて腰にまかるとあり(貞丈云く禁裏に用らる、はひろそでに縫ふ也)

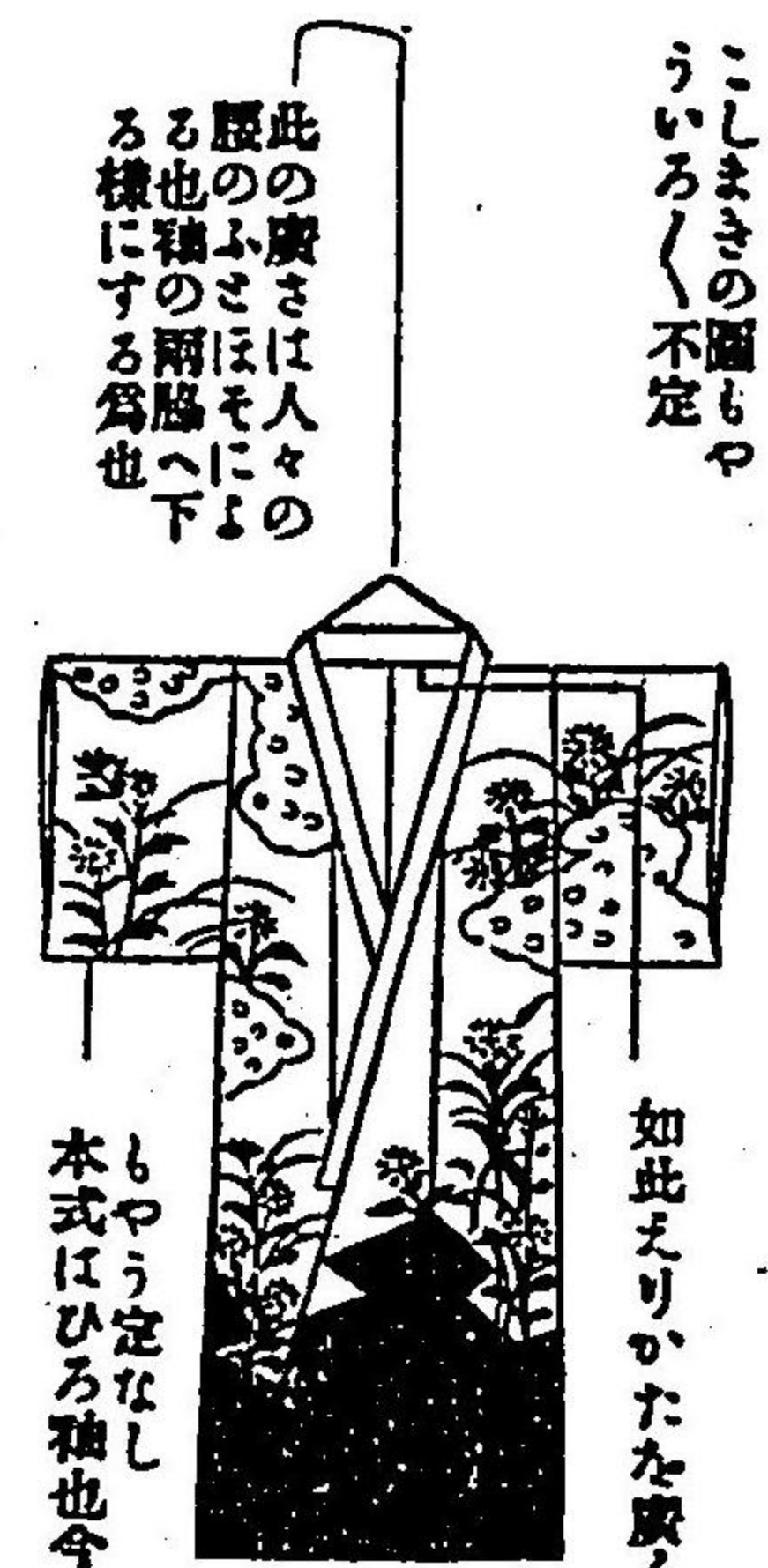
一寶つくしと云ふ物を小兒の衣服のもやうなごに付くる事古はなき事也寶つくしと云ふ事古書に見えざる物なり近世は小袖にても何にても祝ひ物には必寶盡を用ふる也
一ふすまは上古夜かぶりて寝る物也この物(今のよぎの事なり)などは後に出来たる物也ふすまといふ字は

立の脇ほかに引
て引て右の脇に
ふの手にておさ
しへておさ

袂の字也雅亮裝束抄に云く御ふすまはくれなるのうちたる袖くびなし長さ八尺又八のか五の、物也くびの方に
はくれなるのねりいとをふとらかによりに二筋ならへてよこさまに三はりさしぬふ也それをくひとせるべしお
もてこあふひのあやうらひとへもんなり云々是れは禁中の御ふすまの事を云ふなりふすまは袖なしとねの如
く四角なりへりをとる事はなし
一かつぎの圖左のごとし



如此たりかたを前の方へ下げてあくる也これにて
しらへよくかゝりておほもく
れうしろへもわくる事なし
かつきはうらなしひこへなり色
は白し今はもやうを付けて用ふ
本式はひろ袖也今は丸袖にして用ふる也本式は白く
して無紋なり



こしまきの圖もや
ういろく不定
此の廣さは人々の
腰のふさほそによ
る也袖の兩脇へ下
る様にする爲也
如此たりかたを廣くすれば袖兩脇へよく下りて見よき
也身はも廣くする也人々の身の
ふほほそによるへし
こし巻はうらありもやうを付ける
なり前に記すごとし
もやう定なし
本式はひろ袖也今は丸袖にして用ふる也

一うちおきの物とは地もんをうけおりにしたる物也婚入の記にみえたり

一天子の御紋と云ふ事上古には無之事也源平の合戦の比より御幕などに菊桐の御紋を付け始められしなるべき
歟菊桐は元來は御裝束の織紋なりそれを武家の定紋の如く御幕にも何にも付け用ひられし成るべし黃檗染と云
ふ御裝束には桐竹鳳凰麒麟の織紋あり赤色と云ふ御裝束には桐竹の織紋あるとあり又窠の中に八葉の菊同菊か
ら草の織紋あり(凡人は紋ヲ道具のおほひなどに付ルハ人の物にまされぬ爲なり天子の御物はまざるべき事な
きなり然れども後世に至りてまざる、故菊桐を付けらる、成るべし)

一十九布と云ふ事舊記に有り弓袋などにする布なり機を織る者の詞に糸四筋を一かなト云ふ(長サハ一疋の分
にても一端の分にて同じ)十かなを一たばと云ふ(四十筋なり)七ツの布と云ふは七たばにて織りたるを云
ふ一幅の徑糸二百八拾筋(二重にする故五百六十筋ならふなり)十の布と云ふは十たばにて織りたるを云ふ一
幅の徑糸四百筋(二重にする故八百筋ならふなり)十九の布と云ふは十九たばにて織りたる也一幅の徑糸七百
六拾筋(二重にするゆゑ千五百二十筋ならふなり)至極細にうつくしき布也右幾たばと云ふは皆たて糸の分量
也一たばの事を一よみとも云ふ也糸を箴へ通す時の詞也布の細きと麤きとにて箴も替る也弓馬故實に云く弓袋
の事(中略)布は十九と云ふ布也さりながら當世會てなき布なり只の布のうつくしきを用ふべしと云々
一おり色の袴と云ふ事舊記に有りおり色とは徑糸と緯糸とを替へておりたる也たどへば紅梅の類也紅梅(タ
テむらさきキキ紅)條々聞書に云く織色の袴ならばえりと袖とをしぼるべし云々御供故實に云く袴の事た、絹
可然候近年おり色の袴えりばかりしほりてめし候方も候おり色のあはせは昔は御制禁にて候つる當代御めし候
くれく此程と成候てえりばかりしほり候て着用候事不可然云々おり色といふもねりぬきのおり色なり

貞丈雜記卷之三
九ノ幅ハ五月
五日に若候夏
中着候ハ五月
去アツキ候ニ
テ候間六月ナ
ドニハ越後ナ
故實雜々聞書
ニ云クニカタ
ラシハ十九サ
候斯エチコク
ナドハセメコ
リ云々

事も裝束の部に記す

一まさそめと云ふは絹にても布にてもかたく巻きて其の上を細き緒にてかたく巻きて何色にても染めて後巻きたる緒をよけば巻きたるめとは白くなる也紅巻染の事裝束の部に記す同事也夫木抄に家集藤花源仲正の歌に藤浪のよらはれぬればむらさきのまさそめきたる松かごとぞ見る云々此の歌の心藤のつるが松によれて巻付き花さきたる體が紫の巻そめの衣を着たる様に見ゆる也

一ゆるし色と云ふは紅の色を云ふ也深紅とて紅の色をこく染めて黒くなりたるは禁色也禁色とは平人の着る事を禁制せらる、也其の禁色に對して常の紅染をゆるし色と云ふ也たれも着る事をゆるさる、心なり

夫木抄の歌に久安百首有芳門院ノ安藝(女ノ名ナリ)山もせに咲けるつ、じはさほひめ(佐保姫)にたがぬぎかけしゆるし色ぞも云々(山もせにトハ山もせばき程にと云ふ詞なりさほひめトハ春の神の名也つ、じの花の紅なるをさほひめに誰がゆるし色の衣をぬぎ着せたと云ふなり)

一きむじらうと云ふは三浦家の紋の名也三浦の紋は三ツ引也三ツ引ヲ上は黄色中は紫下は紺色に色どる也されば黄紫紺と云ふ也(紺をコウト云ふ事紺屋ヲコウヤト云ふにおなじ例なり)

一奥布と云ふ布上古ありし也奥州より出でたる物歟詳ならず東鑑に所々に見えたり鎌倉時代迄はありしがその後絶えたるなり夫木抄に光俊朝臣の歌に今は世にあるもまれなるおくぬの、もちひられしはむかしなりけり

一古は小兒には早く綿入の小袖をば着せざりし也小兒は身の温氣強き故也(わきあけとてわきの下をよさき置かざるも此の故なり)東鑑卷三十四に云く(仁治二年十一月廿一日ノ條)今日將軍家若君御前御着袴魚味也(中略)其後着始條衣給云々(條ハ綿ト同字也綿衣ハワタ入衣なり)着始の二字にて今日始て綿入を着せ參らせたるを知るべし(右ノ若君ハ將軍頼經公の御嫡子頼嗣公也延應二年十一月廿一日誕生也三歳ニテ着袴ノ祝アリシ也)其の時迄は綿入用ひざりし也

左經記寛仁口
年六月廿七日
ノ記ニ云ク長
絹一疋絹二疋

魚味ノ事飲食
ノ部ニアリ又
祝儀ノ部ニア

延喜式太政官
式ニモ見ユ

六丈細布さい
ふ物あり下に
記す
庭調往來ニ尾
八丈トア
注ニ絹也トア

一上古は絹に四品あり長絹、平絹、細絹、魚絹是れ也此の事惠命院僧正宣守の書れし海人藻芥と云ふ書に見えたり長絹の直垂(源平盛衰記明德記等見え保元物語ニモ見ユ)長絹の狩衣(古今著聞集ニ見ユ)長絹の衣(僧衣也太平記に見ユ)此れ等皆長絹といふ絹にて縫ひたるなるべし長絹二十疋長絹三十疋など、東鑑の中所々に見えたり(古事談卷二ニモ長絹二十疋經頼之許へ送道ト見エタリ)

一袖はその事裝束の部に記す

一素服の事藤ごろもの事凶事の部に記す

一懐妊の婦人の腹帯をゆはだ帯と云ふ事祝儀の部に記す

一宿衣ト云ふハ衣冠の事也禁秘抄上御膳事ノ篇ニ宿衣トアルニ壺井義知傍注ニ衣冠ノ事也ト見エタリ

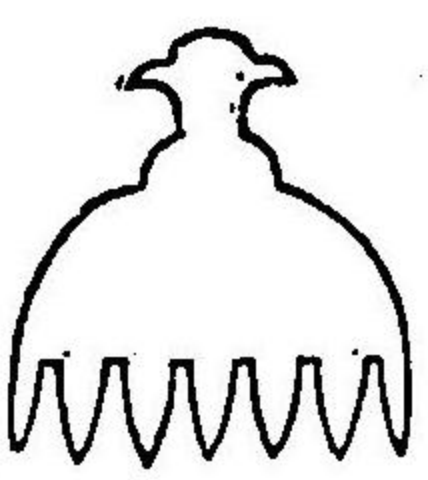
一時服の名目上古より有之續日本紀卷十二に云く聖武天皇天平八年冬十月戊申施唐僧道瑠波羅門僧菩提等時服〇祿令云凡親王年十三已上皆給時服料ニ春純二疋糸二約布四端鉄十口秋純二疋綿二屯布六端鐵四疋と見えたり

今川義元馬鞍
垢取之圖
生絹三疊四半
紺地紋金
竪四尺六寸
横三尺五寸



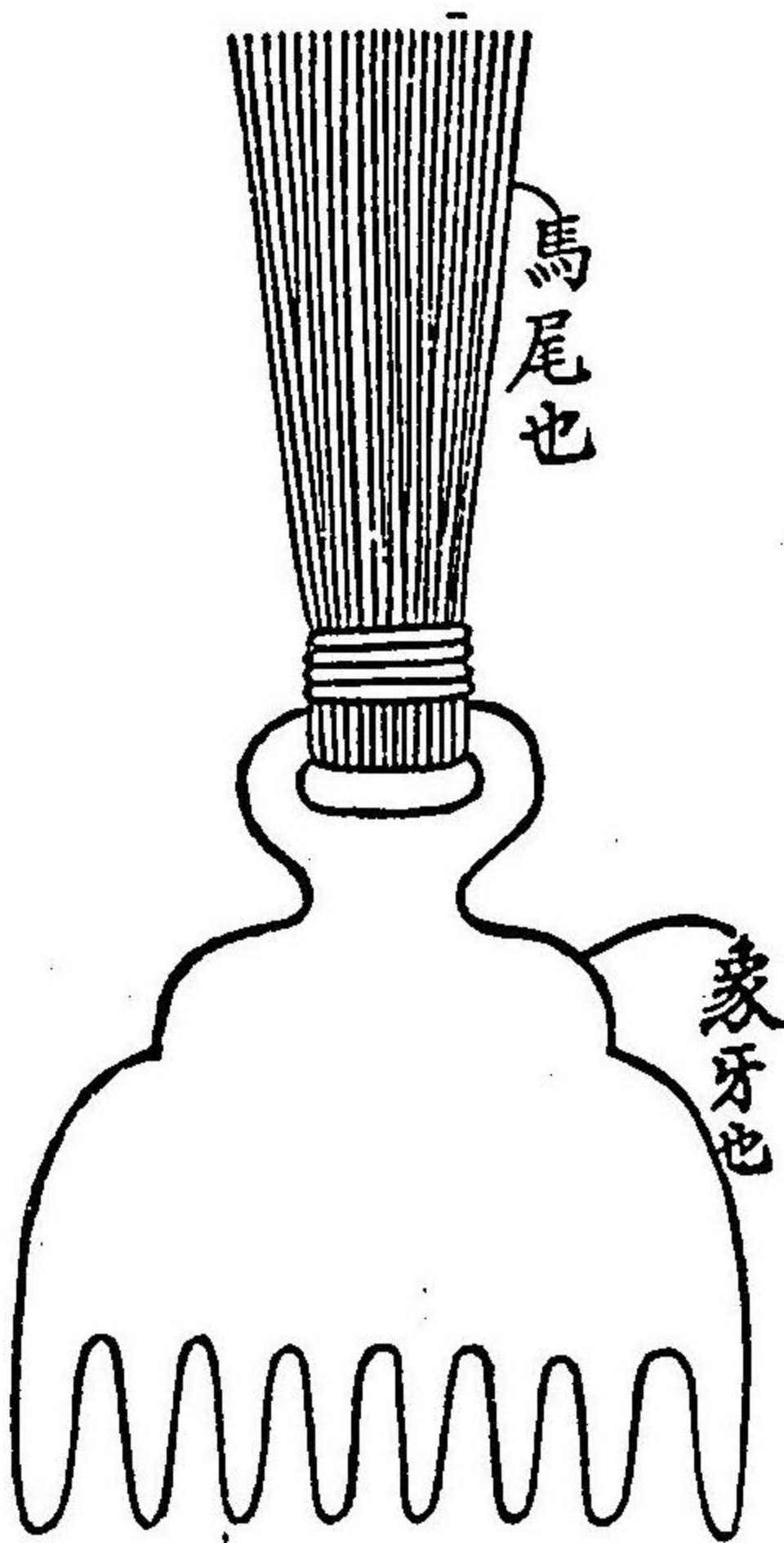
光大云く於尾州桶狭間今川義元討死の時
高木甚太郎元直分捕したる義元の馬印高木
家に代々持傳へしを寛政三年今川の庶流な
る瀬名源五郎貞維所望して買請られし也

○藤堂家の臣臼井又五郎が家の紋如左垢取と云ひ傳ふとぞ



今川義元の馬鞍の紋と同じ
臼井之姓氏出所未載

○東照宮の御養女(寶松平因幡守康之ノ女)津輕越中守信牧へ御再縁の姫君の御手道具に垢取といふもの有り
其の形如左



大サ如圖上
包にあひこ
りさ書付け
有之

○是等の圖を見て其のこと顯然たり今の世掃拂といふ物と古への物と形大に異なる故先人假字の赤鳥に惑ひて
種々の説をなしたり云々

○東條西尾の兩家は今川家の余裔にて櫛松と云ふものを紋に付くるもあかどりのかたの遣りしにもあらん歟



櫛松ノ圖

西尾 東條

兩家之紋也

右は赤鳥考の抜書也猶委しき事は本書に附きて見るべし

一小袖を丸物といふ事あり(草鹿丸物とは別なり)伊勢常真記に云く

丸物と扇と太刀人の方へ一度に渡す事先小袖の上に扇を置きて其の後

太刀を出だし候也又云く丸物と鏡と太刀を人の方へ一度に渡たす事まづ小袖の上に鏡を置きて其の後太刀を出
だす也云々

小袖を丸物といふ事は婦物に對して云ふなり小袖は表裏を具シ着らる、様に調へたれば丸物と云ふ也一圓に取
揃へ調かたる義也

一摺の小袖の事貞順豹文書に云くすりの小袖の事は依^ニ人躰二十四五迄被^レ遊候歟と見えたりすりの小袖と
は絹などの表藍又は色々の花にてもやうをすりたるなりするとは木形に草木花鳥の形をききみたるを右の木形
の上へ絹をのせ藍の葉又は色々の花を布に包みて絹の面をすれば繪やうあらはる、也是れをすりの小袖と云ふ
なり

一無紋の小袖小紋の小袖に腰をあくるおけすと云ふ事あり貞順豹文書に云く紫の小袖の事紋(小紋ナドヲ付ク
ル)ナリ定紋ニアラス)を付けたるをば着候無紋(無地ノ)のをばめすまじく候又紫も染めやうにもよるべ
く候ねりなどをこし(腰ヲ白クシテ紫ニセサルナリ總地紫ニテ腰計白クスルナリ)をあけて染めたるは猶よく

被遊候トハ人
ニ依テ着用被
遊候ト云フ事
ナリ
貞順女房衣裝
吹第に云くす
りの小袖は上
白きれりの上
に色々の繪の
ぐに候一方を
赤く仕候也
きなり

貞順女房衣裳
次第に云くは
洗滌にも又
はもえきさ
しひ見え候
はの様に染
めたるも織
りたる也
色也

貞順約文書ニ
云クカダミガ
ハリノ給ノ
是レモ十四五
マテノニテ
大追物方御書
ニ云ク文明九
年八月御方御

新刊御方御書
垂身御書
方紅馬手モ
キ被付ニツ
兩引ノ御文
云々

上野國新田山
ノ邊ヨリ出ツ
ル絹ナルベシ
仕立絹ト云フ
モ同ノ物ナル
ベキナリ

女房内々記ニ
云ク女房帷子
ナ色々ニ染メ
テ着ル俗ニ地

候歟こし(腰ヲモ紫ニソメルヲ云フ)のあき候はぬは略義に候又つむぎなどを染めたるは表むきへは不_レ出候
染小袖(惣地ヲ小紋ナトニ青ク染出シタルナリ)のこしのあき候はぬ(腰ノアキ候ハヌトハ腰ヲ白クセスシテ
一面ニ小紋ナトニ染メタルナリ)をば裏打の時は可有_二斟酌_一候又かたすそを無紋(無地ニ何色ニテモ染コシ計
白クスルヲ云ナリ)にしてこしを白くあげ候はむもんにて候はぬども何とやらんいさう(遠相ト書又異相異形
ト云フニ同シ)に相見え候間殿中へは如何と見ゆ又貞與返答に云く男はおろすち(横ニ筋ヲフトク惣地ヲ織腰
計白クスルヲ云フ)の腰あげ可_レ然候染小袖もこしのあきたる本にて候とありこしをあげてとはこし計を白くし
て置くを云ふ又こしをあげ候はぬとはこしを無地に染め又は小紋などに染めたるを云ふ也

一とかけ色の事貞順約文書に云くあはせの事紫可_レ然歟又人の好みによりてひわた色(スワウノ黒ミアル色ナ
リ)玉むし色きねりぬきとかけ色なども着候とありとかけ色とは練貫を黒色の青みある色に染めたるが虫の
とかけの色に似たればとかけ色とは名付けしなるべし此の色目は装束抄には見えす

一かうえり筋の事貞助雜記に云く腹帯ニハ一尺計の단을あさぎとひわたのだん(にかうよりすちを染めさ
せられ候とありかうえりすちとは紅にて細く横にすぢしげく染めたる也地を紅に染むるにはあらず筋を紅にて
染むる故紅密筋と云ふなり古はよりと云ふ事をえりと云ひしなり取染の内なり

一大身がはりの裕の事貞答書に曰く大身がはりの裕は晴の時は着まじき也とあり大身がはりとはかた身がは
り也片(を別の色に片身片袖をかへたる也土佐光茂が給がきし犬追物の給にも介添の人の素袍に片方淺黄に
て片方紫なるを着たる物見えたり是れ大身がはりなるべし若き人の着する物と見ゆ
一紺く、しと云ふは紺のく、し染なりく、し染と云ふは今世に云ふしぼり染也紺しぼりの事なり

一升頭巾(升頭巾の事常照恩草に云く頭巾御覽ありし事もくは)升頭巾を専用ひ候し又升頭巾同前也たこづき
んに限りて紫色を用ふる也萬にむらさき色をば憚申候へどもたこづきんにかぎりて不_レ苦候升頭巾の事細川典
厩様昌院(右馬頭政國なり)常に被_レ用候紙にてこしらへうるしかばぬりたる物(タタ塗ニシタル物ニハアラス只
ウスくトスリタルナリ)なりやがてた、みて懐中するやうに調へ候し又伊勢常眞返答に云く入道出仕のとき
は頭巾益頭巾を可_レ用候とあり益頭巾とは丸くこしらへたる頭巾なり益頭巾の丸きに似たればたこづきんと云
ふなるべし升頭巾とは四角にこしらへたる頭巾なり四角なる形米をはかる升に似たればかく名づけしなるべし
益の字は假字なり

一にた山さぬにた山つむぎの事室町殿日記に云く御小袖おもてしらあや何にてもうきもんうらさぬにた山の上
ぼんにて御白小袖おもてうらにた山つむぎの上ぼんにてとあり按ににた山と云ふは地名をとりて名付けしや又
は地合のよろしからざるをさしてにた山と云ふ歟今世八丈つむぎににた山八丈と云ふあり八丈島より出でたる
品にて他國にて織りたるを云ふ也にた山と云ふは天文の比の俗稱か追て尋知るべきなり

一兩くれなぬすちかた(くれなぬすちの事御對面之記に云く兩くれなぬ筋は八十九迄も着申候かた(くれ
れなぬ筋は三十よりすぎではきぬ物にて候云々くれなぬすちとは總じてねりぬきを地色何にても紅の筋を織り
たるを云ふ兩くれなぬ筋とは地色何にても紅の筋を横たて共におりたる也かた(くれなぬ筋とは地色何にて
も紅の横筋計織りたるを云ふかた(くれなぬ筋を一名くれなぬすちと計もいふなり

一地赤地黒地白の帷子之事鎌中舊記に云く六月一日あかきにてもくろきにても御かたひら又七月一日何れもあ
かきにてもくろきしるにても御かたひら云々あかきにてもと云ふは地赤(紅也)のかたひらに白く模様小紋など

白カマビラト云フ

貞順女房衣裳
色トハ堅をも
えきに染めて
横を白糸にて
縫申候

引兩ハ肩ノ通
ニツノミア
ルチ云フナリ

目結チヤダク
ソメタルチハ
シメメニヒト
云フナリ

今世ニハカイ
下リ下の帶地
クロシユスニ
ヌヒアル帶チ
ツケ帯ト云フ
是ノ物イツノ
比ヨリ始マリ
タル歟

清閑寺六納言
黒房婦ノ成ニ
云ク九月九日
人ハ花色ノ小
袖チ着スチ節
物トナスヨシ
是レ隔ノ色ハ
青キチタト
アユエニシカ
マヘリ

條々問答に曰
く又むらさき
の給は御禁制

を染めたるを云ふ也くろきにてもとは地黒のかたひらに白く模様小紋などを染めたるを云ふ也こんちしろとは紺地白なるべし地紺のかたひらに白く模様小紋など染めたるを云ふ也

一小袖帷子などの事を記せし中にかいきりと云ふ事ありかいきりと肩とすその事なり

一すばたんの事貞孝朝臣相傳條々に云くすばたと申すはねりぬきおもてにてこうばい裏をつけ候りやうはうべに入らずにあふひにても又もみぢの葉くちはなどをませてぬひ露をおき候ぼうたんおもて白く裏いかにもかうばいの色こうくど染め候裏にはおろかうばいはつき候はず候しけなししけぬにても染め候てつき候なり

一ぬき白の事前に記せしぬき白とは別也享保三年六月上原殿問書に云くぬき白と云ふは今程の柳色也(精好なり)則堅ぬき青く白し云々此のぬき白は御的の時裝束の色也然れども女房の着用にぬき白ある故此の部に記す也前のぬき白と混すべからず

一段の物の事練貫にて肩よりすそ迄横筋を一寸餘のはばに織りたる也地黒べに筋は白し(黒べにとはるりこんの能き色にて則黒紅梅と云ふ物なり女房故實條々に云くだんごうばいなどはだんの方上かへになり候女房内々記に云く十二月何にてもしろくれなるのたんの給は裏も表のごとく染めわけ候)

一目結鹿子事一物に非ず伊勢貞順豹文書に二品に見えたり目結(俗ニ鹿ノ子ト云フ形ノ如クナルヲナラベテ染メタル也總體ニ染ムルナリ今ノ行義アランノ如シ)鹿子(俗ニ云フカノコ)如クシテ所々ニチラシ染メタル也タトヘバツジカ花ノ如シ)共ニク、シ(カノコ)染なれども此の差別あり

一朽葉色楡皮色の事貞順女房衣裳次第に云く朽葉色とは堅を赤く染めて横を黄に染めたる糸にて織り申し候楡皮色とは堅を淺黄に染めて横を赤糸にて織りたるを申し候

一附帯の事貞順請取渡次第に云く附帯云々女房内々記に云く今日より女房上下帷子を色々に染めて着る附帯也是の事は洞中の御沙汰也俗に地白帷子さけ帯と云ふ也云々共ニ天文永祿元龜之比の書也さげ帯本名は附帯と云ふ也

一茶屋染之事昔のあし手模様なりたとへば我見ても久しくなりぬ住吉の岸の姫松幾世經ぬらんと云ふ歌を歌繪になせば我見ても久しくなりぬと云ふ字を縫ひて住吉の社にていを書き染め岸の姫松と云ふ字を縫ひて松を書き染むるなるべし茶屋辻とて間々にかのこを入れて書き染めたるもありともにあし手もやうなるべし

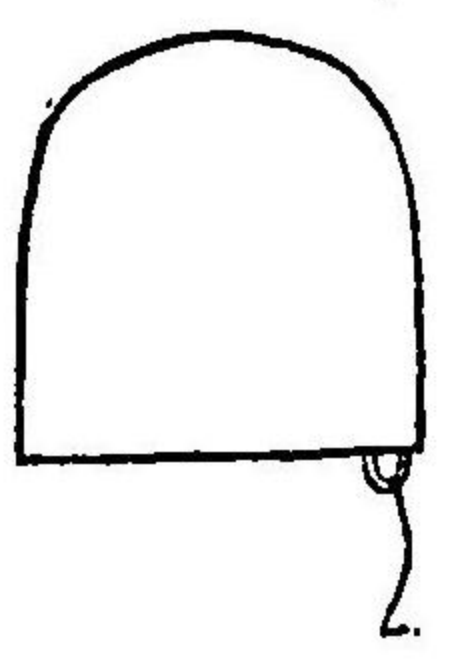
一染小袖重陽に用ふる事前にも記す如く室町殿の比花色染小袖を必用ふると云ふ起も詳ならずされど酌并記一本に監染小袖は九月九日トアリ蜷川記に染小袖の時分の事九月九日の出仕に必着申す也それより何にても着候素袍の下にも着候也云々室町殿末の比は花色小袖用ひられし歟

一たすきの事源氏薄雲巻に云くたすきひめきみのたすき引きゆひ給へるむねつきぞうつくしけさそひて見え給へる云々和秘抄に云くむかしはおさなき人小袖をばきすたすきといふ物をきたる也猶秘説あり枕草子にうつくしき物の篇に云くたすきかけにゆひたるこしのかみのしろうをかしげなるも見るにうつくし云々春曙抄に云く是れも兒のさまなるべし云々藻鹽草十八卷に云くたすき舊例男女ともに着袴の時小袖をばきす襷をば用ふる也一條院の御はかまぎより始めて御小袖を着し給へるなりたすきは白絲(練歟)の綾にあふひ裏白平絹なり三幅懸緒のひろさ三寸帖之大略如打敷云々治承四年東宮安徳御着袴の時着御の様存寄の人なきによりてきたありて用ひられたれ共着御はなかりし云々

一紫裏の事室町家の比制之定めも所見なしされども誰々も着用もなき事なるにや寶永七寅年四月十五日武家諸

風折の本名ハ
ヒレト云フ平
テホシチ左
カ右ヘ折リフ
セタルヲヒレ
ト云フ是レ忠
名也ヒレトハ
ヒラメク義ナ
リ
貞丈按スルニ
四三條裝束抄
ニ右肩左肩諸
見エタリ彼抄
ハ道徳院實隆
公ノ作也又隆
小諸頼右三光
院道徳公ノ三
光也道徳院ハ
院道徳公ノ父
也道徳院ハ三
光ノ父也
然レバ道徳院
ヒレト云フハ
リト云フハ通
稱ニテ新古ノ
別アルベカ
ナ

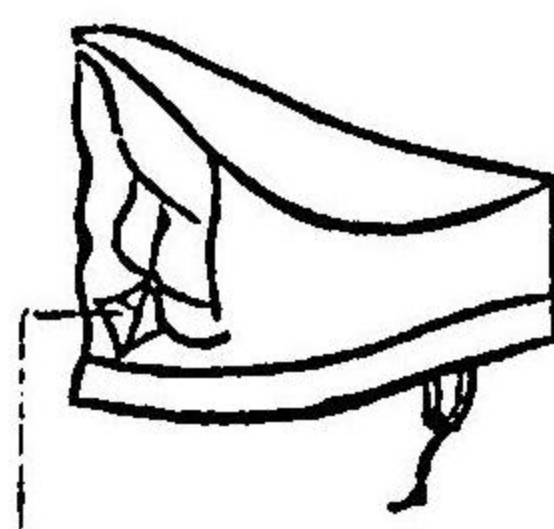
山記治承四
年三月四日
院令若始御
儀御大納言
（陸季朝事）
藤給宮二口
一ノ口ハ平禮
子令入云々
貞丈云ク此レ
本文ノ注立烏
朝子ニ相對シ
テ平禮ト云ヘ
折高朝子ノ事
ナ平禮ト云ヘ
ル平禮抄治元
年五月九日
ニ云ク新日記
五月會也院御
初度午刻御上
入葉御車殿上
人（中略）土御
門前内大臣（直
大納言）具實
直衣（中宮大
夫隆親）布衣
平禮（中略）
成卷抄平禮通
吉部務訓ニ云
ク忠能御日
必以平禮古典
今事異歟此外
獨有リ



立るほしの形如此 柳さ
びの立るほしはへりなし
大きびの立るほしのへり
ぬりは公家方に被用之

一風折をばしと云ふは右の立るほしをかぶりて上をすぢかひに折りふせたる體也風にて吹き折られたる體なる故風折といふなり立るほしをかぶりて左の手を上げて右の方へ折りふせたるを右おりと云ふ右の手を上げて左の方へ折りふせたるを左折といふなり今世も如此なり是れを知らぬ人は右の方へ折れふしたるを左折といひ左の方へ折れふしたるを右折と云ふは誤りなり

一今時の立るほしにも風折をばしにも前の方をおしこみたる所に左眉右眉諸眉片眉小諸眉と云ふ品あり是れはゑほしの前の中とがりたるひだの下に少し高く押出したる所あり是れをまゆと云ふ右か左か一方に出だしたるは片眉也兩方にあるは諸眉也片眉の内にて左の方にあるは左眉也右の方にあるは右眉也諸眉の内にて兩方に大にあるはた、諸眉と云ふ小く兩方にあるは小諸眉と云ふ也何眉と云ふ事も近代の詞に非ず又もろひたひ片ひたひなど、云ふ又は左上り右あがり諸上り片上りなど、いふべき由野々宮宰相基卿の説なりこれらの事も皆るぼしをこはくぬりかためたるより出来し事なるべし上古をばしのやはらかなる時代にはさやうの事もなかりしなるべし裝束の衣紋を作るといふ事の始りし比よりるほしもかたくなり



是れは風折也立るほしも肩の在所同じ
此あたりに肩を出すなり左右にも片方にもあり

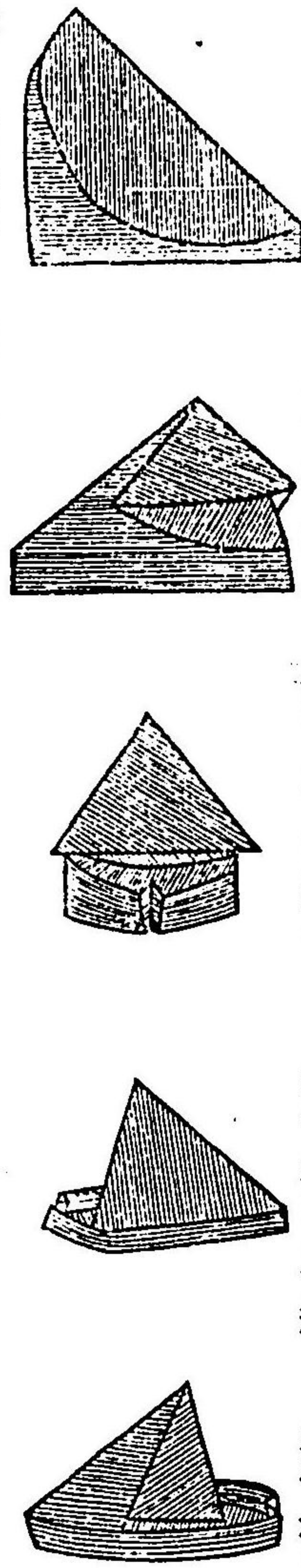


カケ杖依り
上

一平禮をばしと云ふ物別に替りたる物にはあらずるほしのいたゞきを折りてかぶる事を平禮と云ふ也何のるほしにもあれ折りたるは平禮也古書に平禮とあるを見てへいレイ又へいライなど、よむは非也ヒレとよむべし平禮ト書きてヒラレイ也ヒレを用ひてヒレと訓む也是れ萬葉書也ひれとはるほしを折ればひらめく故ひれと云ふ也魚のひれもひらめく故ひれと云ふ同意也風折をばしも平禮也侍るほしもひれ也古のるほしはやはらかなるゆるひらめきたる也（古ノエホシハヤハラカニテカシラヘシカト引入ル故カケ緒ヲ用ズサレバ折タル所ヒラメクナリ）平禮の字に付きて平人の禮服也と云ふ説あり是れ甚あやまり也平人の禮服といふ事にてはなき證據は中の院通方公の書き給ひし傍抄と云ふ書に或書曰雖ニ中少將備威儀一日多平禮公保卿少將二十許ニテ常ノ事也基家光能（及四十二）近代其兩人外將不_レ及_レ見基家又好_ニ此事云々右中將少將とあるを以て平人の禮服といふ事にて平禮といふにあらざる事を知るべし近代風折ととなへて平禮ととなへざるゆる平禮と云ふるはし別にある様に思ふ人あり（上古ハ平禮ト云フ中古以來風折ト名ヲ云ヒ替ヘタルナリ）一軍陣の時胃の下にかぶる揉るほし三品あり一には梨子打るほし一には引立るほし（へんぬり也）一には柳さびのおりるほし右何れもやはらかにて胃の下にかぶるに宜敷やうにもみたるるほしなるゆる惣名もみるほしと云ふ也こはくぬりかためたるるほしのある中に右の三品は今も昔の如くやはらかに作る故にもみるほしといふ也（古代は皆やはらかなるるほし也後にかたくぬりかためたる物出来てよりやはらかなるをもみるほしと云ふ）一梨子打るほしと云ふは梨子の字は字を假り用ひたる迄にて木の實の梨子の義には係らぬ事也なしうちとはなやし打の略語也なやしはやはらかなるを云ふ打は作る事なりやはらかに作りたるるほしなればなり愚昧記（仁安三年ノ記）曰く承元三年十二月廿五日東宮御元服昔人衣服打梨今人裝束如木云々又明月記（定家卿ノ記ナリ）

ナキニ對シテ
引立テハヘリ
ヘントトモ
フハヘリト云
フハヘリト云
フハヘリト云
公家ニ侍ル
長ノ若シモ此
今ハハイライ
云フハヘリト
古ハハヘリト
エモシヤハ
ワカ也答ニキ
ルカ也答ニキ
シユヨルモテ
羽院衣文ト云
ヲ始メタマ
シテ紙ニテ張
リメキニシテ
ノ形ヲ木形ニ
テ打出シテ是
ヲサビト名付
テ打テ木形ニ
ナシニモサビ
エサマノカ
ルサビト名付
ルサビト名付

- 第一 左へ折ル
- 第二 右へ折ル
- 第三 前三角折ル
- 第四 左ヨリ見ル形
- 第五 右ヨリ見ル形



右は昔様ども京極様ども云ふ折りかた也圖の一二の次第のごとく段々に折るべきなり

一上古の折るばしは(右のよこさびなり)うすくやはらかにて立るばしを折りて折るばしにしたる也さればまねきも(三角ナル所ヲ云フナリ)ふたへになりて袋の如し其の袋の如くなる内へ髪のもとよりを入れてかぶりしなり

一折るばし前にいふ如く立るばしを折りてかぶる故風口(ヒタヒノ上ノ穴ナリ)などもなき也今はかたくぬりてまねき(三角ナルモノナリ)を切はなしてとりおきにしひたひの上に風口とてあなをあげ又てうづかけを付くる爲にはりかねを曲げてるばしに打ち置く也此等の事昔に替りたり

一るばしのこゆひと云ふ物も古
今替りあり古の小結の形如左

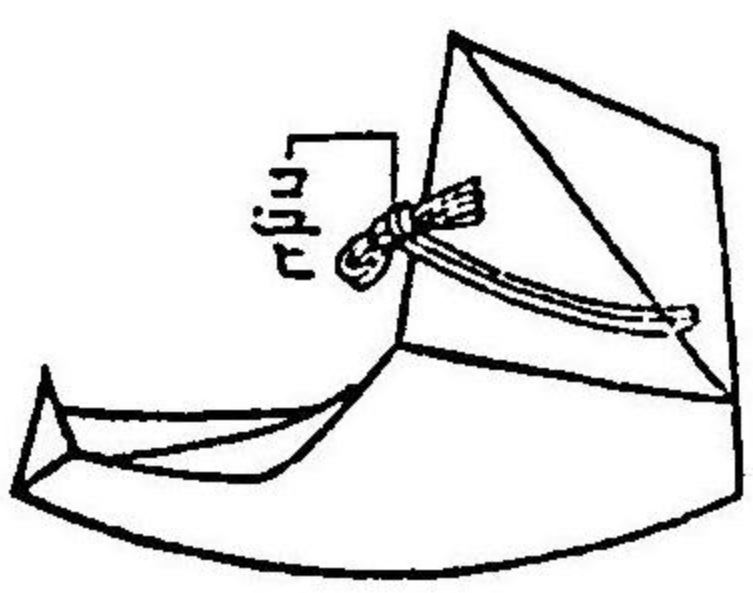
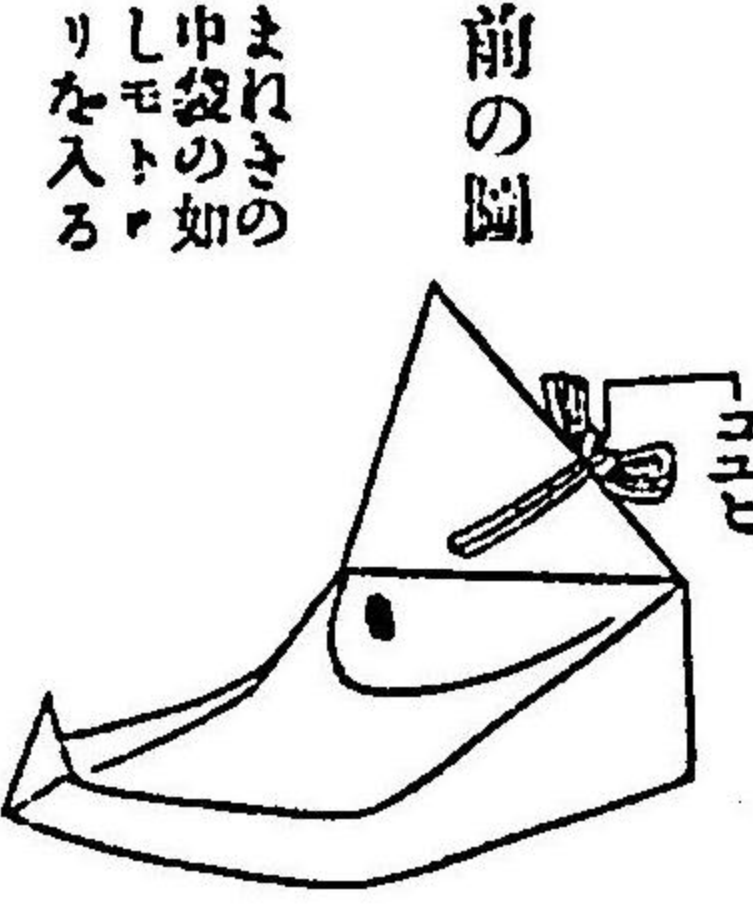


此圖飛騨守惟久が
エカキ
後三年合
見エタリ



古代のこゆひの圖

後の圖



古の人は月代そる事なく惣髪にてもこゆひをいたさきの真中にして粗結の平きにて長く巻きてちやせん髪にゆひしなりまねきのまねきの袋の如くなる中へもこゆひを入れてこゆひにてまねきにもこゆひをゆひそへておくゆひかけ緒をせされどもまねしぬげぬなり

一 小結は組緒二筋を以て結ふ也色は何色とも不定又紙捻にて小結する事布衣記に見えたり是れは少し行儀を正す時の事なり

一 式正の時はてうづかけ也よの常にはこゆひ也されば小結する時はてうづかけせずてうづかけする時にはこゆひをばせざるなり是れ古よりの法なり

一 こゆひのし様は緒一尺計二筋をうへてもとよりかけ一むすび結びて(結ぶ時二からみからみてしむる)そのあまり緒のさをそろへ紙を細くたちて包みひねりてるばしの内よりそとへ引出だしてまねきにかけてかたわなに結び置く也わなはその主の左へなし緒の端は右へなる也

一 るばしのつ、と云ふ事唯頭の入る所の總名也會我物語り卷六(和田酒盛ノ條)たち給へや御せん(トラヲ云フナリ)すけなりもいでんとてるばしのつ、おしたてひた、れのるもんひきつくるひ云々



エボシカケノ
 長サ凡五尺五
 寸許幅二分厚
 寸許金サシ
 兩面同シ色
 組白黒一寸マ
 タラハ兩端黒
 ○ヒナワラモ
 五分マラ白
 赤青兩端青
 ○青トハ花田
 ルメノコキ色
 ナ

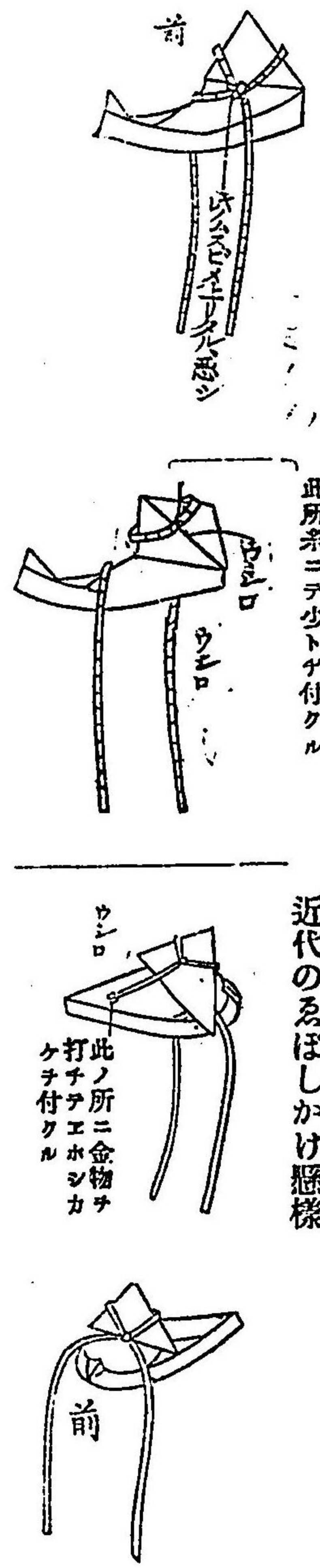
此筋何レモ表
 ト裏同シ所ナ
 リエボシトメ
 同色ノ丸組長
 サ五寸許
 御弓場始次第
 開書ニ(永正
 ノ比ノ書)云
 ハ五分までは
 下緒の如くは
 細く組みたる
 也但色ハ赤青
 好たるべし之

一前にしるすごとくゑぼしに小結とてうづ懸は別々也然るに伊勢下總入道宗五の記(條々聞書の事なり)に
 ぼしにはこゆひなき物なりてうづかけをする也そのてうづかけをゑぼしに打ちかけたるを今はこゆひと申し候
 云々貞丈按此説非也上古よりこゆひとてうづかけは別也てうづかけを打ちかけたるをこゆひと云ふにあらす
 一てうづかけをゑぼしかけとも云ふ也是れはゑぼしの上よりかくる緒也てうづかけと云ふ文字は頂頭掛と書く
 也調度掛と書くは非也頂はイタタキ頭はカシラ也ゑぼしのいたゞき頭の上より掛くるゆる頂頭掛と書く也宗五
 の記にてうづかけは一寸まだらに白く黒く打つ也下緒の如く也但しさげをよりは細くうすかるべし又云く馬の
 尾にて打ちたるを本とも申し候又糸にて打ちたるを本共故勢州貞陸申され候ひしは糸を本と候ひし云々馬の尾に
 てるはあせをはじくとて用ひたる人もありし由道照愚草に(伊勢六郎左衛門尉貞順の記なり)見えたり又會
 我物語に一寸まだらのゑぼしかけをつよくかけとあり又會我物語にひやうもんのゑぼしかけをつよくかけとあ
 りひやうもんとハ色々の色をませて色とる事をひやうもんと云ふなり素襖の紋にひやうもんと云ふ事のあるも
 同事也ひやうもんのゑぼしかけ後三年合戦の繪に見えたり左のごとしこれも一寸まだらに色をませたる體に見
 ゆるなり
 是れひやうもんのゑぼしかけ也後三年合戦の繪に見えたり白青赤の三色組交なり



赤皮ノ烏帽子懸とあり○源平盛衰記十九に折エボシカケニカケ○義經記に折るぼしにゑぼしかけして
 一てうづかけのかけ様是れ又古今替りあり上古のやはらかなるゑぼしにはうしろにてうづかけ結付くるかな物

なし只てうづかけの真中をわなに結ひてかくる扱直に左右へ引きおろしておとさかひにて結ぶ也



此所ニ穴アリ風口ト名付ク此ノ穴ヘエボシカケヲ引入ンテカ
 アル事ハ法式ニ無之事也其ノ上エボシニルギテ落ツ事アリ本式
 ニアラズ今世物シラヌ人々如此シテカナルヲ笑フベキ事也
 風口へ引入ンタル形也是レ懸シ
 此所ニテ少ト付ケル
 近代のゑぼしかけ懸様
 一古書に組ゆひたるゑぼしと云ふはてうづか
 けをかけたるを云ふ
 一長小ゆひのゑぼしを長組輪とも云ふ也少年
 の人のかふるゑぼしにてこゆひのはしを長く

長小結赤白
 一寸許カケ
 長三寸五分
 幅一分厚
 内三寸五分
 黒一尺五分
 黒一尺五分
 此三寸五分
 三寸五分
 此三寸五分
 ペシテ長寸法

いたしたるを云ふ也當世長こゆひの長の字を略してこゆひゑぼしとばかり云ふはあやまりなり當札雜々聞書に
 云く長こゆひのゑぼしの事十七八まではめし候但成人の様によるべく候不肖の人は頓て折るぼしをさられ候云
 々不肖とは似あはぬ事也又道照愚草に云くゑぼしの事年齢によるべき事勿論に候なくみわの事は大方は十八
 九までもめし候當時はやくめし留り候さびのかはり候事もきは、候はず(きはトハキハマリナリ)候へども年
 寄のまねき長くそりたるは不似合候當時は昔に相替事候云々さびのかはり候と云ふは少年は横さびのすぢふ
 とく長年の人は細にする也いくつの年より細くすると云ふきはまよりはなきとなり(近年諸藝才賣買代物事に云

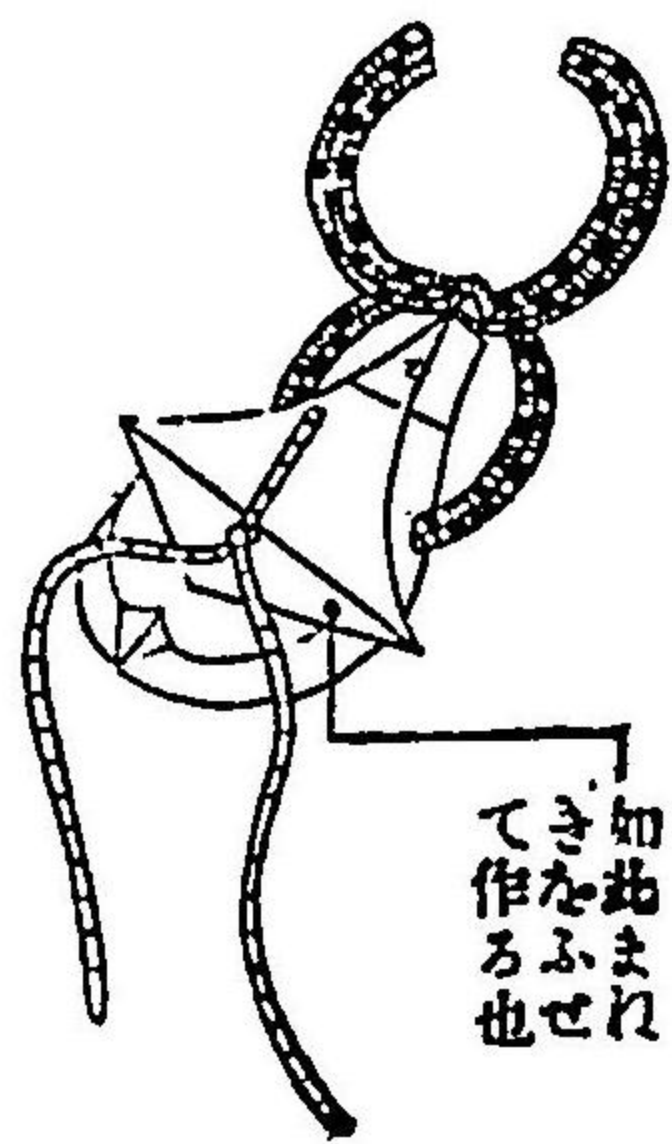
シ常照墨草ニ
云ク元服ノ時
長クミ黒皆也
天文十九年五
月十六日秀依
命土佐刑部少
輔光茂於江州
觀音寺城本丸
長小結丸組ニ
テフトサ年ノ
軸ノホトニテ
二筋ヲ以テ結
之長三尺許ナ



古代の長小結の形

くこゆひの代こうはいましり三色くみ三百文たゞの三色組三百五十文與三七郎申候)

一長小結のるぼしの形も古今替りたり土佐光茂(天文の比繪所)がゑがきたる犬追物の繪に見えしは左の如し
此の小結は長さばかりにて丸くわけず道照愚草には長組輪と輪の字付きたれば丸く
わけたるを云ふなるべし道照は天文永祿比の人にて義晴義輝兩將軍の時代にあたる
也右の圖るぼしの折様は明にしれされども長小結の形は詳に見えたり右の圖るぼし
のまねきは伏さずと見ゆる也當世はまねきを伏せて作る也



如此まね
きてなふせ
て作る也

當世の長こゆひのるぼし如此なり
此の小結は紙より華のぢくの少
しふさきほどにしてのたくこしら
へ白きれりぐりの糸にて巻き其の
上に色々の色のれりぐりの糸にて
あやなまりまきたる物也

一古へ打かけるぼしと云ふは折るぼし
を小結もてうづかけもかけずして頭に
おし入れて後の針ばかりにてとめ置く
を云ふ也是れ無禮の體也室町殿の代に
はうちかけるぼし禁制也條々問書に見
えたり

一今の世にては折るぼしは(横さび也當世侍るぼしと云ふ物)素襖ヌアヅの時ばかりかぶる物とかたく心得たる人多
し古はひた、れうらうち長絹水干狩衣十徳かたぎぬ袴鏡など着たる時にもかぶりし也古書古畫を見て知るべし
古はかりそめにもるぼしかぶらぬ事はなしるぼしかぶらぬをはなちもとゞりて甚無禮の事なりし也
一しぶぬりるぼしといふ物あり源平盛衰記卷卅九頼朝重衡對面の條に云く兵衛佐濞塗ノ立烏帽子ニ白直垂着シ
テ寢殿ニ出テ着座空色ノ扇ツカヒト云々此のしぶぬりと云ふは柿しぶにてぬりたるにてはあらざるべしうる
しの色を赤黒くかきしぶの色にしたるをいふなるべししぶぬりといふ事を略してしぶぬりといふなるべし後
三年合戦の繪にかきしぶ色の細るぼしを着て馬に乗りたる武者一人繪がきたり黒うるしは定りたるるぼしの色
なれどもたま〜はかきしぶ色むくのみ色なごもありしと見えたり

今川了俊大双
紙に引目の大
小人によるべ
き様(中略)う
るしの色は
かほしむく
すべしむく
み色さて光
なくさて色
なくさて色
したるかよ
なりはこへ
しにほりて
う合せてわ
たるかむく
み色にて早
灰塵を入り
人もありは
べらばうつく
しき也云々
永仁六年八月
五日御幸部類
之中頭辨一人

一むくのみ色のるぼしあり職人並歌合(甘露寺)の歌に(るぼし折戀の題也)いかにせんしなれぬ戀のやせや
まひむくのみ色に身はなりにげりとあり判の詞に左戀にやせくろむこと本説なきにあらざるるぼしのむく色よく
思ひよせたるにや云々むくのみ色は黒くして少しむらさきさばみたるが如くなるべき歎むくのみ此の色なり
一公方様(室町將軍ナリ)御るぼしの事諸書常用抄に云く公方様御風折は左へ折る平人は右へ折る額を折る事
は左をくばく右を高くする也平人は左高き也云々(左へ折ルトハ是レ左折ト云フ物ナリ右へ折ルトハ是レ右折
ト云フ物ナリ左折右折ノ事前ニ記ヌ右ヲ高クト云フハ右肩ナリ左ヲ高クト云フハ左肩也左肩右肩ノ事モ前ニ記
ス

一細るぼしは武官のかぶるるぼし也いた
ゞきのほそきるぼし也是れもかたくぬら
ずやはらか也太平記卷十三藤房遁世の條
に看督長走下部調度懸舍人等細るぼし着
たる由見えたり後三年合戦の繪に細るぼ
しかぶりたる武者多く見えたり義家朝臣
も細るぼし着たる體也



足寄加エテ
着る形ナリ

一長小結の黒皆ツボカと云ふ事あり常照恩草(伊勢守貞陸作)に云く元服の時長くみ(長クミトハ長小結ノコトナリ)黒皆なりとあり長小結を一體黒くしたるなるべし

一烏帽子の總之事烏帽子の緒を内より外へ引出だし緒の先を二ツにわけてふさの如くに平らめて緒をとむる也一遍上人繪巻物に烏帽子に總を付けたるあり右の如し



一烏帽子塗様の事黒塗ムクナシ棕實クサノサハシの三品有り黒塗とはうるしにて黒くつやあるやうにぬりたるを云ふ棕實とはうるしにて黒く光なくさらさらぬりたるを云ふサハシとはうるしにてつやなくさつとうすくとぬりたるを云ふサハシの事桃花葉トウカエに云く烏帽子

子當家はモロ額ナリ四十以後ヤウ／＼サハスベシ云々裝束拾要抄に云く烏帽子宿老ノ人薄塗壯年ノ人厚塗近年不論老少薄塗ヲ着ヌ不可然事也云々桃花葉ニ四十以後トアルハ宿老ヲサシテ云ヘルナルベシサレバ拾要抄ニ宿老薄塗トアルヲ以テ推シ見レバ葉葉ニサハスト云ヘルハ薄クサツトヌリタルヲ云ヘルナルベシ

貞丈雜記卷之三終

貞丈雜記卷之四

役名之部

一三職と申すは斯波氏(武衛と云ふ)細川氏畠山氏此の三家を云ふ此の三家は管領職を勤むる家なる故三職と云ふ也

一管領クワンレイと申すは執權職也家老の事也管氏卿義詮公までは執事職と云ふ義滿公の御代に至て改めて管領職と云ふ斯波細川畠山の三家是れを勤められし也管領になりたる人を當職と云ふ也或説に云く足利尾張守高經入道道朝に義詮公被仰高經天下の事を管領せしめてたべとありしより管領の號は起れりたしかによぶ事は義滿の御代に細川頼之管領職になれり高經入道の子斯波右兵衛佐義將を管領に被成しより斯波の家代々武衛と云ふ武衛とは兵衛の唐名也代々右兵衛佐に任じける故也畠山尾張守義深の子右衛門佐基國管領となる此の畠山細川斯波の三家を三管領とも云ふ

一四職と云ふは山名一色細川讃州畠山修理太夫を云ふ又四殿衆とも云ふ昔札禮節に見えたり貞衡云く山名一色京極赤松を四職と云ふといへり時代よりて違ある歟侍所の別當を勤むる也

一御相伴シヤウバンと云ふは大名の内にて器量を撰び御相伴に伺候せしむる也公方様諸大名へ御成の時御相伴に參らるる人々也殿中にての御相伴にはあらず

一御供衆と云ふは建武元年尊氏公鎌倉より御上洛の時御供仕りたる人々也伊勢守家も御供衆の第一也其の人々の子孫を後々までも御供衆と名付けて公方様の御前近くめしつかはれ朝暮御膳の御宮仕其の外御そば近く御用

三職四職ハ五
滿將軍ニ見ユ
年ニ定マル
朝紀傳ニ見ユ
鎌倉年中行事
ニ云ク管領之
職ト云フ事
執權ト云フ事
ナ毎々諸人申
ス様不可然
其ノ故ハ管領
トハ只ノ時ノ
入段之記ニハ
執權ト云フ事
ト一人申スベ
キ也然問管
領ト申スベ
洞院家記後深
草院執權小
朝吉田中納言
家經後云々年
中語大名御成
記ニ云ク始ハ
執事ト云フ
貞治比ヨリ管
領ト云フ事也
貞助雜記に云
四殿衆とも申
建武元年弘
ルハ元弘ナ

をうけ給はる也今御小性衆と云ふ人々の勤方の如し

一政所と云ふは專殿中の政事をつかさどる役也管領畠山左衛門督の弟畠山式部少輔と伊勢守と兩人此の役を勤めたり伊勢守は代々政所なり殿中諸奉行諸役人の惣司にて殿中の諸事諸法度禮儀作法等の事大小事によらず政所の指圖也政所代は蜷川新右衛門尉政所開闔は布施下野守也政所は頭也政所代は助也手つたへをする也開闔は肝煎せわやき也しまり役也

一御所奉行は御所中の惣奉行表向女中方迄の惣奉行也伊勢守代々政所御所奉行兼帶なり

一所司代(條々聞書の抄ニクハシクシルス)と云ふは貞衡云く四職の助也云々侍所の名代なり

一評定衆と云ふは廿四人あり諸事評定の役也公事方なども承る役也貞衡説也

一奉行衆と云ふは貞衡云く是れを右の筆方と云ふ十二人有り評定衆と奉行衆と合せて三十六人有り公事方諸事を評定致し極むる處を政所へ出して決定ある也三十六人を兩人づ、十八にわけ置き非番當番をわけ急の儀は日夜にかぎらず其の日の當番衆へ差出し候時我心入の通りを書記し三十六人に廻し判形をとる不審に存する者は判形せず思慮の程を書き添へて廻す其の上にて決定ありて政所へ出だす也尤出會ひての相談も有之也

一奉公方右の筆方と云ふ事萬披書條々に云く奉公方の事各參會申中ニテハ奉公方とは詞に不申奉公方トハ御供衆外様番方迄之儀也奉公衆は右の筆方と申候御供衆外様も國持などは別儀にて候又奉行方とは番方迄を申候也と一説在之云々

一御走衆(ハシリ)と云ふは御成の時御道筋又は御能有之時は狼籍人を打擲しいましめらる、役也と云ふはあふを着し縲子のきやはんをはき太刀をはきはひきをさし鉄鞭を持ちて御供せらる、也はひきの事は刀劔の部に記す

一申次と云ふは奏者の事也古は公方様のを申次と云ふ私のをは奏者と云ふ今は公私共に奏者と云ふ(海人藻芥ニ云ク近日奉行頭人等内々ノ云次ヲ稱ニ奏者ニ候傍若無人ノ事也奏ノ字ハ限ニ天子ニ言事也然則關白以下諸家ニ物ヲ申者申次ト稱フベシ如此事當世以ノ外亂吹也雖レ然順ニ時世ニ可レ得ニ其意也)

條々聞書ニ云ク公方様ニテハ申次ト云フ私ニテハ奏者ト申ス也
一組々々の内にて頭を五人定めておきたる番頭と云ふ也
其の外をば番頭と云ふ也
方々をば番頭と云ふ也
札云々をば番頭と云ふ也
に云々をば番頭と云ふ也
事云々をば番頭と云ふ也
四番の頭と云ふ也
ふ事ありに云ふ也
中事ありに云ふ也
番の事ありに云ふ也
記して公衆に見ゆ

一五ヶ番(節朔衆トモ又番方トモ又ハ詰衆トモ申スナリ)と云ふは殿中に番を勤むる人々を五番にわけて五ヶ番と云ふ也年中恒例記に云く朔日より六日までは一ヶ番衆御番なり七日より十二日迄は二ヶ番十三日より十八日迄は三ヶ番十九日より廿四日迄四ヶ番廿五日より晦日までは一ヶ番衆御番也又正月三日惣番衆御禮出仕の條に云く惣番衆參る次第事一番より始めて五番迄番次第御目にかゝる也又就御祝儀御太刀など參り候時は當番より始めて御太刀進上之由也假令晦日などに御太刀參候は先五ヶ番衆次に一番次に二番次に三番次に四番衆如此なるべし自余以之しるべし云々萬披書條々に云く五ヶ番御通りの事昔は其の番々にて盃替りたる事候然者番頭先祇候にて大方家々の次第にす、み被申也

一番方と云ふは右の五ヶ番の事也又政衆トモ云フ

一節朔衆(チツサツ)と云ふも右の五ヶ番の事也殿中申次之記に見えたり節は五節供也朔は朔日也番方の衆は常に公方様へ御目見なし年始五節供朔日十五日計御目にかゝる故節朔衆と云ふ也(室町殿ノ御代節朔衆といふ事ありしなり)

一探題(マンダイ)と云ふは九州ならば九州惣様を奉行する人也訴訟かた々此の人に付きて申出づる也探題の人も國持也

一在國衆(アイクニ)と云ふは京都へ參勤する事なく常に國住居する大名の事也

一國人(クニノヒト)と云ふも在國衆の事也昔札條々に云く宗刑部太輔殿壹岐津島國人也云々此の類なり

一侍所別當(サマシロトコロ)(守護地頭の軍役ノ事ヲ支配スル也)は侍の頭也勤役なきを侍と云ふ其の侍の祇候する所を侍所と

東鑑ニ建保六年
五人ニ侍所司
北條泰時

軍實朝任大將
爲拜賀參勤
關兵江ノ判官
能籠布衣革緒
耶等三人雜色
四人調度懸一
人放免四人

太平記四十二
殿御會ノ條ニ
佐々木備前ノ
五郎左衛門尉
高久フタヘカ
リキズニテ御
調度ノ役ニ候
ズトアリ
東鑑卷五十五
長元年八月五
日ノ條ニ出羽
ノ藤次郎左衛
門尉ニ被仰
可シク布衣
之旨ニ布衣
數日追之調
由辭申云々
十五日鶴岡八
幡宮放生アル
時軍御出アル
ベキニ依リテ
布衣ノ役ナリ
付ケラレタル
此ノ事ナリ
時ノ事前ニ布
衣ト云ヒテ後
ニ符衣ト云フ
布衣トモ云フ
ノ證也
名目抄ニ布衣
ト訓アリハ
メト訓アリハ
イト云フハ田
舎ト云フ

帶刀役又帶劍
役トモ云フ
實我物語鎌倉
殿箱根御參勤
の條に左右の
帶刀二行に
らひ御調度
の人手に
てにあひなら
ふ云々然レド
モ朝ノ時ハ
帶御役無之類
也ノ時ニ始
ス也細末ニ記

後三年ノ繪ニ
弓袋持甲馬
上ニテ弓袋
ニ入レテ持
タリ
旗邊ト云フモ
侍馬上ニテ
持テ事也旗
ナ主君ノ頭上
ニサシカケル
事ニハアラス

り皆といふ字にて人数ある様なれども一人に一人ツ、也(是レハ義雅が召シ具シタル三十騎ノ侍調度懸ニテ一人ニ調度懸一人ツ、都合三十人ナリ)

一御調度懸と云ひて御の字を付けて云ふは主君の御物の御弓矢を帯して御供するを云ふ也是れは一人にて勤むる也武士の身にては甚面目とする也御の字を付けずしてたゞ調度懸と云ふは私の調度懸也武家にては一人ツ、也公家にては幾人にも數は定らず此の差別を能く心得べし

一使節と云ふも使者と云ふ事也使者といふよりは使節と云ふは少し賞翫のよし貞衡説也

一舊記に蔭涼軒とあるは京都相國寺の内の寺家の名也此の蔭涼軒は相國寺の西堂也(西堂と云ふは禪家の官也出世の次第様出家衆へ對面の時には奏者役を勤められし也蔭涼軒は相國寺の西堂也)西堂と云ふは禪家の官也出世の次第藏主首單寮西堂東堂とのぼる也西堂までは私の官なり東堂は禁裏より被仰付なり東堂を長老とも和尚共云ふ紫衣を着する也)文正年中の蔭涼軒は眞藥西堂と申しける也

一布衣の役と云ふ事有り布衣と書きてほういとよむ也布衣とはかりきぬの事也狩衣を着して御太刀を持ちて御こしのきはに御供申すを云ふ御車にめす時も同じ御參内御社參其の外規式を正さる、時の事也條々聞書にはういの人御こしのきはに御劔をかたげて東寺の南門の前まで被參候と有り

一太刀はきの役と云ふ事有り是れも御參内御社參等はれの時の御供にあり帶刀と書きてたちは(ワトヨムベシ)きとよむ也太刀をはきて御供するを云ふ外の御供の衆は刀ばかり(刀とはさや卷の事)さして太刀をは我供の者に持たする也帶刀の役は自身太刀をはきて御供する也大勢左右につがひて行列する也裝束はひた、れに金箱にて紋をおす也(裝束の部見合すべし)永享二年七月廿五日義教公御參内の時帶刀十二番二行直垂に金銀の箱を以て紋を押すと御元服記にみえたり貞治六年三月廿九日中殿御會(太平記ニモ此ノ事アリ)帶刀十人左右

に番ひて曳列すと系圖の一本にみえたり延文三年十二月廿二日義詮公御參内御車ノ少先烏帽子直垂帶劍の侍二十五人五人宛並五通り也と寶篋院殿御參内の記にありたちはきをたちわきと云ふ也

一帯刀の役(室町殿代ニハ帶刀ト云フ)帶劍の役(鎌倉時代ニハ帶劍ト云フ)東鑑卷ノ三十一(嘉禎三年八月十五日ノ條ニ將軍賴經公ノ代也)云く駿河前司申云御出之間帶劍之輩者承久元年正月於宮寺依有御事被始此儀是候近々ニ可奉守守護之故也云々承久元年正月於宮寺依有御事とは承久元年正月將軍實朝公鶴岡八幡宮へ參指の時八幡別當公曉忍び寄りて實朝公を討ち奉りし也依之其の次の將軍賴經公の代より用心の爲に帶劍の役人を召しつれ給ふ事始りたる也

一侍法師并坊官の事官位の部に記す

一弓袋指と云ふ役ありゆふくろさしとよむ主君の弓袋を馬上にて持つ役人也古は式正の時は必此の役人をめし連られし也建久六年の夏賴朝卿入洛の日御弓袋指一騎具せられし由東鑑に見えたり此の外東鑑所々に見えたり一弓袋差とは弓袋持と云ふ事也差と云ふはさ、ぐるると云ふ事也弓袋持也(サ、グルト云フハサシアグルノ略語弓袋ヲサ、ゲテ持ツト云フ事ナリ)主君の弓を弓袋に(弓袋裝束革有り)納めて持つ也是れを持つ役人は體腹卷など着て馬に乗りて持つ也主君の馬の先に乗る也後三年合戦繪の末に見えたり東鑑にもみえたり近世の人弓袋さしと云ふをさしとはからかさなどをさす如くに弓袋を主人の頭の上にし懸くる事と思ふもあやまり也近世の人の番がきたる繪を見しに主人歩行するにうしろより弓袋を主人の頭の上へからかさをさしかけたる如くさしかけたる體をさかきたりわらふべき事也

ハ究能ノ弓ノ
上ニ能引放ツ
矢ヲ射サセテ
馬ヨリ落シ
後三年ノ始ニ
モ旗差ノ侍
着テ馬ニ乘リ
テ旗ヲ持テ
盛衰記廿六ニ
云ク旗差ハ秋
ノ野スリタル
直垂ニ洗革ノ
黒袴置キテ紫
太平記廿二に
云ク旗差は進
みて足羽河を
わたすに乘り
たる馬俄にあ
たしなしては
たさし水にひ
たりけり
爾紙トハ裝束
ノエリノ事ナ
云フ也

孔子ノ字侯音
ニテハヨウシ
トヨム侯音ニ
ナハントトヨ
ム

候ふ今一筋はうつばの上にあす一筋は腕者さすべし云々又公家にては舍人鞭をさすなり桃花葉に云く(一條兼良公ノ御作ナリ)鞭舎人指懐中(ヌヂカヘテ指之)狩衣の右腋より取る所を出す也或は右手に持之或指頭紙(實房説)主人束帛の時自持鞭事稀事也云々

一御鏡着と云ふ役は主君の御鏡を着て御供する役也主君御鏡を召る、時は其の御鏡をぬぎて着せ申候役人也文治元年十月廿四日南御堂(勝長壽院ト號ス)供養を遂げらる頼朝御出有り佐々木四郎左衛門尉高綱御鏡着の役を勤む此の時高綱脇楯を鏡の上よりあて、着したるを人々見てあやまりなりと云ひてそしりしを高綱が小舎人童聞き付けて高綱に告げければ高綱噴りて主君の御鏡を着する日は若事ある時先づ脇楯を取りて進ずる者也然る間脇楯を御鏡の上に着する也是を難する者は勇士の故實をわきはへざる也といひし事東鑑卷の五に見えたり(御冑持ト云フ役アリ東鑑ニ所々ニ有リ將軍ノ御冑ヲ持ツ役人ナリ)

一御鏡着御旗差御調度掛御弓袋指以上四品の役は其の器量を撰びて被仰付義なるによりて武士の面目とする役也東鑑をよみて知るべし

一隨兵と云ふは將軍家御拜賀の御參内(御拜賀トハ御官位ニス、ミ給ヒシ御禮ヲ禁裏へ申上げ給フヲ云フ御參内トハ禁裏へ御入アルヲ云フ)又は神社へ御參詣等の時に式正に行列を正さるる時名ある武士幾十騎も幾百騎も甲冑を着して御供するを云ふ何れも騎馬也外の御供の面々は水干直垂狩衣素袍等の裝束也隨兵は主君を守護し奉る役なる故甲冑を着し弓矢を帶して御供する也頼朝卿の仰に隨兵は三徳を兼ね備ふる者必其の役に候すへし(候すとは勤るを云ふ)三徳とは譜代の勇士(代々武勇あるなり)弓馬の達者容儀の神妙(容儀は其の身のかたち男ふりなり神妙は其の生付見事なるを云ふ)譜代といへども其の藝に疎きは警衛の持なし用意有るべし云々右頼朝の詞東鑑卷廿三に見えたり

一孔子の役と云ふは殿中にて正月評定始の時評定方の諸役人列座し將軍家も出御ありて評定始の規式あり其の時役人圖を取りて圖に當りたる人評定の發言するなり其の圖を出す人を孔子の役とも圖の役とも書く也孔子は圖の字を二字に書きたる迄の事にて外に子細もなき事也圖を孔子と書きたる例明月記室町記東鑑等に見えたり圖と書きたる所もあり(圖といふ事に用ふる時は孔子の二字をくじとよむなりコウシとはよまざるなり)

一圖を孔子と書きたる例古書に多し定家卿の明月記に貞永二年正月廿一日昨日小弓(東馬場殿の庭内府大將見證)以孔子賦二分左右(勝方左又云ふ文曆二年十一月三日興心房語給實有右衛門尉が智通能經光殊請撰孔子賦ト筈)○東鑑卷四十七に(康元二丁巳八月廿一日)曰く大慈寺供養曼茶羅供大阿闍梨等事有評議(中略)四人以孔子賦被定云々○東鑑脱漏(元仁二年乙酉三月廿一日)於御所取孔子致經營結構引出物等云々○室町記卷二に(應安五年正月十日)曰く御評定始(中略)孔子津戸左近將監(是圖役人ヲ云フ)又(應安

六年正月十二日)御評定始(中略)孔子諏方左近將監又(同七年正月十日)御評定始(中略)孔子飯尾右近將監(此ノ外毎年孔子トアリ)又(應安五年十一月廿二日)次御評定被始行(之)中略(圖子飯尾右近將監(此ノ條バカリニ圖ノ字ヲ用ヒタリ)右の孔子ハ何れも圖の事を孔子と書きたる也孔子(漢音コウシト云フ)假字也)一國司守護領家。地頭の事國司と云ふは禁裏より被仰付て公家衆を諸國へ下して其の國々の惣支配をする人を云ふなり(委細ハ官位ノ部ニ記ス)守護と云ふは將軍家より被仰付て武士を諸國へ下して其の國々の惣支配をする人を云ひ領家と云ふは諸國の内公家衆の領分の支配人を云ひ地頭と云ふは武家の領分を支配する者を云ふ古は國司領家計にて守護地頭は無之也鎌倉頼朝卿の時より守護地頭は始りたり太平記卷一に武家より公

スキシヤノ衆と云ふ（スキシヤトモヒトタマヒトモ）よむなりひとたまひとは副車と書く倭名抄に云く漢書注云副車（會閉久流萬俗云比度太萬比）後乘也又花鳥餘情に云く出車をば公方（キンリノコトナリ）より點（カシ給ハルト云フ意）せられて其の人に給ふゆるに人給となづくる也云々人給とは人に車を借し給はるを云ふ也人給の車と云ふべきを車を略して人給とばかり云ひ習はしたるなり

一公方人公方者の事公方とは御格勤（同朋ヨリ上ナル人也）の事なり公方者とは御力者御雜色を云ふなりと鎌倉年中行事に見えたり

一御はからひ方の右筆の事條々問書に云く御はからひ方右筆と云ふ事有り年中恒例記に云く御はからひ方とは御返し物の取調べ候ひて置き候ふを公方様と御覽せられ候ふに是れを御はからひと申す此の衆規模也御はからひの同朋衆には千疋づ、也又云く御返し事は御はからひの衆と申すには御返し御過分に出で候ふ云々諸家より物献上有りて御返禮被遣時其被下物を取調べて置くを公方様率度御覽ありて扱被下也是れは公方様御自身に取りはからひ給ふ心也依之此の役を規模とする也被下物も過分に被下也右筆は其の奉行也

一この右筆の事同記にこの右筆下條殿とありとの右筆とはは外の字也御はからひ方の外を云ふ也外様むきの心也此のこと云ふは公方様右の被下物を御覽無之して被下也

一から物奉行の事同記に云くから物奉行（唐物見候事）とありから物は唐土より渡り來たる物なり唐物の善惡上中下の品を目利する奉行也是れ皆御たのむの返禮に御使を以て公家大名其の外諸家へ被遣物なり

一御出奉行の事舊記に見えたり文明十二年正月十日の親長卿記に云く室町殿年始御參内勸修寺大納言（御出奉行）云々年中恒例記に云く御出奉行とて右の筆方の内兩人御先へ伺公仕りて庭上に敷皮をしき着座也云々若公

御宮參の時御出奉行とて直垂を着しも、だちを取りしゆすのきやはんをはきさや巻の刀をさし足なかをはき立つなり貞衡云く御出奉行とは今世之御目付衆なるべし云々

一御さしと申す女房の事舊記には此の名目所見なし御さしと云ふ役名堂上にも有り當時御誕生の節御乳人御さしと云ふ人有り（御年寄の上なり一人役）御乳の人とは御出生の小兒をだき抱へ申す人也おさし（人數定りなし）とは御乳を上ぐる人なり生人の人に御さしと申す人あるは已前小兒の時乳を上げし人にて生人迄めし置かる、故生長の後も御さしと申して有之事なり（おさしとは若君様御ち、めし上らる、に抱へ不申候ひて御疑ならせしま、にて御ち、をさし上ぐる故の名也）

一近習之事古來よりありし役の名なり甘露寺親長卿記に云く文明十七年五月廿三日近習之輩打寄方々一番衆よ五番衆よ二番衆よ三番衆よ打寄四番衆有子細今度不一揆又長享三年三月卅日大樹自江州歸御先陣暫近習一二三番衆次御小袖評定衆供奉云々近習とは五ヶ番をさして云ふなり天和三年七月廿五日御條目近習并諸奉行云々此の近習と申す常憲院様御一代被召仕候御役にて喜多美若狹守重政御近習也

一觸口之事走衆故實に云く永祿三年二月六日御參内次觸口四人（一人はひきを持つ）云々是れは走衆の内御注進同様の心得にて觸口と定められし事にてあるべし慶長九年

臺徳院様將軍宣下御拜賀御行列の書に云く

一番一人一人一人云々ふれ口と云ふは雜色の事にもあるべきや 御當家には走衆なき故若雜色をさしてかく唱へられしや

道考執事代ハ
兼て公方様

一執事代事政所方引付に云く明應三年政所寄人諏方信濃守貞通引付衆于時執事代云々又政所執事代于時松田丹

被仰付定
候事にて
日々に云
文十六日
月十六日
執事御事
代御事且
進上云々
文にて定
る事な知
る事の刀

位ト云フハ座
居ト云フ本也
座ノ字クワト
ヨム座ニ居ル
大座ノ法也

後守長秀云々管領の一人をば執事といふと鎌倉年中行事に見えたり(是の管領の一人とは管領の内當職なり)是れを以て執事代を考ふれば政所に出づる寄人の内其の日の筆頭を執事代と定められし事なるべし一年寄家老宿老雜掌何誰代事貴殿(伊勢守貞孝)御書案雜に云く細川殿年寄衆山殿家老(同書に云く伊勢守代何々と云云康富日記康正元年十一月卅日召文條伊勢守代有家政所代行久云々)衆武衛宿老衆山名殿宿老衆一色殿同斷云々然れば三職四職の衆の内者は年寄共家老又は宿老と唱へし也其の余の家々は雜掌共又は何の誰代とも唱へし也被管とは別也

一高家の事京都將軍家の比高家と云ふ名目はなきにや舊記に見えず御當家にては元和元年より高家を定められし事なるにや元和元年の高家の初りは大澤兵部大輔基宿吉良上野介義彌大澤右京亮基重此の三人被仰付初りしと見えたり

官位之部

(官位のみに限らずして公家の事をしるす也此の一段武家故實にあらずといへどもやうの事しられれば舊記を見るに心得がたき事有る故記之)

一官といふも職と云ふも禁中にて勤むる役儀の事也官も職も同じ様なる事なれどもくはしくいへば官と云ふは官舎あるを官と云ひ官舎なきを職と云ふ官舎とは今武家にていはゞ役屋鋪の事也役屋敷をかまへて勤むるを官と云ひ役屋鋪なくて勤むる職と云ふ大膳職修理職などは職の字付きたれども役屋敷ある故官也如此心得ざればわかれがたき也上古は大内裏とて禁裏の御所がまへ廣く大なりし時は役屋敷ありし也今は内裏も狭く小く役屋敷などもなし官もその名ばかり残りてあるなり

一位と云ふは禁中にて別座する列座なみの高下を立つる爲の法也一位は一番めに座し二位は二番め三位は三番に座する爲に定められたる事也位階と云ふも位の事也

一官を被仰付を任ずると云ふ兵庫頭に任ずる伊勢守に任ずるなど云ふ類也職を仰被付をば補すると云ふ侍所別當に補する藏人ノ頭に補する(藏人所の役所は御殿の内)など云ふ類也

一位を被仰付を叙すると云ふ正三位に叙する正五位上に叙するなど云ふ類也始て從五位下に叙するを叙爵といふ也

一權官と云ふは權大納言權中納言又は何々の權助權頭など云ふ事也權はかりとよみて定る人數の外にかりに人數をまして任ずるを權の何々と云ふ也

一兼官と云ふは一人にて二つの官に任じ二役勤むるを云ふ

一前官と云ふは前の大納言前陸奥守など云ふ事也たとへば大納言の人大納言を辭退して位ばかりにて官なき時前の大納言と云ふ也外の官も是れになぞらへ知るべし

一散位(サンニトヨムベシ)と云ふも非參議と云ふも右の前官の事也(散一位など云ふ類なり)

一官位昇進と云ふは官位段々上の官位にす、みのぼるを云ふ也進の字をにこりて云ふ事習也

一越階とは位にのぼるに順々にのぼらずして一段越えて上へのぼるを云ふたとへば正四位下より正四位上にのぼり從三位にのぼるは順也然るに正四位下より直に從三位に叙して正四位上を飛越してのぼるを云ふ也此の外もなぞらへ知るべし位の次第左のごとし三十階あり(階の字はきざはしとヨムナリ位にノボルはきざはしをノボルゴトシ)

- 正一位 從一位 正二位 從二位 正三位 從三位 正四位上 正四位下 從四位上 從四位下 正五位上 正五位下 從五位上 從五位下 正六位上 正六位下 從六位上 從六位下 正七位上 正七位下 從七位上 從七位下

上卿は任官の時に大勢其の寄合ひて評議する時其の上卿の上首なり

同じ事也

一口宣と云ふは任官の時此の者を何の官に被成程に繪旨を調へて遣せと職事の方より（職事とは藏人頭のことなり）上卿に下知する状を口宣案と云ふ也

一宣旨と云ふは右の如く職事上卿に下知する時口宣の趣を受けて上卿より外記に下知する状を宣旨と云ふなり
一繪旨と云ふは右に云ふ如く上卿より外記へ下知する時宣旨の趣を受けて書きて出す状を繪旨と云ふ

一位記と云ふは官位の證文の様成物也任官の前に大臣を初め其の、りの役人列座して評議する事有り其の一座に寄合ひたる攝政關白左右大臣大中納言辨など、云ふ役人の名を書き判をすて此の人は此の功勞によりて此の官に被仰付と云ふ事を書きたるを位記と云ふ此の巻物には天子の御朱印有り

一宣命と云ふは天子の覺しめしを人に告げ給ふ被仰渡の書き物也其の宣命をよみ聞する役人を宣命使と云ふ

一准后と云ふも准三宮と云ふも同じ事也天子の御祖母をば大皇太后宮と云ひ同御母をば皇太后宮と云ひ同御妻をば皇后宮と云ふ是れを合せて三宮と云ふ也大臣などの人後に天子の覺しめしによりて右の三宮に准せらる、事あり三宮に准すると申せども位を准する事にてはなし右の三宮の取り給ふ祿に准せらる、也三宮の取り給ふ程の祿を給はる事也

一院と申候も仙洞と申候も同じ御事也天子の御位をすべり給ひて御隠居なされたるを申候也女中をば女院と申候也女院は天子の御母也何々門院と云ふ號をおくり給ふ也（皇嘉門院ナドノ類ナリ）

一東宮と皇太子とも申候は天子の御嫡子にて御家督をつぎ給ふべき御方を申すなり又は坊とも申すなり春宮（とらうこうとよひなり）とも云ふ

一女御と云ふは天子の御てかけ也後に中宮后宮にもなり給ふ也御妻をば后宮と云ひ中宮は后宮よりも下也中宮といふも御妻也桓武天皇の御時より中宮后宮と二宮を並べ置かる云々其の以前は中宮と云ふは后宮の事にて一つなりしと也

一公卿と云ふは攝政關白太政大臣左大臣右大臣は公なり大納言中納言散一位并三位以上の人々は卿也參議は（宰相の事）四位にて卿と云ふ也又大臣公卿といふ時には公卿は大中納言參議散一位并三位以上の事也（散一位とは官はなくて位ばかり一位にてある人を云ふ）又卿相とも云ふ也又月卿とも云ひ殿上人をば雲客と云ふ

一殿上人とは四位五位六位以下は昇殿はならぬ事なれども昇殿ゆるされて昇殿する人々をば殿上人といふ也
一昇殿をゆると云ふは禁裏の御殿の上へ上る事をゆるさる、を云ふ昇殿ゆるされざる人は白砂に居る也又昇殿ならぬ人殿上の間にある小板敷迄上る事をゆるされたるを半昇殿と云ふ

一堂上と云ふは昇殿ゆるされたる人を云ひ地下とは昇殿ゆるされざる人を云ふ堂上はすみてよむべし地下はにこりて讀む也

一選任とも轉任とも云ふは別の官になる事也役替也
一將軍宣下とは征夷大將軍の官を被仰付事也

一禁色宣下とは裝束に禁色を用ふる事を御免あるを云ふ禁色とは禁制の色也深紫深紅を上古は禁色と云ひたれども中古以來織物の裝束を用ふる事をゆるさる、を禁色をゆるさる、と云ふ但束帶の時着する袍といふ裝束は綾にて織物なれども是れは御免の沙汰もなく定りて着る物也

一禁色の事枕草紙に（なまめかしき物の部に）云く六位の藏人こそなほめでたけれいみじき君達なれどもえし

もさ給はぬあやせりものを心にまかせてきたる青色（麴塵といふおり物なり）すがたいとめでたきなり云々又同書に云くふせんといふうねめはくすししげまさがる人なりえびそめのおりもの、さしぬきをきたればしげまさは（女の事をたはふれに云ひしなり）色ゆるされ（禁色ヲユルサレタルナリ）にけりと山の井の大納言（道頼）たわらひ給ひて云々おりもの、さし貫は禁色なり

一兵杖宣下と云ふは兵杖と云ふは兵具の事也太刀弓箭の類也隨身は太刀をはき弓矢を持つ役なる故隨身をめしつる、事をゆるさるるを兵杖宣下と云ふ武官の人は御免に不_レ及隨身をつる、也文官の人は御免なくてはつる事ならざる也攝政關白などは大將を兼ね給はずしては隨身をつる、事ならず御免にてつれらる、也太上天皇（天子の御父御位をすべり給ふを云ふ）は天子より隨身を付參らせらる、也

一隨身と云ふは左近衛右近衛の官の下役に將曹府生番長近衛などと云ふ役人あり此の役人何れも弓をもち胡録を負ひ太刀をはき大將中將少將に付きしたかふを隨身と云ふ左右衛門督同佐左右兵衛督同佐などもめしつる、也

一文官武官と云ふ事禁裏内外の守護すべて武道にかゝりたる役を武官と云ふ左近衛右近衛左衛門右衛門左兵衛右兵衛左馬右馬兵庫などの類皆武官也大臣をはじめ武官にてなきは何れも文官也

一御即位と云ふは紫宸殿といふ御殿へ皇子出御ましくして天下の人々に知らせ規式を正して天子の御位につき給ふを云ふ

一踐祚と云ふは御世をつぎ給ふべき皇子内々にて御位につき給ふを云ふ踐祚とはくらゐをふむとよむ即位はくらゐにつくとよむなり

一大嘗會と云ふは御即位の由を日本の神々へ告げ給ふ御神事なり禁中にて行はせらる、也大神事なり

一國母とは天子の御母を申奉る也

一天子の御身を玉體と云ひ御顔を天顔とも龍顔とも云ひ御心を天機と云ひ御苦勞を宸襟と云ひ覺しめしを宸慮と云ひ感し覺し召すを宸威と云ひ御立腹を逆鱗と云ひ御勤當を勅勅と云ひ物を御覽被_レ成を宸覽と云ひ御病を御惱と云ひ御裁許を天裁勅裁と云ひ御免を勅許と云ひ仰を繪言と云ひ又勅詔と云ひ又勅命と云ひ御盃を天盃と云ひ御死去を崩御と云ひ御忌中を諒闇と云ひ御壽命を寶算と云ひ御位を行幸と云ひ仙洞へ御出を朝勤行幸と云ひ御還を還行と云ひ他所へうつり給ふを還行と云ひ御自筆を宸翰とも宸筆とも勅筆とも云ひ御座所を玉座と云ひ御所を禁中禁裡禁闕風闕大内内裏と云ひ内とばかりとも云ひ假そめに御座被_レ成所を皇居と云ひ御旅宿を行在所と云ひ御輿を風盤と云ひ御車を聖駕と云ひ御寢所を夜御殿と云ひ御盃所を盃盤所と云ひ御膳所を朝餉と云ひ御食物を供御と云ひ女中の部屋を對屋と云ひ御亭を釣邊と云ひ御番を勤るを宿直と云ひ當番日を上日と云ひ御あそびを御遊とも宸遊とも云ひ御馬を龍蹄と云ひ物を申上ぐるを奏聞奏達と云ひ禁裏へ參るを參内と云ひ官位の御禮申上ぐるを拜賀と云ふ

朝勤ハ御膳ナ
キコシメス御
座敷ナリ

一院とは天子御位をのがれ給ふを申す也又は太上天皇太上帝上皇など、申奉る御所をば院の御所仙洞仙院など、申し御所中の事をは院中洞中など、云ひ院御座被_レ成時當今（當代の天子）御位をのがれ給へは新院と申奉り前の院をは本院と申奉る也院へ參るを院參と云ひ院の御詞を承けて文に書くを院宣と云ひ御使を院使と云ひ御出を御幸と云ふ

一東宮を（前に記す如し）春宮とも書く東宮の御詞を文に書くを令旨と云ひ親王后宮などの令旨と云ふ御出を

行啓と云ひ物を申上ぐるを啓すると云ひ又啓達とも云ひ御妻を御息所と云ふ

一攝家は攝政關白になる家也天子の御家老の家也清花と云ふは攝家につゞきて能き家也華族とも云ふ太政大臣になる家也大臣家と云ふは大臣になる家也されども大將を兼ねる事はならず羽林家と云ふは初中將少將になりて大中納言參議になる家也名家と云ふは儒學の家にて辨官藏人頭に至る家也諸大夫家と云ふは輕き家にて四位五位を極位とする家なり器量によりて大中納言迄にも至れども本地下の家筋也

一位階と云ふは位の事也階はきざはしとよむ位は正一位より少初位下まで段々きざはしのごとく高下ある故也
一京都將軍時代の書に官途とあるはたゞ官の事也但諸國の受領の事をば官途とはいはざる也官途受領とあり
一受領と云ふは國司の事を云ふ武藏守伊勢守などの類也

一左衛門督左兵衛督杯刀督の字をかみと云ふ事本也又かうとも云ひ左衛門のかうなど、も云ふ也督殿と書きてかうのどのと云ひ左衛門督兵衛督などの人をうやまひてかうのどのと云ふ也

一兵部太輔式部少輔などの太輔をたいふとよむは子細なし少輔をしやういふと云ふはあやまりなりしやうと計云ふべし少輔の字しやうふなるを音を引きつらねてしやうと云ふ也

一主水正内膳正采女正などの正はかみと云ふなりしやうと云ふはあやまり也

一大夫をすみて云ふとにこりて云ふとに差別あり左京太夫修理太夫大膳太夫皇太后宮太夫などのときはたいふと濁りて云ふ也たいふとすみて云ふ時は五位の事なり弘安禮節などにも五位の事を太夫と書かれたりたとへば左衛門尉は六位の官也左衛門尉になりたる人五位に叙すれば左衛門太夫と云ふ也源義経は左衛門尉にて檢非違使の判官を兼ねて五位に叙しける故太夫判官と云ひし也左近將監掃部助も從六位の官也五位に叙すれば左近太

夫掃部太夫と云ふ其の外にも何々太夫と云ふは五位と知るべし上古は位田とて位によりて田を給はる五位に叙すれば田八町を給はる今の知行取の如し六位より以下は田をさらす位相應に米を取る今の切米取の如し依之五位に叙するを叙爵するとて大に規模としける也

一何れの官にても四分とて一役に役人四人づ、かゝる也四分と云ふはかみ、すけ、じやう、さくわん、是れなりかみは大頭なりすけは小頭なりかみのたすけをするなりじやうは一役のうちにてのせわやきにてしまり役なり一役中のとりしまりをするなりさくわんは筆者にて役に付きたる諸書付書き留等をするなりかみと云ふ字は卿頭大夫正長官守と書くすけと云ふ字は輔助亮佑次官介佐じやうと云ふ字は丞允尉撥進判官さくわんは録、風令史、主典、目志など、書く也官によりて文字かはるなり(職原抄百寮訓要抄など見て知るべし)

一判官をはんぐわんと云ふとはうぐわんと云ふに差別あり録錢判官勘解由判官などの時ははんぐわんと云ふ也檢非違使尉を判官と云ふ時ははうぐわんと云ふ也源義経も檢非違使尉にてありし故はうぐわん殿といひし也一官位の唐名と云ふはたとへば中務の唐名は中書と云ひ式部の唐名は吏部と云ひ兵庫の唐名は武庫と云ひ掃部の唐名は酒掃と云ふ類也是れは唐にて中書と云ふ官は日本の中務の勤方に似たる故中書を中務の唐名と云ふ也此の外の官も皆々此の心也日本の官名を捨て、唐の官名を用ふる事本式にはなき事なり唐名はことごとく職原抄と云ふ書にあり見るべし京都將軍時代の風俗人の官名を云ふに唐名をよぶは少しうやまふ心にてありし也入唐記に見えたり又伊勢守を勢州と云ひ備中守を備州と云ふ類は唐名にはなけれども唐をまねて云ふなれば是れも唐名の内なり

一太閤と云ふは關白の父を云ふ也法體なれば禪問と云ふ也是れ太閤と號するは宣下ありし也後照念院殿裝束抄

官職雜錄ニ曰ク大關トハ御

息二關白ヲ持
申サレタル時
申ス也御出宗
アレバ關白ト
申ス也
○多々關白答
に云く太閤世
に於ては關白
は稱しなべて
は稱しなべて
は稱しなべて

諸王ハ前見王
ナドノ類ナリ

東鑑卷二(延
久二年五月三
日)朝ノ儀
御時自公家
何無御沙汰
(中略)今以
及御主法師
之怒怒泰
公家(下略)是
レ皆樂ヲ指
シテ公家ト云
フナリ
後鳥羽院宸記
ニ其ノ時ノ天
子願徳院ノ御
事ヲ公家ト書
キマヘリ

に太閤拜賀と云ふ事ありされば宜下ある事を知るべし

一源氏長者と云ふは源氏の内にて官位高き人を源氏長者と云ふ源氏のみに限らず藤原にも橘にも平にも官位高き人を何氏の長者と云ふ也是れも天子より御免ある也

一淳和院非學院の別當の事此の二ツの院は源氏の學文所の名也源氏の長者たる人其の學文所の支配するを別當と云ひ將軍家は源氏の長者たるによりて淳和院非學院の別當になり給ふなり又學館院と云ふは橘氏の學文所なり後世堂上衆(公家衆の事)に橘氏絶えてなし依之橘氏の長者なし後世九條殿學館院別當に成り給ふ也梅宮の社家どもは橘氏にて九條殿に付き隨ひて官位の願をたのみ申すなり依之九條殿はおのづから橘氏の長者の如くに成りたる也九條殿は藤原氏なり

一今時武家の輩四位に成りたるを四品と云ふ事あやまり也四位と云ふべき事也親王の御位をば一品二品三品など、云ひ無位をば無品と云ひ諸王諸臣の(諸王トハ親王ノ御子孫ヲ云フ)位をば一位二位三位など、云ふ也官位令義解に云く親王稱品者別於諸臣也とあり親王の位を品と云ふは諸王諸臣の位とわからざる爲也といへり然れ共今武家の四位を四品と云ひ習はしたれば世の風俗に隨ふべし

一今武家にて宰相と云ふ本名は參議也宰相は參議の異名也關東の人は宰相とあまねく云ひて參議と云ふ事を知らぬも有り

一如木と云ふはいやしき者也白張を着て公家の供をする者也履傘などを持つ役也白張と云ふは白布の狩衣也如木退紅と云ふ事義效公御元服記にあり(白張はこはりて木の如しと云ふ心にて如木といふとぞ)

一退紅と云ふもいやしき者の服なり退紅とは桃色に染めたる布の狩衣也それを着る故退紅と云ふ也又色赤く少し黒みあるもありそれは眞の退紅にはあらず退紅も履傘などを持つ役也(紅退延喜式ニハアラソメト訓ム江家次第ニハ荒染トアリ)

一公家とは本は禁裏をさして云ふ也今時公義と云ふに同じ公家衆と云ふは禁裏の衆といふ心也(禁裏ヲ公家ト云フハ將軍家ヲ公方ト云フニ同シ皆自稱ニハアラズ下ヨリ上ヲ尊ブ詞ナリ)

一位署書之事書札の部にしるす
一侍讀とは天子に御學文ををしへ奉るを云ふ也其の心にて御學文にもあらぬ管絃の道をしへ奉るをも侍讀と申習はす也

一一人と書きていちまんとよむは天子の御事也いちのひと、よむは關白の事なりひとりふたりとよむは人數をかぞふる詞也

一官位の故實は官職秘抄又職原抄又百寮訓要抄などにしくはしあり何れも板行して書物屋にあり見るへし
一勅負と書きてゆげ(ニゴリテヨムスムシテヨムワロシ)ひとよむ也ゆきえとよむはあやまりなりゆきおひと云ふ事を略してゆげひと云ふ也勅負とは左衛門右衛門の異名也左右衛門は弓矢を帶して禁裏の御門を守る役也勅は矢を入るる物也勅を負ふ役なる故勅負佐勅負尉など、云ふ也(ユケヒヲ今ユキエト云フハアヤマリ也)

一廷尉佐と云ふは檢非違使佐の唐名也
一女官と書きてによくわんどよむ時はすべて禁中につかへ奉る女奉公人の事なりによくわんど長く引きていふ時は刀自の(刀自は禁中文の役の名なり)下になつた女の名也

一傳奏と云ふは事を取りつぎて天子へ申上ぐるを云ふ也武家傳奏と云ふは武家の用事を取次ぎて申上ぐるを云

ふ也

一幕(莫ノ字本ナリ幕ヲモ用フ)下といひ又幕府と云ふは皆將軍の異名也將軍は幕を張り其の内に居給ふ故也幕下はまくのもととなり幕府の府の字は役所の心也又麾下とも云ふ麾下は大將の手に持つ物也日本にてはさいの心也さいのもと、云ふ心也さいを持ちて居給ふ所を云ふなり今旗本(大將ノ居所ヲ云フ)と云ふも同じき也(但旗本衆ト云フハ大將ノ近臣也)

一柳營と云ふも將軍の御所を云ふ也唐土にて昔漢の代に周亞夫と云ふ大將軍あり合戦に出でて細柳と云ふ處に陣屋をかまへて居たり其の時の天子漢文帝細柳に御出有りて諸軍勢の安否を御尋ねいたはり給ふに外の陣屋にては天子の御出と聞くと其のま、門をひらきのり出で、御目見申したり周亞夫が陣屋に至り給ひしに門をひらかずきびしく用心して居たり 天子の御出なるぞ門をひらけとよばはりてしかりければ門番其の時に出で、たとへ天子の御出にてもみだりに門をあくる事はなり申さず大將にうかひて門をひらき申すべしとて扱周亞夫に申聞かせ指圖をうけて門をひらき天子を入れ申したり文帝甚用心きびしきをほめ給ひて外の陣屋の者どもは子どもあそびをする如し周亞夫が陣屋は大將の申付きびしき故下々まで用心よろし誠の大將也と感じほめ給ひしと也柳營の柳の字は細柳の柳の字也營の字は陣屋を云ふ也右の故事より將軍の御所を柳營と云ふ

一大樹と云ふは將軍の異名也唐土にて昔漢の代に馮異と云ふ大將あり戦ひて後外の人々は我が功にはこり自慢してたがひに手がらを論じあらそひしに馮異一人は大なる功あれども少しもほこらず自慢せず退きて大なる樹の下に居て人とあらそふ氣色なかりしと也その大功にはこらず人とあらそはざる事身をへりくだりて禮義をわすれず志の甚大なる事を人に成じ入けると也其の大型なる事をほめて大樹を將軍の異名としたる也大なる樹

の下に居たる故大樹と云ふ也

一門跡の坊官と云ふは髪をそり僧衣を着て白袴を着して腰刀をさすなり(さや巻の刀なり)魚類を食し妻子を持つ也御門跡方に奉公する者也坊官の事を應務とも云ふなり(東宮の官人を坊官とも云ふなり門跡の坊官とは別の事也)

一侍法師と云ふも門跡に奉公する者也これは髪をそらず常の侍なり僧にはあらす古は僧也(書札禮節に見ゆ)法橋法眼になる也

一外記と云ふは禁中太政官と云ふ役所の右筆の頭也

一官務と云ふは右の外記の下に左大史(二人あり)右大史(二人あり)左少史(二人あり)右少史(二人あり)と云ふ右筆あり二人の内第一の左大史の事を官務と云ふなり今は左大史一人あり是れを壬生官務と云ふ也

一警蹕と云ふは天子出御の時御先はらひの聲を云ふ也御殿の内にも外へ御出の時も警蹕あり其の聲はをうと云ふ由後醍醐天皇の日中行事に見えたり又古は聲高きいひし也聲ひきく聞えざる様にいふは古風にあらざる由定家卿の明月記にしろされたり天子ならぬ人も道路にては公儀に隠して警蹕をいはしむる由江談と云ふ書にあり警蹕の聲には變化の物もおそれ退くよし源氏の河海抄又は台記等にみえたり後世に至りてはをうと高くいはず微聲にけいひつと云ふ也是れ故實を取りうしなひし也聲高ききびしくをうといひてこそ其のいきはひに人も鬼もおそるべきなれ今武家の先供の者聲高にほうと云ふは昔の警蹕のをうと云ひしにかなひたる也

一文位勳位と云ふ事あり文位とは常の正一位従一位以下の位の事也勳位と云ふは勳は勳功とて軍にて高名てがらをしたるを云ひ其の勳功ある人には褒美に勳位と云ふ位を被仰付なり勳位は勳一等勳二等などと勳十二

令ニ注テ加ヘ
タル書アリ也
義解ト云フ也
版行ニアリ又
集解ト云フモ
アリ是レハ版
行ニハナシ

職人ノ唐名ヲ
侍中内侍ト云

等まである也たとへば勳一等の人は正三位の下從三位の上に着座するなり勳二等の人は從三位の下正四位の上の人の上に着座する也此の次第は委細に令と云ふ書の内の官位令と云ふ部に記してあり見て知るべし神皇正統記に云く(北畠准后親房卿作)上古は勳功あればとて官位にす、む事なかりき常の官位の外に勳位と云ひし名を立て一等より十二等まであり無位の人なれど勳功だかくて一等にあがれば正三位の下從三位の上につらなるべしとぞ見えたり又本位ある人これを兼ねたるも有るべし云々(本位トハ文位ノ事ヲ云フ)

一天子の御寝なる事をみかうしといひ起き給ふを御ひるといふ由也其の時右の如く女嬬御殿の内をふれありくと也みかうしとは夜に入りて御格子をおろして御寝なる心也御ひるは御ひん事なると云ふ事也又御寝をおほのごもりし給ふとも云ふ御殿(御殿の事なり)に引きこもり給ふ心なり(女嬬は女の役の名なり)

一内侍宣と書きて(ダイシセンナイジセン)如此二ツのよみ様にて心かはる也官位を被_レ仰付_レハ外記、史、内記など、云ふ役人のかゝる事也是れは藏人頭が上卿に(上卿の事前に記す)下知して次第_レに下知する也然るに内侍宣と云ふは藏人頭上卿へ申さずして直に藏人方の出納小舎人など云ふ役人まで下知するを内侍宣と云ふ也(是レハダイシセント云フナリ)又前に記す如く長橋局より書きて出す女奉書を内侍宣とも云ふ也(是レハナイシセント云フ也)官職難義に見えたり

一職事とは藏人頭は勿論五位藏人六位藏人までをさして職事と云ふ也畢竟藏人の別號なり
一陣の座又左衛門の陣など、云ふは軍陣の事にてはなし禁裏にて役人出仕して役所に列座する事を陣と云ふ也陣は役所と云ふ心也陣はつらなることよむ字にて人々おほく立ちつらなる心にて陣と云ふ也軍陣の陣も此の心なり

百七代正親町
院の御代の事
なり

一禁裏の紫宸殿を南殿と云ふなり御後を北廂東廂と云ふ也御膳宿を西廂と云ふ也
一商賣する者官位を申受くる事古はなき事なりしに室町將軍義輝公(光源院殿)滅亡し給ひし後誰有りて禁裏方をあがめ心よせ申す者もなく亂世にて朝夕の御膳も参らすへき便もなかりし時節富める商人米錢などを奉りし褒美に官位をさづけ給ひしより始りけると也其の後信長公の代になりて公家もゆたかになりしとぞ

一三公九卿と云ふは唐土の官にあり周の代に太師太傅太保此の三つを三公と云ひ又少師少傅少保此の三つを三孤と云ひ又三少とも云ふ此の三少は三公を佐くる官也又家宰司徒宗伯司馬司空此の六つを六卿と云ひ三少と六卿とを合せて九卿と云ふ也日本にては太政大臣左大臣右大臣を三公と云ひ大納言中納言參議を卿ト云ふ日本は三卿にて九卿はなけれども周の官になぞらへて三公九卿と云ふ也畢竟公卿と云ふ事を唐めきて云ふ詞也(日本にては三位以上をすべて卿といふ事はすてに前に記したれども此の段にては大中納言參議の事はかりを記したり如此いはざれば聞えがたき故なり)

公卿ト云フモ
公卿ト云フ也

一月卿雲客とは月卿は公卿をさして云ひ雲客は殿上人を云ふ禁中を天になぞらへ天子を日になぞらへて右の如くいふ也禁中の御殿の事を雲の上と云ひ公卿殿上人をおしなべて雲の上人など、云ふも皆天になぞらへて云ふ儀也

一上達部とは殿上人を云ふなり
一百敷と云ふは禁中の事也禁中には百官の座を敷かる、ゆる百敷と云ふ也(も、しきのきの字にござりてよむは悪しすみていふべし百官はかぞへて百あるにあらず多くの官人といふ事なり)

一内と云ふは内裏の事なり内裏大内禁裏禁中禁闕禁廷朝廷など、云ふ皆おなじ事也又風闕とも九重とも云ふ也

非參議の四位
に任ず
べき人の
いまま
だ參議に
なり
す四位に
てか
るな云ふ
なり

一朝廷(禁中ナリ)朝恩(天子の御恩なり)朝政(天子の政事なり)朝議(禁中ニテ事ヲ取りハカラヒ給フナリ)朝敵(天子のかたきなり)すべて朝と云ふは禁中を云ふなり朝の字をみかごとよむ也

一帝王皇帝天皇主上一人皆天子の御事なり

一東宮、春宮、坊、儲君、太子、皆天子の御嫡子の御事なり又皇太子とも申奉る御世つぎと定め給ひて諸臣につげ知らせ給ふ儀式を取行はる、を立坊節會と云ふ此の時太子に仕へ申す役人を定めらる其の役人を坊官と云ふ

一新嘗會と云ふは年々の新米を神へ奉り給ふ祭也御位につき給ひて初めて行はるをは大嘗會と云ふ也大神事也

一非參議と云ふは位ばかりにて官はなきを云ふ前に記したる散位の事也非參議と書きてまじはりはかるにあらずとよむなり禁裏の政事にまじはらず取りはからはぬを云ふなり役儀を勤めざるを云ふなり非參議の四位などと云ふは又別の事也(右の非參議の參議は大中納言參議を云ふ參議の事にてはなしたまじはりはかる云ふ事なり官名の參議にはあらず)

一職事散事と云ふ事職事とはつとむべき役儀ありて其の官の事をつとむるを云ふ也勿論位もあり散事と云ふはつとむべき役儀なく無官にして位ばかり成るを云ふ前に記したる散位の事なり(職事の二字シキントよめば廢人の事なり職事散事の時にはシヨクジとよむべし)

一善通事定行事の事人品之部に記す

一陰陽家にしへは兩家あり安倍氏と賀茂氏と也安倍は土御門と號し賀茂は勘解由小路(天文年中公卿姓名ニ見エタリ)と號す(名乗ノ通り字安倍ハ有ノ字又泰ノ字ナリ賀茂ハ在ノ字也)勘解由小路は今禁裏には絶えて其の末南郡にあり幸徳井と號す(昔ハ安倍ヲ定行事ト云ヒ賀茂ヲ善通士ト云フ)

親王にては源
平などの姓を
給はりて人臣
にたり給ふ事
あり

一無官太夫(前ニ記シタル非參議ノ事ナリ非參議ノ四位五位ナリ)と云ふ事官は無くして四位五位の位ばかり受けたるを云ふ也平敦盛は官は無くして位ばかり五位なりし故無官太夫敦盛と云ふ也太夫とは四位五位の總名也

一遜位とは天子の御位を太子(御嫡子なり)にゆづり給ふを云ふ也

一受禪とは太子父帝より天子の御位をゆづりうけ給ふを云ふ也受禪と書きてゆづりをうくるとよむ也

一遜位とは天子の御位をしりぞき給ふを云ふなり遜位と書きてくらゐをしりぞくとよむなり讓位の事也

一公事と云ふはすべて禁裏にてとりおこなはる御儀式公用事の總名也今時武家にて争論を公事と云ふはあやまりなり争論をくじと云ふは口事の字なるべし

一諸王と云ふはたとへば高見王 高望王 經基王などの類を云ふなり天子の御子に親王の號を御免ありて親王と云ひ其の親王の御子を諸王と云ひて御名乗の下に王の字を付けてよぶなり是れ天子の御孫也又御彦も諸王也人臣に(臣下の事なり)なり給へば氏を給はりて姓を名乗給ふなり

一内親王と云ふは天子の御娘に親王の號御免あるを云ふ

一法親王と云ふは天子の御子御出家になり給ひたる御方に親王の號を御免あるを云ふ也

一入道親王と云ふは只今まで親王にて御座候ふ御方剃髮して佛道に入り給ふを云ふなり

一無品親王と云ふは親王の御位をば一位二位といはずして一品二品など、云ふ也品は位の事なり御位は無之無位にして親王と云ふ號ばかり御免あるを無品親王と云ふ也

一皇嘉門院安嘉門院建禮門院など、云ふは天子御位につき給ひて御母をたうとひて門院と云ふ號を奉らる、也御母の御隱居所を女院と申す也たとへば禁裏の建禮門と云ふ御門の近邊に女院の御所を立てらる、をば建禮門

被管ハスベラ
ルトヨム也

大寶令養老令
ト云フナリ

坊ハ東宮ノ事
也

院と云ふなり此の外も推して知るべし

一重祚とは天子御位をすべり給ひて其の後又重ねて天子の御位につき給ふなり常にある事にあらす何ぞ故ありてたましく重祚ある事あるなり

一御宇の二字あめがしたしめすとよむ也天下を治め給ふ時と云ふ事也御宇は御代と云ふ心也

一被管と云ふは其の官の下に支配する官を云ふなりたとへば中務省の支配下に大舍人寮圖書寮内蔵寮などの類は被管なり中務の支配を受くる官也(被管の管の字は竹かむりをくはへて書くなり官の字に非らず)

一被接官と云ふは其の官に付きまじはる官也支配をば受けずして其官に接りて付きしたがふ官也たとへば中務省に侍從内記などの類也此の外にも多し

一流外官と云ふは相當の位なき官を云ふ也(相當の事前に記す)たとへば内舍人(中務省ニアリ)官輩(太政官ニアリ)是れ等の類相當の位無之(此の外多し)

一令外の官と云ふは令と云ふ書に書き載せられざる官也令は文武天皇御代大寶元年に撰びたる書也(其の後又元正天皇御代養老年中に添削せらる、是れ今に傳はりたり)(令ノ内ニ官位令職員令アリ)

一立坊と云ふは天子御世つぎを定め給ふ事なり御子の中に天子になり給ふべき御器量を撰びて御世繼に定め給ふ也

一立后と云ふは中宮を皇后宮の御位になほし給ふを云ふ也中宮は御妻也皇后宮はさきさきなり御本妻の事也

一出居侍從と云ふは禁中にて公事を行はる、時其の席に出で居る侍從也人數あまたあり是れは其の當分に被任也又擬侍從次侍從などと云ふも節會などの時に當分に被任也常の侍從の人數不足に依りてかりに被任を云ふ也

ふ也

一國司と云ふは日本六十六ヶ國に一國に六人づつ(郡司は六人の外ナリ)役人をすゑ置きて百姓の諸願訴訟等を取りさばき年貢を取立て京都へ納め諸勘定をしめく、り軍役をも勤むる也此の役人は天子より被仰付て公家の中より人をえらびて諸國へ下されし也一國に役人六人づつと云ふは例へば大和國ならば大和守一人(守は五人の内の頭なり)大和介(介は守の手代なり組かしらの如し)壹人大和大掾壹人少掾壹人(掾は肝煎にて役義のしめく、りをするせわやき人也)大和大目壹人少目壹人(目は祐筆ニテ日記帳面等ヲ書クナリ)郡司壹人(一郡ニ一人ツ、有リ郡司ハ郡奉行ナリ)國は大國上國中下國によりて人數は各多少もあれども先づ大概右の如し諸國に右の役人の居る役屋敷あり其所を國府(國衙トモ云フ)と云ふ也右の役人四ヶ年づつにて交替する也遠國は五ヶ年にて交替也上古は右の如く諸國の國司を公家よりすゑ置かれて日本國は天子の御心まゝに治められしなり鎌倉の右大將頼朝卿平家を亡ぼして後其の功にはこりて六拾六ヶ國の惣追捕使と云ふ職を御授け下さるべきよし願ひ申され願の如く天子より仰付けられたり(追捕使と云ふは謀反人狼藉者をからめたる役也惣の字は日本國中すべての義なり)それよりして後鎌倉より守護職地頭職となづけて武士を諸國へ遣し守護地頭に諸事を取りはからはする故天子よりすゑ置かるる國司の申付をも用ひず武家のとりさばきになりたり是れよりして日本國殘らず武家に奪ひ取られ給ひて天子は名ばかり日本のあるじになり給ひし也何事も後には鎌倉へ御相談なくてはならぬ様に成りゆきし也其の後鎌倉將軍はるびて京都將軍に至り信長秀吉などの代に至り彌禁裏はおどろへ果て、武家は年々盛になりたり

一八介と云ふ事出羽國に秋田城介(鎮守府又は按察使を兼ねる重き官也)相模國に三浦介下總國に千葉介上

番長ニ字トモ
ニヨリテバン
ナヤウト云フ

也云々

一番長と云ふは義教公御元服記に云く隨身番長一人番頭八人下臈之御隨身五人と云ふ事あり近衛府の官の下役に將曹府生番長近衛と云ふ役人あり此の中番長近衛を隨身にめしぐせらる、也番長とは近衛(近衛ノ舍人云フサレ)近衛ト計云フナリ)と云ふ役人左右の近衛府にて六百人はごある内八人弓馬の達者なるをえらんで番長とせらる、其の中一人隨身の長にして召しぐせらる、也番長は隨身の頭也是れを上臈の隨身と云ふなり

一番頭とは右に云ふ近衛と云ふ役の内にもかしらだちたる者を番頭と號して八人隨身に召しぐせらる是れを中臈の隨身と云ふなり公私翰書に云ふ番頭衆とは別也(是レ番頭衆ト云フハ五ヶ番ノ衆ヲ云フ也)

一下臈の御隨身(號ニ近衛也)とは是れも右の近衛と云ふ役の内五人を隨身にめしぐせらる、を近衛と計唱へて是れを下臈の隨身とて平の近衛にて輕き隨身也

又衛府ト計モ
云フ也エフト
云ハズヨウト
ヨム也

一假御隨身とは近衛の御隨身の外にかりに御すのじんを召しぐせらる、をかりの隨身と云ふなり

一衛府の侍とは左右近衛の役所を衛府と云ふ衛府の侍は禁中になし近衛府の内將監將曹府生番長番頭近衛等は禁裏より將軍家へ被遣る是れ近衛の官人也衛府の侍は禁裏より來らず武家の人々なれども隨身の如く弓を持ち矢をおひ馬に乗る故に衛府の侍と云ふなるべし

一兼宣旨の事大臣に任すべき人に兼日に何の日大臣に任じ玉ふべき由の宣旨を賜はるを云ふ也平家物語卷の一におなじき十一月九日の日兼宣旨をかうぶらせ給ひて同十四日太政大臣にあがらせ給ふ云々是れなりさて當日に至りて任大臣の節會を行はれ宣命をよみて大臣に任せらる、也

一拜賀奏慶賀の事此の三色ともに官位の御禮を禁裏へ參内して申上ぐる事を云ふなり

一執柄の事攝政關白を執柄と云ふ也檢柄を執ると云ふ心にて執柄と云ふ也此の攝政關白になり給ふ家々は五攝家の内にてなり給ふ故に五攝家をさして執柄家と稱し申候ふ也

一武家を清花に準ずる事南朝記傳に云く應永五年戊寅今年相國(義滿公也)武家の三職七頭を定む朝廷の五攝家七清花になぞらへ三職は斯波細川畠山三管領たり七頭は山名一色土岐赤松京極上杉伊勢也云々

貞丈雜記卷之四 終

貞丈雜記卷之五

裝束類之部

一素襖ハカマの事襖の字は玉篇と云ふ書に袍襖と注したり袍も襖も一類なるゆる玉篇に袍襖と續けて云ひたる也袍襖は上に着る裝束にて禮服也此の禮服は官位ある人は綾などを以て縫ふ也無位無官の者は麻布を以て縫ふゆる素襖と云ふ也素とはかざりもなく龜相なるを云ふ也(襖字の音はアア也アアの音轉してアアとよみて和訓のごとくなれり)公家の朝服に(朝服とは朝廷へ出仕に着る服也朝廷とは禁中の事也)袍と云ふ服あり襖と云ふ服あり衣服令と云ふ古書に文官の服を袍と云ふ(文官とは學文を本として世を治る政事を専に執行ふ司也)是れは縫腋の衣也(縫腋とは兩方の脇をぬひつゞけたるをいふなり)武官の服を襖と云ふ(武官とは武道を本として天子を守護する司を云ふ也大將中將少將左衛門右衛門左兵衛右兵衛の類なり)是れは關腋ツツキの衣也(關腋とは兩方の脇をぬひふさがすあけておくを云ふなり)此の襖の事を後代は關腋の袍と云ふ本名は襖なり

一素襖とも書き又素袍とも書く襖の字をよしとすべし古書に皆襖の字を用ひたり又かなに書くにすはう又すわうなど、書くは悪しすあふと書くべしすあふと書きてすあをさよむ事本也あふひと書きてあをひとよむと同じ例也(素袍と書きたるもあしきにはあらざれども古書にはた、素襖と書きたればそれに隨ふべし)

一すあふのむねに付けたる皮をひもともひも皮とも云ふ也條々聞書に云くすあふのひも革の事黒梅小紋の付きたる紀伊國革可然山申候金仙寺は(伊勢守貞宗事)黒梅を用候ひし紫革は打まかせては付くまじき由ふるき人は被中候ひし(すべて紫色は公方様御用の色なる故何にも紫色は憚りしなり)乍去近年あつかひも候はず候(憚らぬなり)當世見及候は丹波目結メグサ(目結とはかのこを染めたるなり)ひきめ草ヒキメクサ(くろき草に赤くわらびてのやうなる紋を付けたるなり)などをひもに付けられ候さもあるべく候歟又ひもはひともんとて(ひともんとは錢一文のひろさなり)昔より定りたる事にて候を今は殊の外ひろく候不可然候云々

素襖ト云フ名目ノ古書ニ見
仁文ハ寛正應
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ
仁文ハ比上ノ

一素襖のひもの結び様はひもを真中より二ツに折りて折りめの方を取りてまむすびにしておく也然ればもうわな結になるなり(もうわなどは兩方にわなあるなり)酌陪膳など勤むる時其の外手をしげくつかふ事ある時はひもの結ひたるをさきて小袖とすあふの間へ入れて内にて帯の通りにはさみ置く也舊記にひもを納るとあるは此の事なり今はひもを結ふ事を知らぬ人た、紐を下へ引きくだしてはかまの前腰の内へ引入れて置く也古風を知らぬなり

一素襖にはそき草をむすびて紋の上に付けるをきくとちと云ふ條々聞書に云くきくとちはすあふをほころばかさじ爲にて候へども今はそくひにて付け候きくとちも大に見え候云々糸にてさち付くる本儀なり

一すあふ袴と云ふはすあふの下にはく長袴の事也すあふと同じ色同紋にする也(又すあふと長はかまの事をすあふはかまといふ事もあり)

一素襖直垂などの紋いにしへは家の紋のみに限らず色々の紋をも付けし也家の紋付くる事も勿論なり婚迎記にすあふはかまのものはまひ鶴と有り是れよめ君よりむこ殿へ進上のすあふの紋を云ふ又道照愚草にうら打着用ウラウチカケの事(中略)紋の事は家々の紋付け候方も候大略松竹鶴龜など也異相なる紋などは不付候云々蜷川記に云く上下ウラウチカケ(上下とはすあふなり)色は何れも可然候先あさきからんむくのみ此の品能く候又うら打は大略あさぎにて候入道などはからんのを着候紋の事は松竹鶴龜等を付け候又家の紋をも付け候小紋の上下は略儀にて候(小

春成相傳
色に云く
ちん茶
しり
等何
もよ
く

紋の上下とは大なる紋付けす小紋ばかりなり。近年はやり候又諸聞書條々に云く春の出仕衣装の事すあふ袴黄色に染めて時の賞翫の物を肩に付くる也。則柳よし夏の上下の事地を水色に染め松を肩に付くる也。秋の上下の事地をひわに染め桐の葉又は時の季を紋に付くる也。冬の上は黒が本也。又義詮公御參内儀式に云く歩行兵三百人各家の紋付きたる直垂帶劔也。云々又殿中日々記寛正六年八月廿二日細川殿馬場において犬追物有りし事を記したる所に貴殿(伊勢守貞親事)御すあふ地からん越後布御紋島におもたかぬひめづけそのごほりに(ぬひめづけとは切付紋の事)三寸あまりの筋一とほり有り又武庫(伊勢兵庫助貞宗事)御馬(月毛)御すあふ地白地文にひがきをかちんに蔦の葉をみだれもんにもえぎ又備州(伊勢備中守貞藤事)御馬黒栗毛御すあふ地からんに尾長鳥二ツぬひめ付云々(ぬひめ付とは今の切付紋の事なり)右素襖直垂の紋家の紋にても外の紋にても付けたる證文なり條々聞書に云くすあふはかまかたきぬ袴などの紋の事たゞ目にたゞぬが可然候(是れ又家の紋にてなき外の紋を云ふ)さのみちひさきも又大なるも人によるべし房小者(長刀持ッ者ノ事)は人の目に立ち候様なるが能く候さもとある人はたゞめにたゞぬがよく候

一すあふの紋にひやうもんと云ふ事有り紋の内を色々いろざりたるを云ふ正月御事始記に云くひやうもんとは色をつくして染めたるをひやうもんと申候御禁制にて候只二色を以ていろへ候事可然候宗吾一冊抜書に云くひやうもんは三色にいろへたるを申候又云く草木の葉色々に色ざりたるをひやうもん付申候條々聞書に云くからまきひやうもんは御禁制にて候是れは一段のはれの時させらるべき爲也又云くひやうもんとはたごへば三色にて染めたる事にて候二色(紋二ツなり)を三色四色に染めわけたるは不苦それはひやうもんにてはなしたゞいろへたるべし御成次第古實に云ふひやうもんの事すあふはかまそめ色(地色の事)何にても候へかし三色

(紋の事)にて候へばひやうもんにて候あさぎ、梅、かりやす、此の三色を一具(紋一ツの事)の内に染めたるはひやうもんにて候又あさぎ、かりやす、こき梅、うす梅、ひわちや、かき、かちん、など一具のうち染めたるは中々不及申候べち(の)色を三色に取合せ候て染めたるはひやうもんにて候但兒などはくるしからず候又八人の中間小者などは御沙汰におよばず候同朋などの事是れも不及沙汰候(東鑑卷二十二評文水干着紅葉菊花一會我物語ニ狂文符衣アリ)

一すあふの染め様にこうまきと云ふ事有り寛正五年四月糺河原勅進能棧敷の圖に公方様御小者すあふこうまきけつこう也と有り條々聞書にかうまきひやうもんは御禁制也一段はれの時着せらるべき爲也云々かうまきはこう卷也紅の卷染也布をかたく巻きて其の上を糸にてかたく巻きて紅にて染めて後巻きたる糸をどけば糸の所は白く外は紅にそまるなり今紅しぼりと云ふ類なり一名を卷染とも云ふ也殿中日々記寛正六年三月四日花見の御成の事を記したる所に御所様上様各御供衆上下卷染也(かうまきと書くは非也こうまきと書くべし)

一すき素襖と云ふ物あり條々聞書に云くすあふとは越後布を染めたるを申候是れは六月七月各着候八月朔日よりあつきすあふにて候當時すきすあふ御免の御禮など被申入候て年中めし候事珍敷由金仙寺(伊勢守貞宗事)のたまひ候ひし云々越後布とは今のちみ也あつきすあふとは常の布のすあふを云ふ

一もぢのすあふと云ふ物あり御供古實に云くもぢのすあふの事殿中へはめし候まじく候かたぎぬの事も同前にて候射手すあふには不苦候條々聞書に云くもぢさよみはかりそめにも殿中へは着候はず候かげにては射手すあふ鞠などには用候ひつるそれもきとしたる時は斟酌たるべき由候ひし云々當時のもぢかたぎぬも古よりあり右の御供故實にあり

土光茂が犬
追光ノ輪ニス
キスアフチ着
タル射手アリ

さり染の事小袖の部見合すへし
射手すあふは袖を常よりもちひさくする也犬追物の書に見えたり

一素襖の染め様にとり染と云ふ事有り眞鏡犬追物記に云く犬射素襖にとり染とて五色に細筋を押しよせにしほり染にする事なり云々
一射手すあふとて別の事なし犬追物笠掛など射る時に着るすあふの事なり名高き射手などは人の目に立つ様に風流に染めて着る也犬追物の時着るを犬射すあふと云ひ笠掛の時は笠掛すあふと云ふすべては射手すあふと云ふ也

一小素襖と云ふは別の事なし上は常のすあふの如くして袖一幅半也下は長袴を着ずして袴のたけ足のくるぶし迄とゞ程の短き袴を着る事を云ふ長袴を短くしたる也今の半袴也染色紋などは上と同じ様にする也笠掛日記(細川澄元)に云くはれの時心得事直垂狩衣大帷子裏打小素袍以下二日三日前よりしもんを取りておしをかけ云々又射手装束むかばきまぼしかけをして沓をはくなり今は小すあふ行際沓にて射る也云々今はとは永正年中をさして云ふなり又云く小すあふはよのつねのより袖少ちひさかるべしはかまのすそは内の方へ折りかへしつけて其の内へ革を履き五分ほどにしてくけ入れてくゝる時引出して結ふべし東山年中行事(永正六年大館尚氏記也)に云く正月元日今日出仕之面々着大口直垂走來皆小素袍云々

一うちかけ素襖と云ふはすあふのすそを袴の内へ入れず羽織を着ることく打ちかけて着るを云ふ無禮なる事也うちかけ肩衣と云ふも同じ心なり打かけすあふ打かけかたぎぬ打かけるばし狼藉なる由條々聞書に見えたり一御供古實に云くすあふ袴の紋をひとつにして(ひとつにしてとは同じ様にするなりたゞ一つ付くるといふ事にてはなし)地の色を上下の色を替へ候てめし候方も候大に略儀にて候自然はさいみなごめし候事も候歎何れ略儀にて候(上はさいみのすあふ下は常の長袴なり)若をさなき方などは猶もくるしからず候歎更にあるまじく

すあふの上と下同じ色同紋なり云ふは上と下と色も紋も違ひたるをすあふは同じ紋に云ふなり

候云々今のつぎ上下とて肩衣と袴色の違ひたるを用ふるも是れより出でたるなるべし

一舊記にかみしも(上と下と同じ色同じ紋にて一對なるをいふ)共又まぼしかみ下の時など、あるは皆すあふの事也今は肩衣袴を上下といふ(猶又ははしく末に記す)

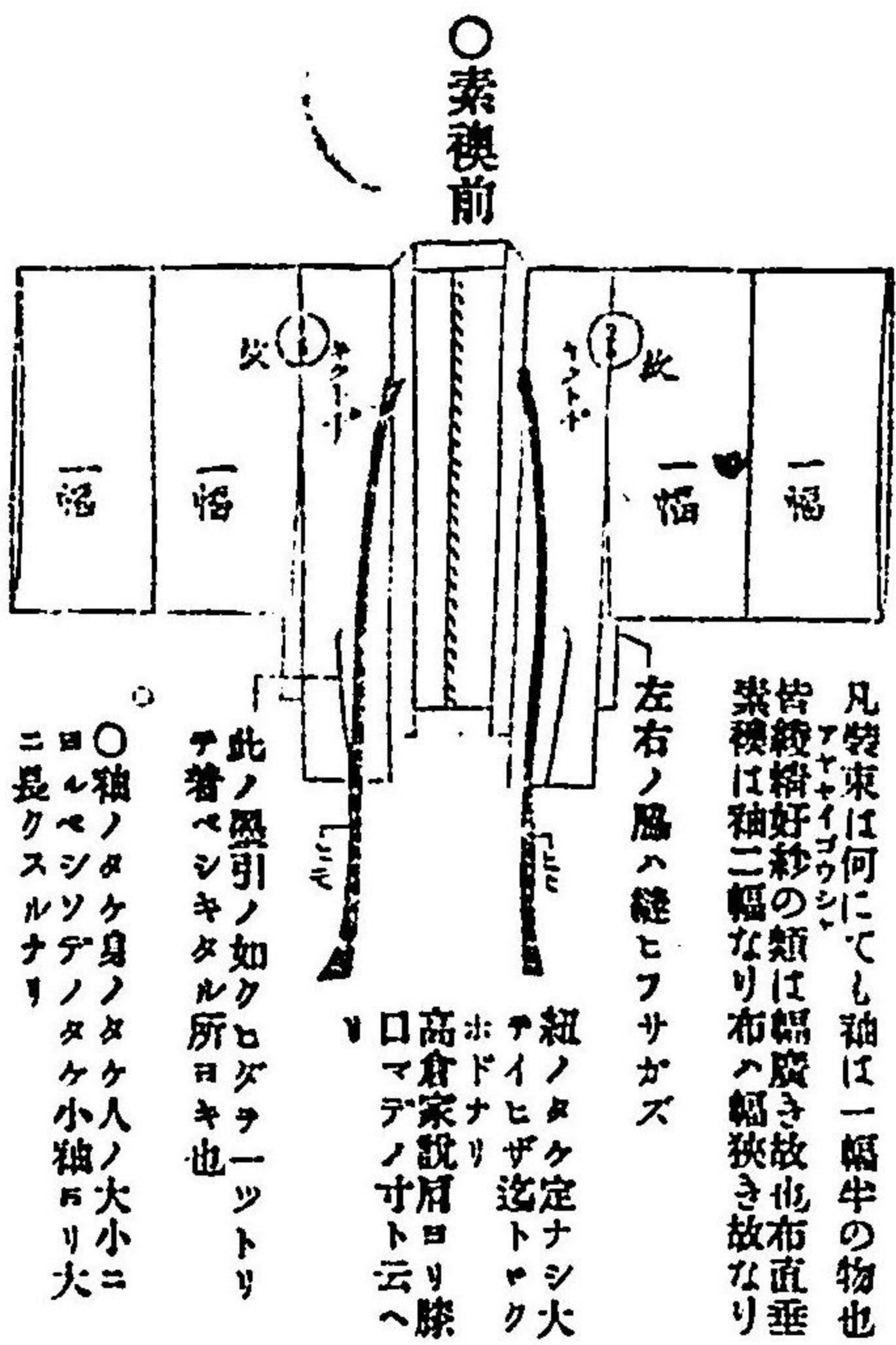
一すあふ引と云ふは古は酒もりの時人に盃をさして扱着たるすあふをぬぎて盃さしたる人につかはすたがひに如此するを云ふ也刀引と云ふも同じ心なり盃をさして扱刀をつかはす也古は酒宴の時毎度如此ありし事舊記に見えたり

一すあふぬぎと云ふは猿樂に能をさせらる、時すあふをぬぎて猿樂にとらす事なり翌日猿樂その素襖を給り

たる人の家々へ持ちて廻りて鳥目を申受くる也すあふぬぎの時すあふ計ぬぎて袴は着たるまゝにて居る也別の素襖を着る事なし是れも酒宴の時の事也舊記に見えたり小袖ぬぎと云ふも同じ心なり

一すあふは今誰も知りたる物にて珍らしからぬ物なれ共茲に繪圖をあらはしおくなりすべて今人の知りて珍らしからぬ事をも書記して置くべき事也古の人其の頃誰も知りたる事を記しおきたるが今の世の證據になる事多き也

貞丈云く素襖と云ふ服鎌倉將軍代までは其の名聞え



凡物東は何にて袖は一幅半の物也皆縫好妙の類は幅廣き故也布直垂素襖は袖二幅なり布ハ幅狭き故なり
左右ノ脇ハ縫ヒフサガズ
紐ノタケ定ナシ大
ホドナリ
高倉家説肩ヨリ膝
口マテノ寸ト云ヘ
此ノ照引ノ如クロダチ一ツトリ
ヲ着ベシキタル所ヨキ也
○袖ノタケ身ノタケ人ノ大小ニ
ニ長クスルナリ

近代には法住院殿高僧の御成の時肩衣也云々右は公方權肩衣のほしたる也ふおよばず小笠原兵衛助長秀記ニ首實檢ノ法式ヲ記シテ母衣ニテモウチカケニテモ又肩衣ニテテモ其ノ死骸ヲ包ミテ物ニテ包ミテ出ストアリ右ノ長秀ハ藤原公ノ代ノ人モ鎌倉年中行事ヨリモハルカ昔ノ者ナリ

○燈川記ニ肩衣トモモシクハ出候ハズ候内々ニテメントハ木綿也

○同記カタ衣ニテテツク候ハ若シク表向云々

○貞頼前文書ニ云クウラナ付ケタルカタ衣ノラウセキナルコトニ候

モチ肩衣ノ事フモテ古實ニ云フモテ殿中ヘハ又燈川記ニ云クモシクハメシクフ同記カタ衣ニテテツク候ハ若シク表向云々

○貞頼前文書ニ云クウラナ付ケタルカタ衣ノラウセキナルコトニ候

○燈川記ニ肩衣トモモシクハ出候ハズ候内々ニテメントハ木綿也

○同記カタ衣ニテテツク候ハ若シク表向云々

○貞頼前文書ニ云クウラナ付ケタルカタ衣ノラウセキナルコトニ候

かたぎぬも目にたぬやうに候が能く候云々又うちかけ肩衣は狼籍の由同書にみえたり宗五一冊は宗五入道(伊勢下總守貞頼の法名也)大永八年に記したる書にて松永よりはるか前の事也又御供古實に云くがたみがりのかたぎぬ袴の事十四五まで着用あるべく候云々又もちのかたぎぬ殿中へは着すまじき由同書にみえたり御供古實の書は文明十四年伊勢備中守貞藤(法名常喜)の記したる書にて松永より以前の事也

一肩衣といふ物上古より有る也万葉集卷五山上憶良が作りし貧窮問答の歌に曰く風雜雨布流欲乃雨雜雪布流欲波爲部母奈久(中略)麻被引可賀布利布可多衣安里能許等其等伎曾倍騰毛(中略)綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和々氣佐賀禮流可布能尾肩爾打懸(下略)布可多衣ハ布肩衣也袖ナクテ肩ニバカリカ、ルニエ肩衣ト云フ古今著聞集ニ下臈ノ着ル手ナシト云フ布着物ト云ヘルモ是レ也手ナシトハ袖ナキヲ云フ古ノ肩衣ニハヒゲダナシ本ハ賤シキ者ノ服ニテ小袖ノ上ニキル者故何シカ賤者ノ禮服ノ如クニナリ今ノ世ニテハ武家ニテオシ出シタル禮服トナレリ鎌倉ノ成氏出陣ニ金襴ノ肩衣ヲ着セラレシ由鎌倉年中行事ニ見エタリ後代ノ陣羽織ハ肩衣ノ變ジタル也

一古は肩衣ひだなき證據三光院内府記に云く半臂は如三肩衣一にて有裏云々公家衆束帶の裝束の下に半臂と云ふ裝束を着せらる也(半臂の繪圖東裝圖式と云ふ書にあり)其の半臂は袖なき物也ひだもなき物なり古の肩衣はひだなき物にてありし故半臂の形をいふとて如三肩衣一といひたる也其の形似たる故なり今の肩衣はひだをこるゆる半臂の形に似たる事はなく大に違ひたる也

一片衣きぬかつきの日記に爲遠朝臣直衣に紅の片衣をきると有り其の下に爲遠朝臣直衣紅帷とあり然れば片衣の二字カタピラとよむべし外の書に帷を片衣と書きたる例を覺えず故にこれを記し置くなり片衣をカタギヌとよまば大に誤なるべし帷といふものは總じて單にて裏なき物の總名也裏なく片方にてひらめく故にかたびらと云ふなり

一半袴も古よりあり走衆故實(惠林院殿御代の事を記したる)に云く走衆廿人かたぎぬはんばかまに小太刀をはかれ候云々又小すあふといふこと舊記にいくらもありすあふに半ばかまを着るを小素襖と云ふなり

一上下と云ふ事今は肩衣袴を云ふ古はすあふ長袴の事を云ふ古は常に素襖に小袴を着する間すあふ長袴の事をば上下と云ひし也上と下と同じ色にて上下一對なるを云ふ也上と下と色も紋も違ひたるはすあふ袴といふ也

一今の麻上下の袴の襪にすてひだとてあひ引の縫めの所にてひだを細くしてそれぎりにひだを取りすて又よせひだとて總のひだを真中へ細くよせてひだを取る事古風にあらす近年(正徳享保の比より歟)仕出したる事也古風はひだのはば總様へ同じ程づ、にまくばりひだをこるなり是れを今はすぐひだとほしひだ抔と云ふなりかやうの事も段々古風をうしなふなり

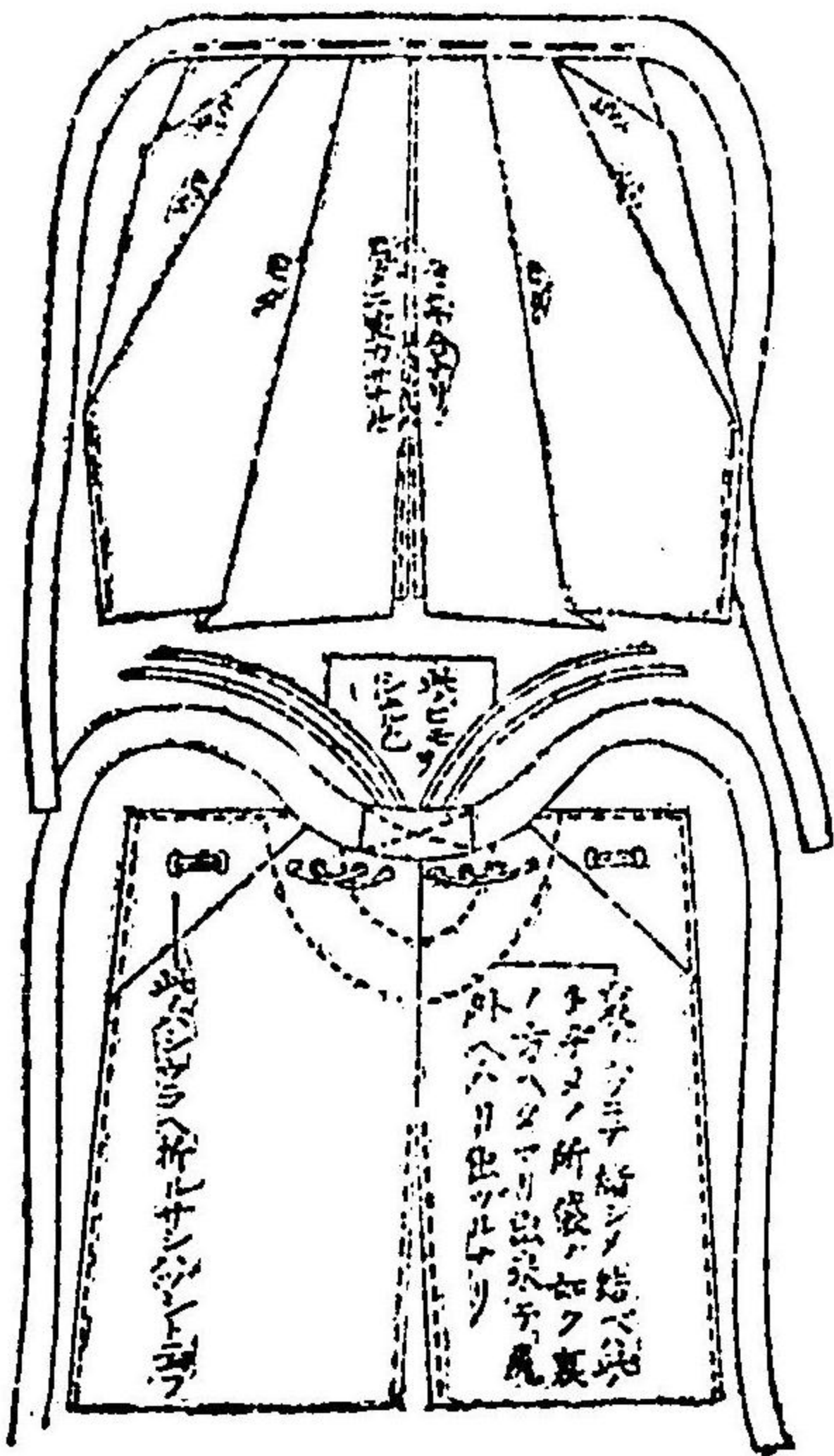
一上下と云ふ名目上古の書に見えしは古事記應神天皇記に曰く爾其兄曰若汝有得此襪子一者遊上下衣服一是身高而醜醜酒一亦山河之物悉備設爲三宇禮豆玖云爾

一今時長上下といふ人ありあやまりなり肩衣長袴といふべし長き下はあれども長き上はなき物なり

一ひた、れは仕立やうすあふの如し袴は長袴也すあふの袴に同じ前腰後腰ともに白練を用ひ太き糸にて上ざしあり後腰に板を入れ板の上の雨かぎを丸くする袖の下に露有り露もひもも菊もちも組緒也地は紗生絹(ねらぬ絹也)精好を用ふ色は木蘭地(赤黒き色也)萌黄紅朽葉其の外何色をも用ふさりながら紫萌黄紅は將軍家御用の色なる故平人憚之云々今は萌黄は不憚之

一直垂は本は地下人無官の物の服也堂上の人を着給ふべき物にあらず鹿苑院將軍義滿公の比より堂上衆も着用

も、立のきにて、のりくりの糸にて、さへし、大口のさし、出でたる、は、る、し、の、は、り、に、見、え、た、り、し、の、立、さ、り、也、古、の、通、り、も、い、た、ち、の、云、ふ、は、今、あ、ひ、引、さ、し、ふ、所、也、さ、し、は、づ、し、の、あ、し、き、の、故、あ、ひ、引、き、付、折、り、の、也、



○大入口

○同後

にても御元服など一段の御祝にも着候云々(紙ひねりはくわんせんよりの事なり)

一白き直垂に金箔にて紋を付くる事有り條々聞書に御祝によりて大かたばらに白きひた、れを重ね又時によりて箔にて我家の紋を付けたるをも重ね候云々貞治六年三月廿九日中殿御會(禁中和歌の御會なり)帶刀十人(將軍ノ御供太刀ヲ帶スル役人也)左右に番ひて曳列す其の内左二番は伊勢七郎左衛門貞行地白の直垂に金箔を以て所々に蝶を押す白太刀を佩くと系圖の一本に見えたり永享二年七月廿五日義教公大將拜賀の時(大將御拜賀とは大將になり給ふ御禮を申上げる、なり)帶刀十二番二行直垂に金銀の箔を以て紋を押すと御元服記にみえたり白直垂とはなけれど必白直垂にてあるべしと思はる、也

一染めたる直垂にも金銀箔にて紋付くる事有り義教公の御元服記に永享二年七月廿五日大將御拜賀の時侍所赤松伊豫守義雅が出立の事を記して僕は紺の直垂に銀箔にて文を押すとあり(僕トハ家來ノ事ナリ)

一直垂にも素襖にもふたへものと云ふ事有りつまびらかに知れざれども染めやうの事と見ゆる也裏打の直垂の事にてはなきなり條々聞書にひた、れの染め様公家のめし候ひとへ直垂は黒きもふたへものも能く候とあり寛正五年紀河原勅進能棧敷の圖に申樂衆すあふ袴也初日は黄色二日は淺黄三日はふたへ物とあり按するに公家方の裝束にふたへ織物と云ふ事有りそれは織物の上にぬひ物をする事也といへり是れに准じて考ふれば素襖直垂などのふたへ物と云ふ染め様も下地を何色にも染めて其の上を別の色にて紋唐草などを染出だしたる物なるべし今ごんすかへしなど、云ふ類なるべき歟

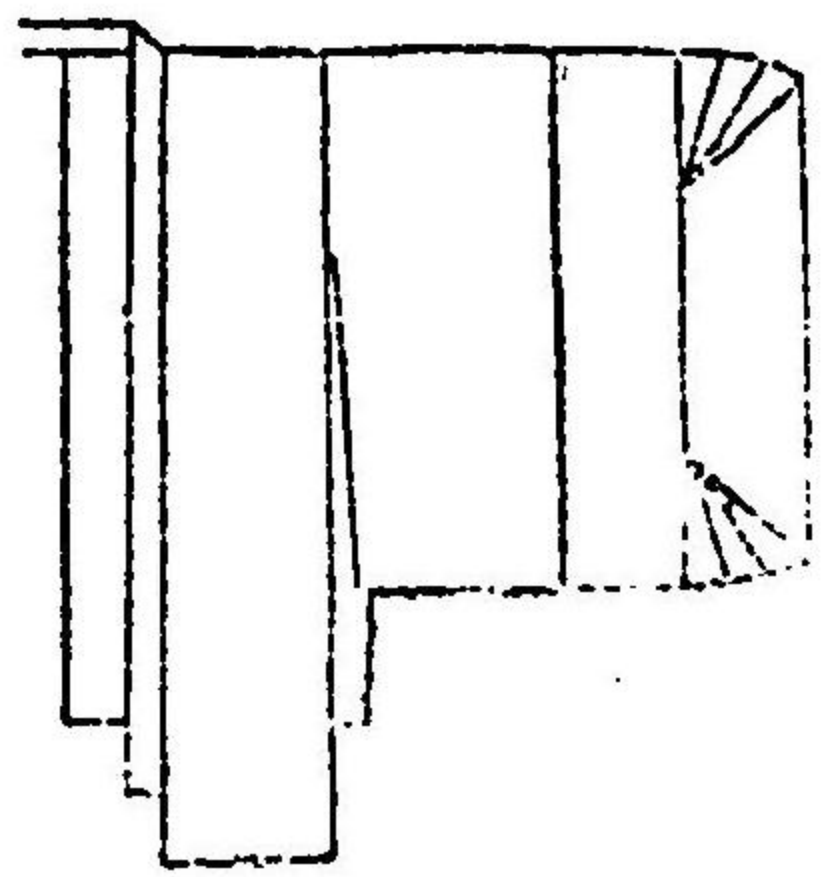
一裏打の直垂と云ふ物あり條々聞書に云くうら打はたゞあさぎに紋をぬひめ付に白く付けたるが能く候よし古より申傳へ候又彈正判官の人は地を黒く紋に蝶を付けたれ候裏腰あかし(裏腰とは裏と腰とを云ふなり)餘の官の人はきべからず常のうら打は腰せいごうらす、しのきぬなるべしうら打はひもきくとちも常のごとく紫革にすあふのひもより少し廣かるべし菊とち同大なるはわろし又云く大かたばら裏打の時(大かたばら用ふる時とうら打の時となり)縷子のきやはんをすべし云々道照愚草に云くうら打の紋の事は家々の紋付け候方も候大略松竹鶴龜などを付け候異相なる紋などは不付候色はあさぎにて候又其の外の色をも被用候つゆひもの付け様も同前袖の下に三四寸つゆをむすびさげ候かははは大略紫革にて候

一直垂の腰の留め様單直垂は裏打も同じ事なり道照愚草に云く帯の留め様前腰は如常結びて取揃へ後腰の帯さきの廣きにて巻きて留め候條々聞書に云く腰の留め様前にて常のごとく結びてそれを取りよせて後腰のさきをひろげて残りの腰をつ、みてうつくしく丸くして上より下へ二重取りおしかひ留むべしたとへは 如此也(前にて常のごとく結ぶとは前腰の事也結ぶ時立結にするをよしとするなり扱わなとはしとをそろへかさねて

裏打の直垂武
家にばかり用
ひしは公家
に上は公家
に用は公家
しにも公家
の集生見
ある人のひ
いれなさん
ならんさん
すひたるさ
すも住のさ
しはなみは
うらちのさ
うらちのさ
書井のさ
てみれば上
は公家に上
し打のひた
しなるべし
又

結下ぐる此の古質を失ひて今は袖の下へ計露を付くる云々袴もく、りをしむる事あれば袴のすそ袋縫にして其の内を緒を通したる物と見えたりされば膝口にてしむる時はきやはんをするなり足くびにてく、る時はきやはんを用ひざるなるべし馬上御供の時は沓を用ふるゆる下括にするなるべし歩立御供の時は上括にしてきやはんを用ふるなるべし猶舊記を考へて可備證書一也古代は長袴はあまりに長くしたるはあしきと見ゆかやうの時く、りなどするに長過ぎたるは不直なるべし御供故實に云くすあふの下はち、めたるが本儀にて候云々

一直垂着様の事或人の談に云く正徳中近衛殿江戸に寓居し給ひし頃（大樹公御臺所の御父にて在りし故なり）人に面會し給ふには指貫の上に直垂をうちかけて直垂と同じ地にて細き帯を狩衣のあて腰の如くにし給ひし是れ直垂の着様の本式なるべし直垂のすそを袴の内へ入れてきこむは本式にあらざる歟と云へり貞丈云く直垂は元庶人の服にて高位の人の服にあらざれども高位の人も内々にては畧儀の時着用せらる、事ありかの近衛殿も内々にて着し給ふなりさればかりそめに着し給ふ事ゆるうちかけて着給ひし也本式の着様にあらず且下は指貫なる故上下具して着するは違ふべし



如此袖の前の方をひだを取
るなり素襖にても直垂にて
も同じ左右とも同じ事なる
故左袖計圖をあらはす也
此の圖は補入也

一素襖直垂などの袖前の方にえもんをとる事（えもんをとることはひだをとりて糸にてごち付けおく事なり）本式にはなき事なれ共手をつかふによろしき故さやうにしたるがよきなり

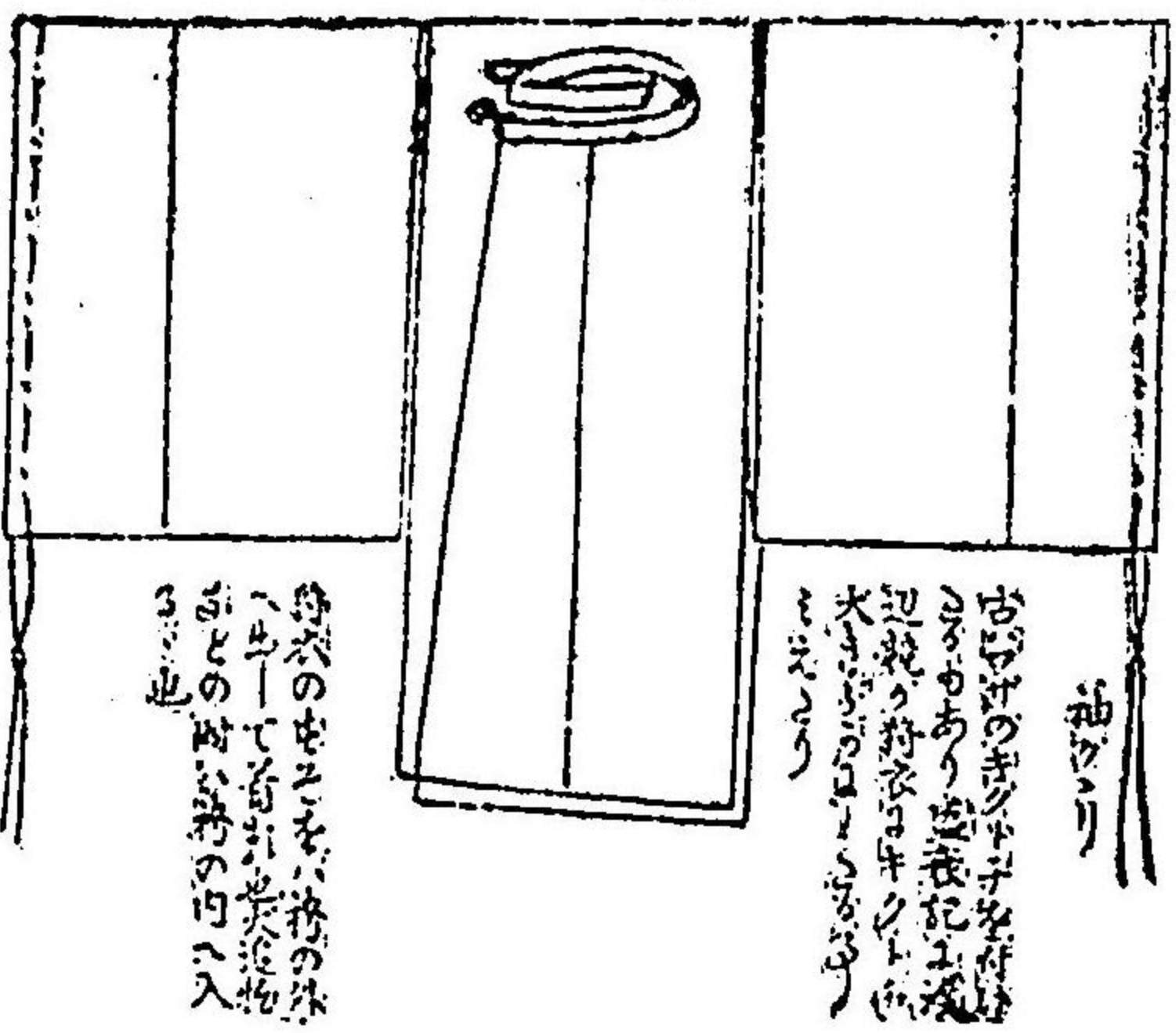
一まち直垂と云ふは出来合の直垂の事なりまちは待の字也町の字を用ふるは非也商人の方にて染めて仕立て置きて買に来る人待つ故まち直垂と云ふまちかふとまちさや巻まちあし

だなど皆同じこと也

一かりぎぬの事武家にも着するなり古大的犬追物などにも着したる事舊記にあり單の狩衣あり裏ある狩衣あり夏はすゝしの狩衣冬は裏あるを用ふ（今は武家にて冬もひとへかりぎぬを用ふ）五位以上は織物六位以下は無文を用ふ（無文とはもんがらなき也）色不定若年の時は浮文とてもんがらをうけ織にする盛年の時は堅文とてもんがらをしづめてかたく織る也浮文はもんがらを繁く堅文は遠く付くる也袖くゞりは十五歳未満は毛ぬきかたどて左より右よりの糸をならべて用ふるなり左よりと右よりと並べばより目毛抜の頭の如くに合ふ也若き人は

左纏右纏をな
らぶれは如此
けわき合せに
なるなり是れ
毛抜形と云
ふ
名目抄ニ布衣
始ホウイハ
メト訓アリハ
イトムムハ不
知ヨミ也
ト云フナ布衣
ハ役名ニ布衣
ス也別ニ布衣
書江ノハ今
フベキナラバ
有文ノ狩衣無
文ノ狩衣有文
布衣ト云フベ
キ也
狩衣に單狩衣
もあり裏ある
も同じ色なる

○狩衣前



袖のせき、袴の外
へしめて着れ、大抵物
ぶとの附、袴の内へ入
る也

薄平の組とてうすき平き組を用ふ（さげをのごとし）老年の人は丸き組緒一すぢを用ふる也組の色不定老年ほど色うすし狩衣公家方に色々故實あるべし尋ぬべし

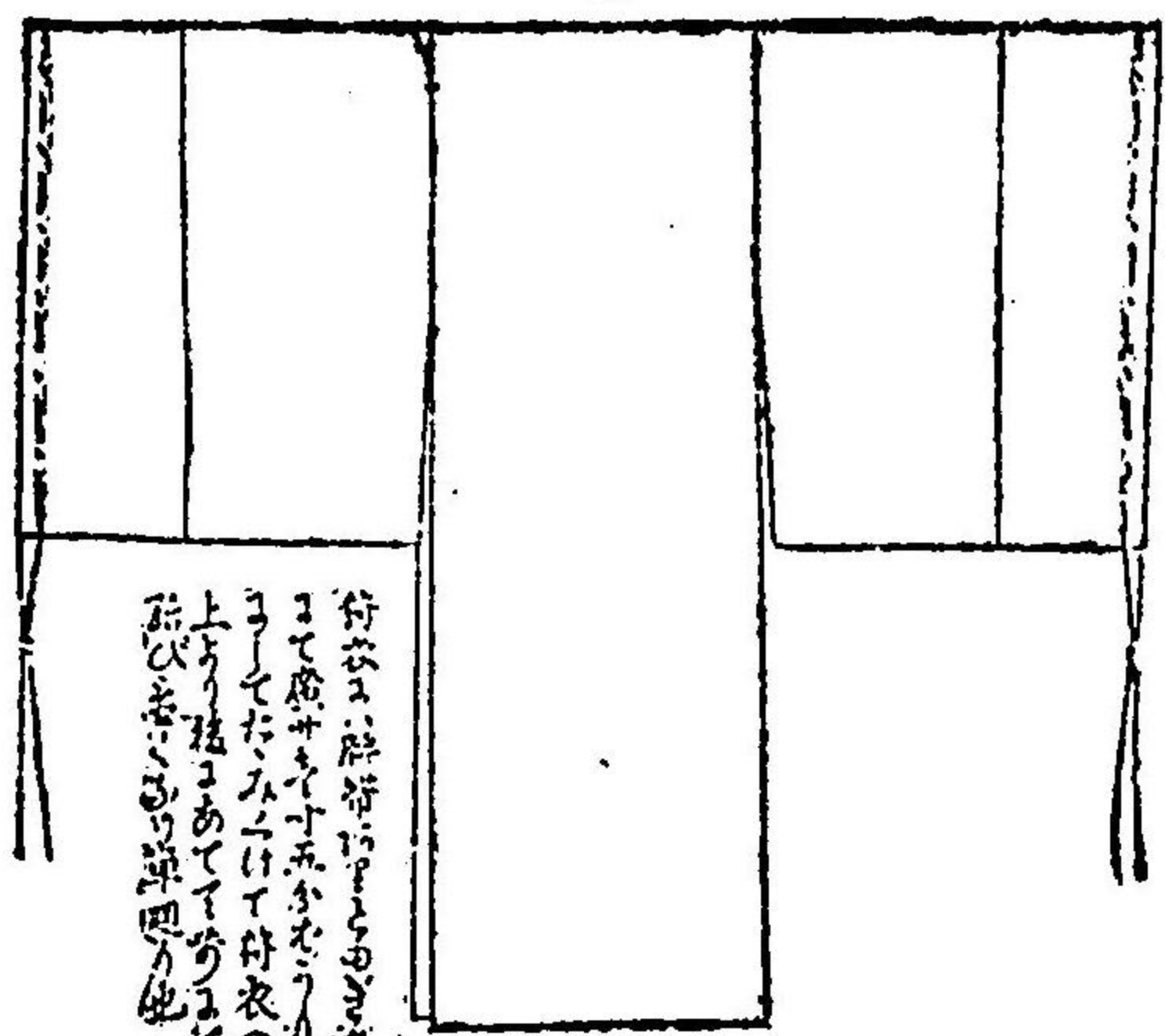
一布衣と云ふも狩衣の事なり古將軍家御參内などの御供にほういの役といふ事あり狩衣を着し御剣を持つ役也ほうい太刀はきと云ふ事條々聞書にあり（帯刀と書きてたちはきとよむ前にも記す）今は織文（モンカラノ）あるを狩衣と云ひ織文なきを布衣と云ひ習せり古はすべて狩衣の事を布衣と云ふ又いにしへはほういと云ひ今はほいと云ふ是れ今世江戸武家の詞なり

一狩衣の時着る袴はさしぬきと云ふ袴也色は淺黄なり腰に

野宮定基細説
 也花物語ゆふ
 しての巻に殿
 ちのまきてみ
 りのせ給ふに
 々々給ふに云
 小袴と云ふは
 さしぬきの白
 衣にて袴は白
 り着給へるな
 小文の武家の
 小袴は別な

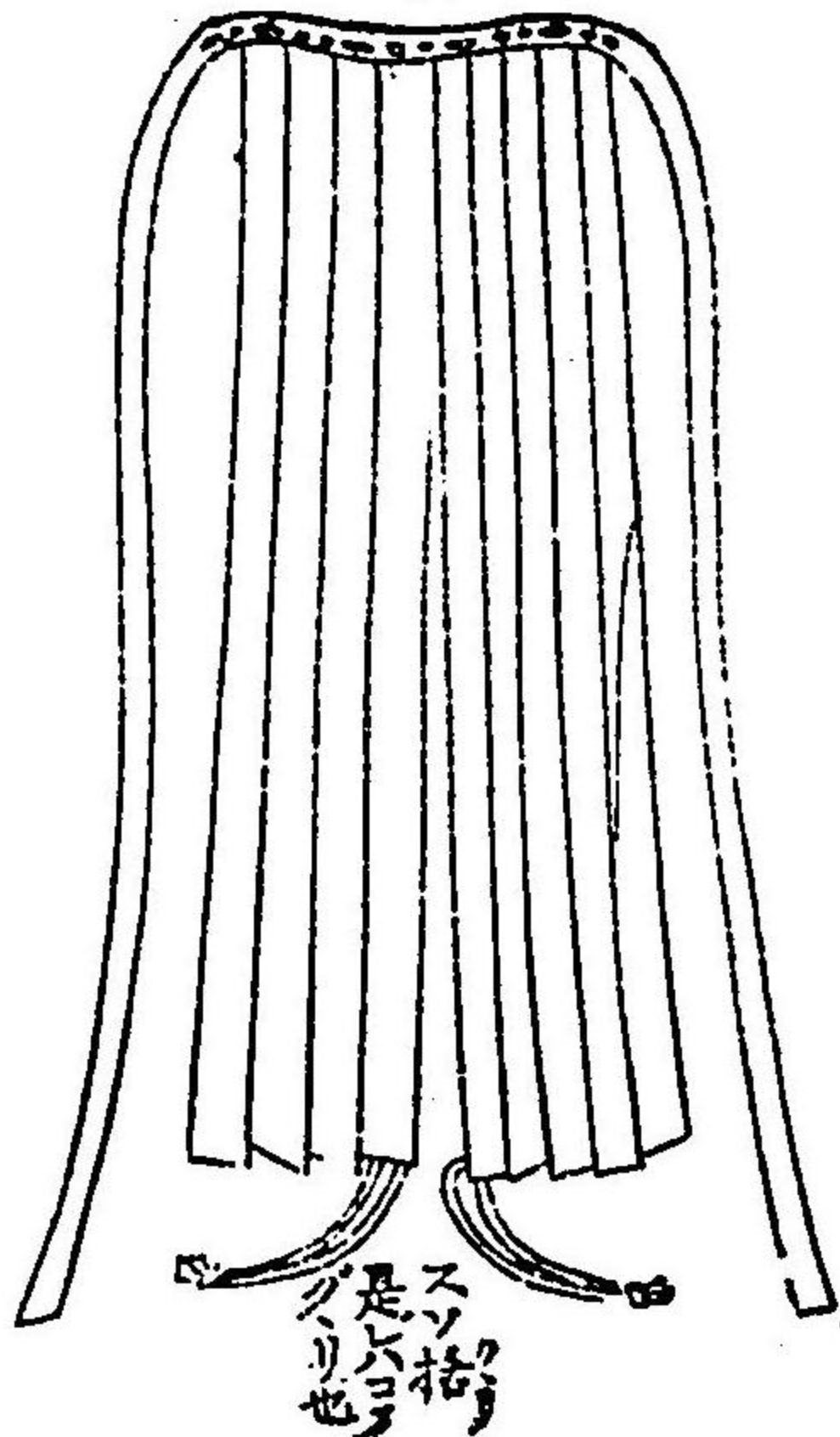
古今者開集卷
 八好色の部に
 云く紫金襴寺
 御室に干手と
 云ふ御籠童あ
 紋紗の袖の
 水干の袖の
 ばら雀の居た
 るぬのうすり
 ける紫のすそ
 りの袴をきた
 は表裏打ちた
 るも有るなる
 のべし又ぬは
 なり

○狩衣後



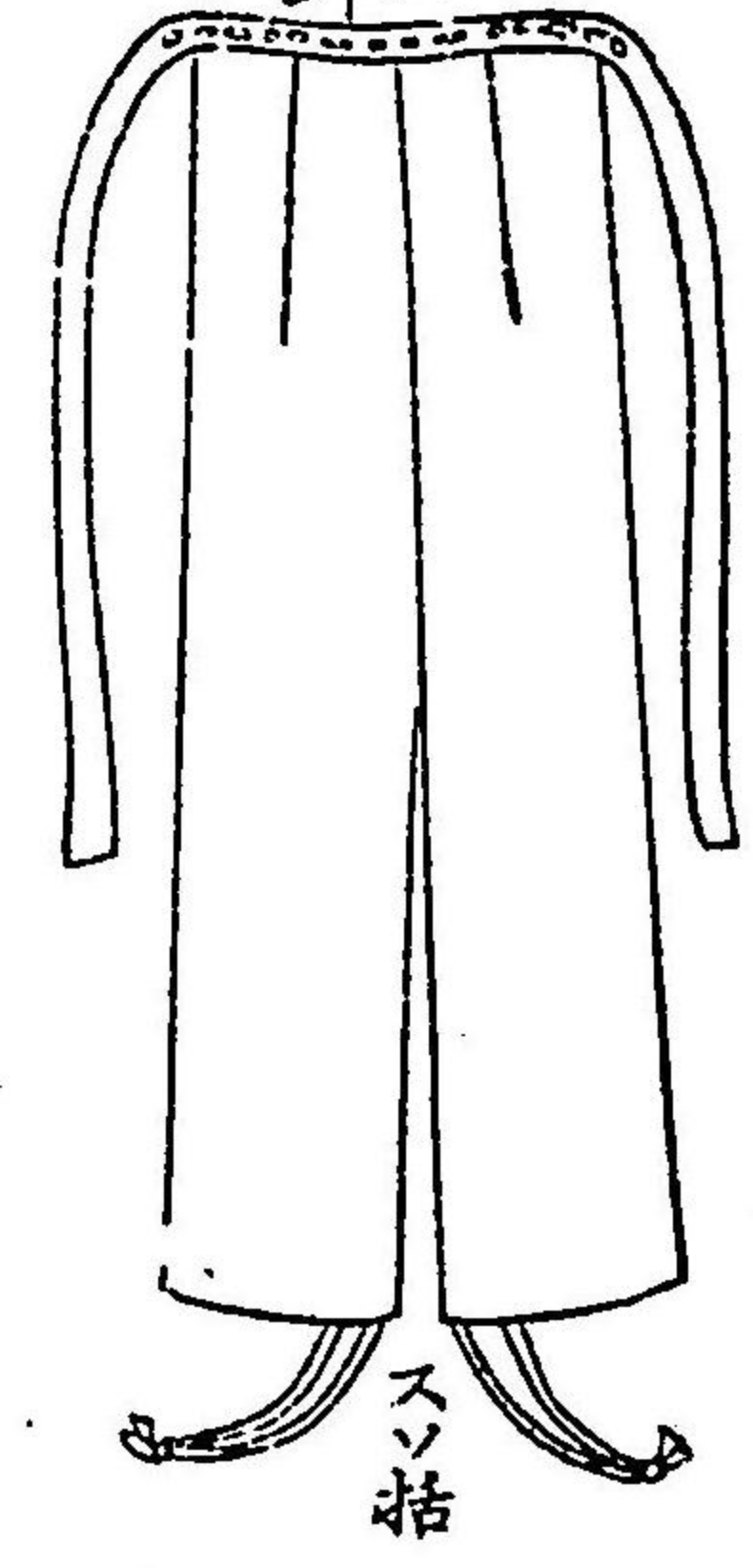
狩衣は、袴の裾の
 上より縫ひあてて、
 袴の裾より縫ひあ
 せて、袴の裾より
 縫ひあてて、袴の
 裾より縫ひあてて、
 袴の裾より縫ひあ
 せて、袴の裾より

○指貫前



指貫は、袴の裾の
 上より縫ひあてて、
 袴の裾より縫ひあ
 せて、袴の裾より
 縫ひあてて、袴の
 裾より縫ひあてて、
 袴の裾より縫ひあ
 せて、袴の裾より

○指貫後



指貫は、袴の裾の
 上より縫ひあてて、
 袴の裾より縫ひあ
 せて、袴の裾より
 縫ひあてて、袴の
 裾より縫ひあてて、
 袴の裾より縫ひあ
 せて、袴の裾より

上ざしありすそにく、り緒ありく、り袴なり地は平絹無文
 なり公家には織物を用ひらる武家にはもんがらなきを用ふ
 く、り緒は白き組緒也
 一指貫の袴を狩袴とも云ふ狩衣の下に着べき袴なるゆゑ狩
 袴と云ふ是れ又布の括袴也すそにく、り緒をさし貫きてあ
 る故にさしぬきの袴と云なり和名抄に奴袴(佐師奴杖乃波
 賀萬)漢語抄に云く絹狩袴(或云岐奴乃加利八加萬)と見
 えたり奴袴のよみを知らぬ人ヌハカマとよむは誤也ヌバカ
 マといふ名目はなき事なりさしぬきに奴袴と書く事は奴は
 奴僕とて賤しきめしつかひ者なりすそを高くく、り上げて

奴僕の走り廻りに便り宜き故奴僕の着すべき袴といふ心なり是れも後には公卿の服に成りて綾織物等を用ふる
 事になれり

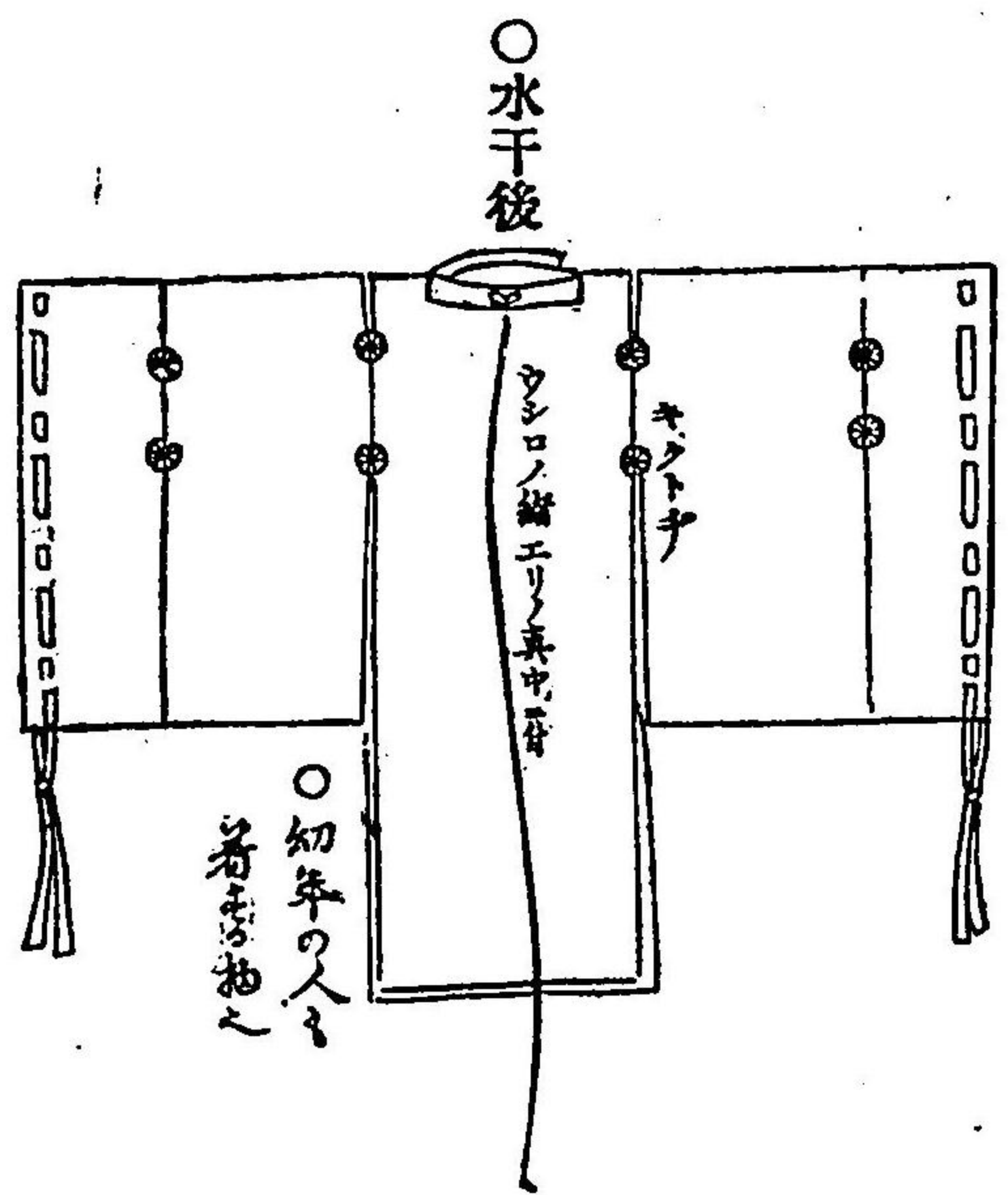
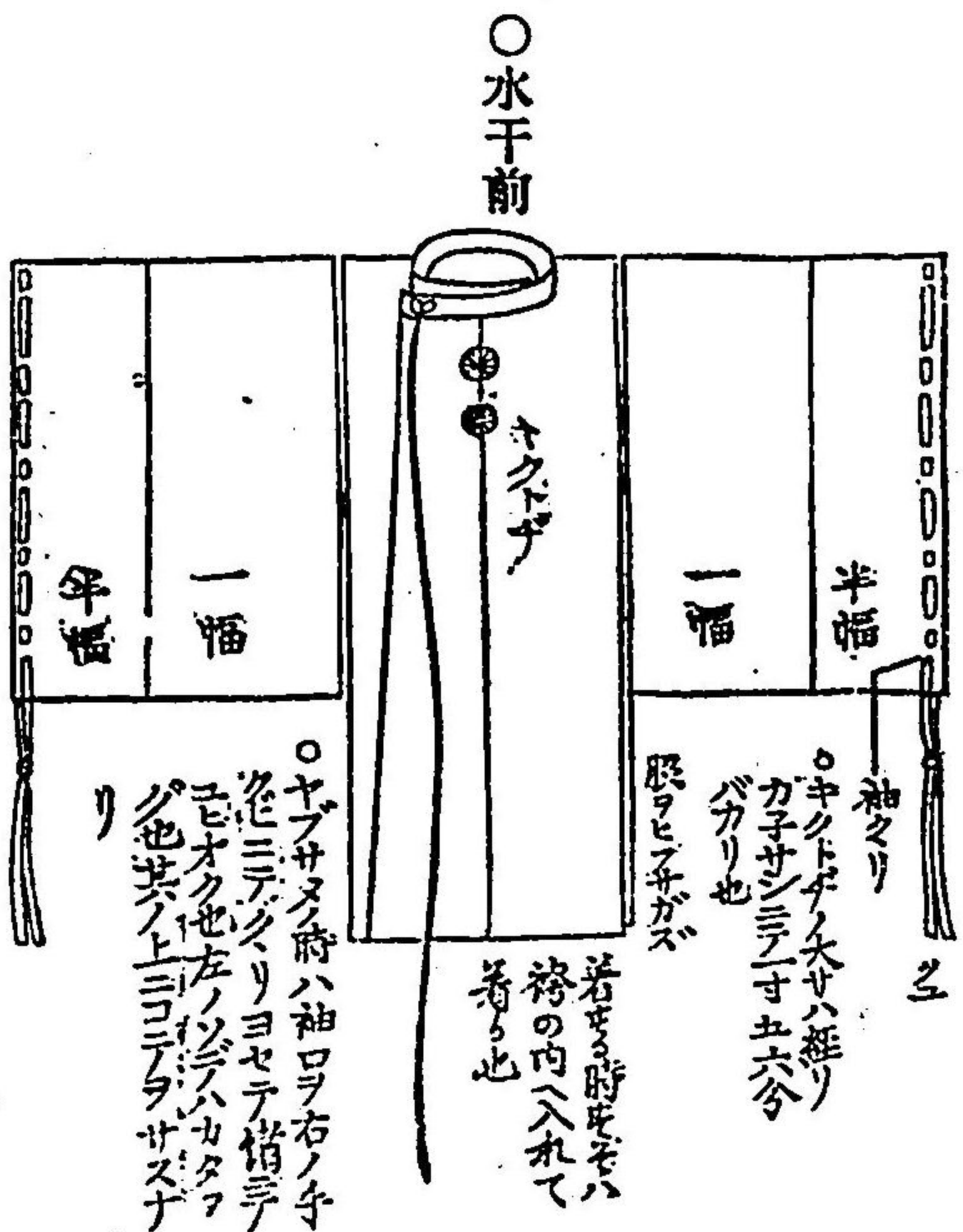
一小袴と云ふ物古はありし也仕立は右の指貫に同じ古は常には素襖に小袴を着し式正の時は上下とて素襖長袴
 又小素襖を着するなり條々開書に云く小袴の事もとくは太きか細きかにてこそ候へすぢならでは付け候はず
 候ひける(筋とは横に筋を染るなり)長サハ足のつぶふし邊迄(つぶふしとはくるぶしなり)とゞき候括を入
 れて犬などの時(犬追物の事)にく、りをしめて其の上にもかばきをはき候なり當時は(足利時代)長袴の代
 に被用候程に少し長く候て可然候御かよひの時足の見え候は尾籠に候又云くすあふはかまかたぎぬ小ばかまな
 どの紋の事たゞ目にた、ぬが然るべし云々小袴に紋付くる事も有るなり

一葛袴と云ふもくす布にて縫ひたる指貫也すそにく、りの所は絹のきれを縫ひつぎてく、り緒を通すなり葛布
 にてはこわくてく、られぬ故なり大的の射手水干くす袴を着する事大的の書に見えたり(すそにつぐ絹のたけ
 は七八寸ばかりなり)

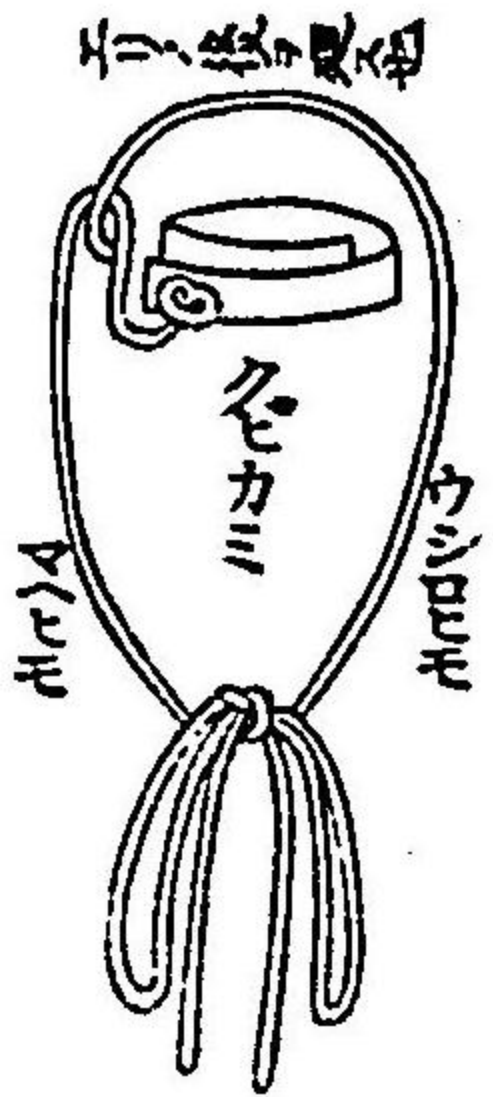
一水干の事仕立様狩衣のごとし袴は直垂の如し地は紗精好練平絹等定なし色も多くは白を用ふるなり菊ごちは
 總をおしひらめて菊の花のごとく平くして一所に二つつ、付くる前に一所後に四所付くる紐は丸組の緒也きく
 ごちも紐の色も不定前の紐はえりの上かごに付くる後の紐はえりの後の真中に付くるなり前紐短く後紐長し大
 的の時は紅、朽葉、水色等の水干人々の年の程によりて染むべし紋は主々の家の紋をぬひ物にすべしと大的の
 書に見えたり武家には紋を付くる公家には紋を付けられず今時蹴鞠の時水干とて着する物は水干にはあらず直
 垂に似たる物也(蹴鞠の水干は飛鳥井家にて私に作り出したる物なり)

扶桑略記ナド
ニハ水旱トア
東鑑卷十三ニ
佐興美ノ水干
ミエタリ
光大曰ク水干
之事新野間云
野宮定基願申
本は基しき申
説候へとも愚
候聊か申試ク
候此服は遊宴
の儀に候殊内
々の水進の注
有之候へば川
道より出来
ふ存候云々

一水干官服にあらす官位なき人も着る物なり今昔物語卷十六伯耆守經國が盗人を殺したる物語に在廳の官人を
つかはして藏をひらかせて見るに年三十ばかりの男のいかめしきが水干装束したるを引出したり又卷二十二觀
硯上人在俗の時賊を助けて絹布を得たる物語に五十ばかりなるおもしろき男水干装束して打出の太刀帯びて郎
等卅人計具して出であひて云々右の卅計の男も五十計の男もぬす人也古は盗人だにも水干を着たり況んや平人
は猶水干着べき事推して知るべし水干は官服にあらざる故誰も着たるなり
一西三條装束抄に云く水干紗にても平絹にても又色は白をも何色にても大納言の時まで内々着用之又陽明家
(近衛殿ノ事)には大臣又前途の後も如此絹直垂被着用之尤不審也



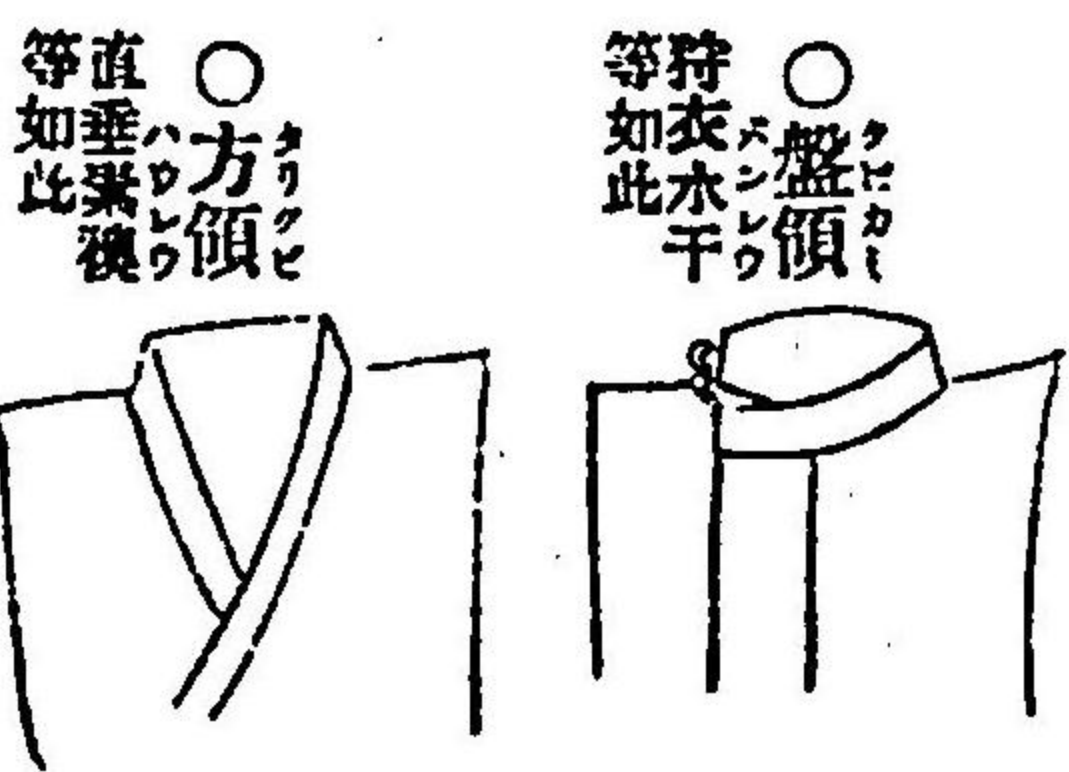
一水干のひもの結び襟前の緒と後の緒と取りちがへもぢりて前の緒は前へ引きくだし後の緒はえりの後を廻して左の肩の上より前へ引きくだしてもろわなに結ぶなり



一又くびかみのかごを内へ折入れてたりくびにして着る事あり永綱抄(高倉家の書也)上下水干は曲玄ナル間也上は前後の短き物也くびかみを内さ
まに折りてえりの如くにて着候をたりくびと云ふ也たりくびに紐ありたり
くびならば右の紐を肩より後に付けて左の紐はくびかみの折れ伏したるさ

まに付けて左の袂より取出して前にすぢかへてゆふべし馬に乗る時は右の紐をも後より前に同様にゆふべし云々(貞丈云クタリクビニ紐アリト云フハクビカミニヒモアリノ書誤ナルベシ又タリクビナラバ云々ノ文ニテハタリクビノ時ヒモノ付ケヤウ替ルヤウニ聞ユレドモ本文ノ心ハクビカミノヒモヲ其ノ儘付直サズシテタリクビニシテキルトキノヒモノ結ビヤウノ違ヲ云フナリ本文ノ書キヤウワロキナリ)左に繪圖を著す

光大曰ク盤領
トハ盤ノ字メ
アルトヨム
マロクメケル
チ云フクビカ
コカミノ略語
ビカミナリ方
領トハエリツ
ケマロカエツ
方ナラユエ也
領メケラズ也
テメケラズ也
語ニテタリハ
ベシト云フナ
リノ事也



〇水干たりくびに着る事あり
左右ともにかくの
ごとくくびかみの
かごを内へ入れて
着る事もあるなり



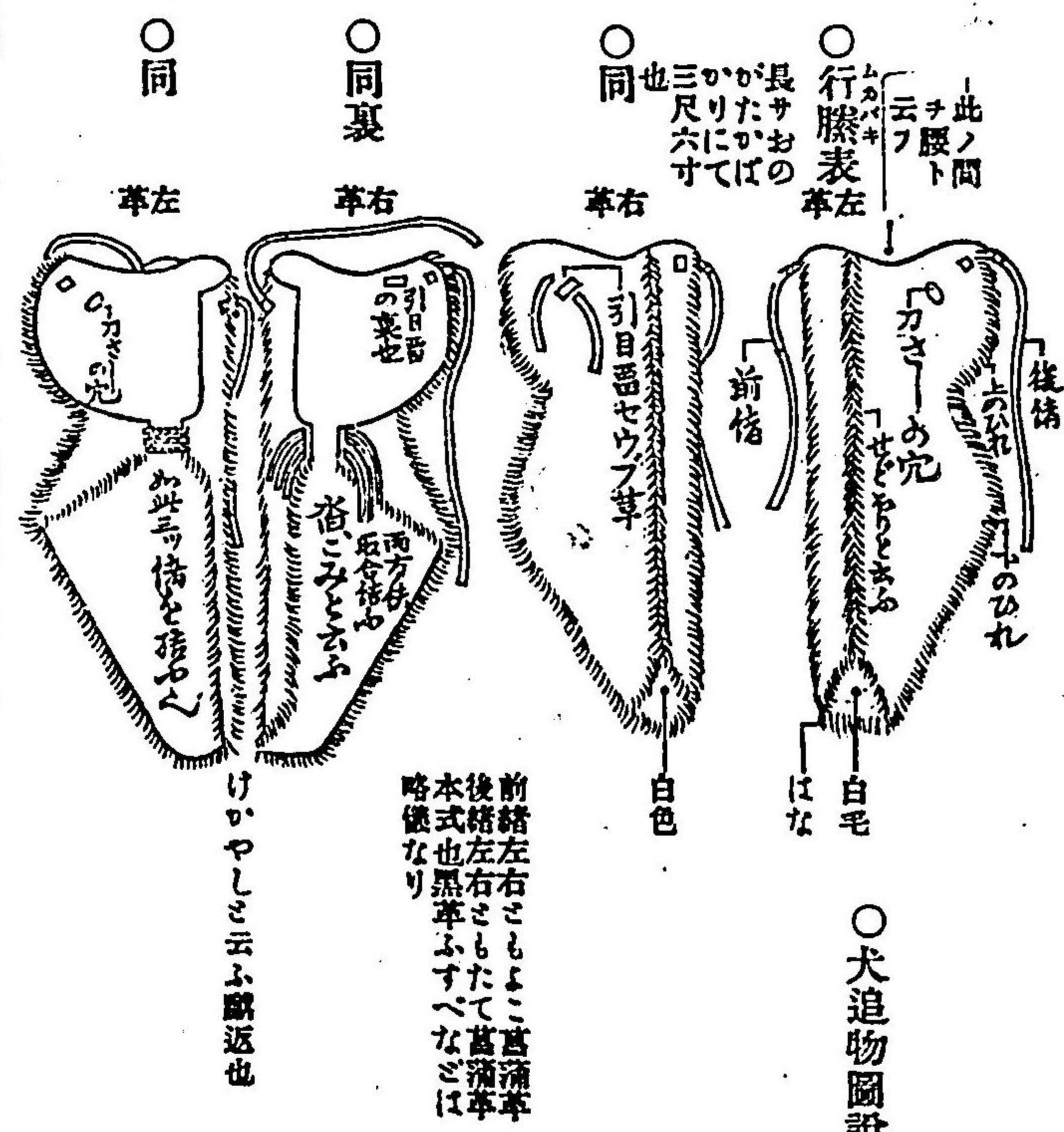
古番に如此右の肩の上より左のわきへ紐のすぢひになりたるは水干さ心得べし

やたらびやう
しきふもりの
射手方に入用
なきものなり

飛騨守惟久が
義家朝臣の京
直垂に黒絹の
の行脚を答たり
しす一面に黒
り白星を答たり
しす一面に黒
り白星を答たり
しす一面に黒

犬道物圖説を以て光大此の圖を補入す
一はかま行脚と云ふは神事行脚の事也神事の時
犬道物笠懸やぶさめなど射る時にはく行脚はむ
かばきのすそ白毛のかどをすぢかひに切りては
ぐを云ふ也笠懸開書射手具足秘傳の書に見えた
り
一ぬり行脚と云ふは鹿の毛皮をうるしにて黒く
ぬりたるなり(白星ハ残スなり)
一わり合せの行脚と云ふは鹿の皮と虎豹の皮と
堅につぎ合せたるを云ふ又鹿の夏毛と秋毛をつ
ぎたるを云ふ(射手具足秘傳に委し)

一行脚は古の人は今の人の袴着る如く常に着しける由射手方具足秘傳に見えたり常に着るとは馬にのる程なれば必着したる也
一行脚にやたらびやうしとて鞍のあたる所へ別の革を付くる物なりといふ人ありやたらびやうしといふ事舊記に見えずそれに似たる事もなしふかし此の説用ひがたしまた行脚をはきて貴人は兩方の腰にあげまき下ぐる
と云ふ説あり此のことも舊記に見えず用ひがた
し



○犬道物圖説を以て光大此の圖を補入す
一はかま行脚と云ふは神事行脚の事也神事の時
犬道物笠懸やぶさめなど射る時にはく行脚はむ
かばきのすそ白毛のかどをすぢかひに切りては
ぐを云ふ也笠懸開書射手具足秘傳の書に見えた
り
一ぬり行脚と云ふは鹿の毛皮をうるしにて黒く
ぬりたるなり(白星ハ残スなり)
一わり合せの行脚と云ふは鹿の皮と虎豹の皮と
堅につぎ合せたるを云ふ又鹿の夏毛と秋毛をつ
ぎたるを云ふ(射手具足秘傳に委し)

一熊の皮の行脚は彈正の官の人ならでは不用之虎豹の皮は公方様又は三職の衆ならでは用ひ給はぬなり(射手具足秘傳に委し)
一熊の皮行脚を彈正又檢非違使の官の人用ふる事は武家にて定りたる事にはあらず禁裏の御定也尺素往來(一條兼良公御作の書なり)行脚の事を書き給ひし所に霜臺廷尉者熊皮尋常の事候歟とあり霜臺は彈正の唐名也廷尉は檢非違使の唐名也(彈正モ檢非違使モ法ニソムキタル者ヲ糾シテ刑罰ヲ行フ官ナル故威勢アリテ人オソルル也熊ハ猛キ獸ナル故威勢アリソシテ賞美シテ彈正檢非違使ノ行脚ニ用フルモ泥障ニ用フルモ同シ意ナリ平人ハ熊皮ハ不用也)
一かは袴と云ふは革の袴也古人は着ける也入唐記に袴(カハバカマ)などにて御供の時は沓をはくべからず候也又一休ばなしと云ふ草子にも或時かの檀那かはばかまを着て来りけるとあり近代にては有徳院様古き事を御好みなされし故吹上の御庭などへ御成の時は菖蒲草の御袴をめされし由其の比供奉しける人の物語せられし也
一かはぎぬと云ふは革の胸服なるべし蛭川記にかたぎぬの八徳又はかはぎぬなど打ちかけ貴人の御前へ参る事いかゞに見え候と有り
一古將軍家の女房衆きぬをめし裳をめし袴をめしなど云ふ事藤中舊記年中恒例記などにありきぬとは五ツぎぬの事(今世俗に十二ひとへといふ物なり)裳はうしろよりかくる物なり袴は緋の袴也先白小袖を着て其の上
單に五ツぎぬうはぎを重ねうちかけに着て其の上からぎぬを着て扱裳をかくる也單五ツ衣上着ともに重ねたる時下の袖の少しづ、出る様に段々上に重ねる衣をばゆきを少しづ、短くする也五ツ衣は五ツ共に同じ色同じ文から也うはぎは別の色なり五ツ衣地は練貫也からぎぬはすあふの形のごとし但ゆきみじかく前は長くうしろ

千鳥をいかりにしたるかきの衣ふりたるときん目のきはまでひつかうでとあり又辨慶は大せんだちにて有りければ袖みぢかなるじやうえにかちんのはきにこんづはいて袴のくくりたからかにゆひて新宮やうの長ときんをぞさげたりけるとあり古のときんは今の世に山伏どものかよる物とは形違ひたり職人盡歌合の繪(土佐光信が畫)に見えたる山伏のときん如此

古書に見えたるトキンは皆如此也トキンはトキンの代にちひさくして額に書くなり



職人盡の繪

一又相州遊行寺の什物一暹上人御傳記の繪も土佐が繪也その繪の内熊野權現の御形を山伏姿にゑがきたるものとさんの形右の如くにして耳の前雨の頰の通りに頭巾より下りて廣く平き紐の如くなる物ありその長サ足までとごく程也是れは長頭巾と云ふ物也と住僧申しける由山岡淡明語り侍りし義經記に判官北國落の條辨慶山伏姿に成りし事を書きたる新宮やうの長ときんをぞさげたりける(下ルトハ雨ノ紐を云フ)といへり熊野にては長ときんを用ふる事なるべし何れも今の世のときんとは違ひたり

一腰當と云ふは着服の類にはあらず毛皮にて敷皮の如く作り緒を付けてうしろの腰にあて、緒を結ふなり是れを引敷と云ふなり引敷のかたも委細は調度の部引鋪の箇條に記し置く也見合すべし

一狩装束は鹿狩の装束なり狩には袖ぼそ(今時籠手袖と云ふ物なり)を着するよし小笠原長秀の記にみえたり鹿は鹿籠(一名狩ヤナグヒ)を負ふなり同記にみえたり矢は鹿矢(一名野矢とも云ふ)を用ふ又征矢をも用ふ行障をはくなり直垂を着し笠をかぶる事會我物語に見えたり狩の笠は竹がさと會我物語にあり竹笠と云ふは竹細代笠なるべし十郎祐成が竹笠はもよぎ句ひのうら打ちたる竹笠五郎時致が笠はうす紅にてうら打ちたるひやうもんの竹笠工藤祐経が笠はきん紗にてうら打ちたるうさもんの竹笠河津三郎が笠はもえさうら付けたる竹笠

今時籠ノ上ニ
大小刀ヲサス
ニ事ニテアサ
テト云フ物ア
作リテ用フテ
也是ハ古ハ無
之物ニテ近世
ノ新ナリ古
キ書ニコシテ
テトアルハ其
ノ事ニテハ無
之引敷ノ事也

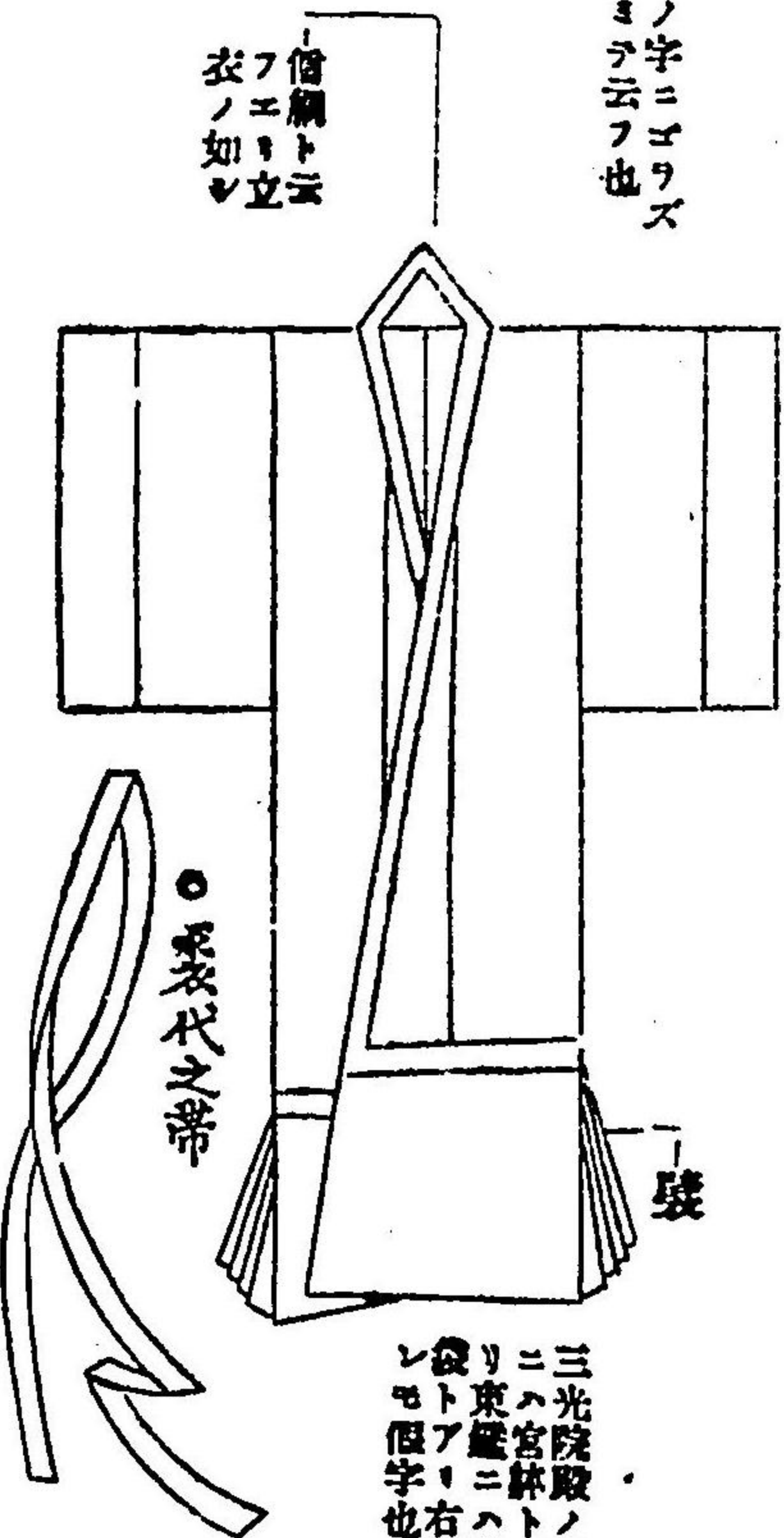
三種一統コト
ハ馬ノ人ナ
ルハ路大ノ
又ハ幸ヲ
不苦又云テ
會人ノ出立ハ
上下又ハ袖
ニ御元服記
ニ列云々
真類約文云
云ク袖細ク用
フルキリナ
可有之云々

と會我物語に見えたり弓は重藤せんだん二所書吹きよせ藤と同物語に見えたり何れもぬり弓に藤巻きたるなり一袖ぼそは素襖の袖を細くさきぼそに縫ひたるなり左右の脇の下をも縫ひふさぐなり三議一統などに所々にあり古き繪にもみえたり是れは兩袖ほそき也又かた袖細くして狩に着る事も有り高忠聞書に見えたり左の袖を細くして籠手に用ふる也兩袖細きをも狩に用ふる也(小笠原大双紙に見ゆ)

一傍續と云ふは小直衣と云ふ装束の事也公家に用ひらる、物なり年中恒例記に公方様御傍續をめしける山見えたり(装束圖式に繪圖あり)

一裘袋といふ装束知りたる人少し東鑑卷五十に(文應二年正月廿六日)云く今日和歌御會始(中路)右大辨入道眞親(裘袋)とあり裘袋を宮體とも書く也三光院内府記に云く法體裝束等之事參内には宮體(下は指貫上は如袍着)袈裟(鈍色表袴香の重子衣香の袈裟槍扇或持)念珠(大納言より參議迄の法體の人は着)用之(候内々には素絹の二重袴を着す云々)

○裘代之圖



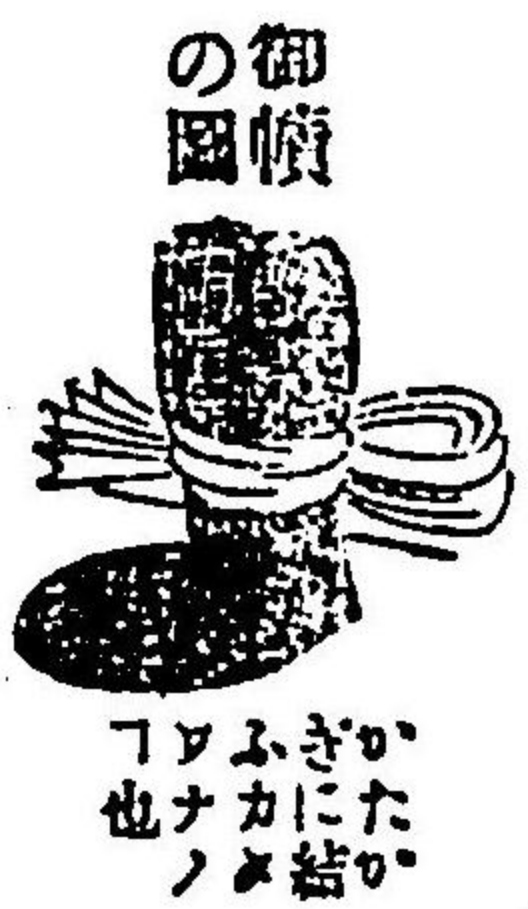
(裝束拾要抄にも西三條家の抄を引きて右の趣を記したり西三條家の抄と云ふは即三光院内府記の事也)裘袋も宮體も非也裘代之字本也

一裘代は法皇御着其の外

諸門跡方着用あり當時御參内の時のみめさる、由察の御服にはあらず裘代とは裘に代ふ類の意なるべし（裘は毛皮にて縫ひたる衣なり隠者などの着る物なり）

一裘代一名素絹の衣とも云ふ但素絹にはサウガウなし常の襟也貞丈按ずるに素絹と云ふは織文なき生絹にて縫ひたるを云ふなり文なき故素絹の裘代と云ふ

一天子の御冠に御幘の冠と云ふ物あり裝束拾要抄に云く御神事の御時は御幘とて白き絹を以て無文の御冠の巾子を結はせ給ふ云々無文の御冠とは御冠を張りたる維に菱形の文なきをいふなり常の冠にはひし形あり御幘の

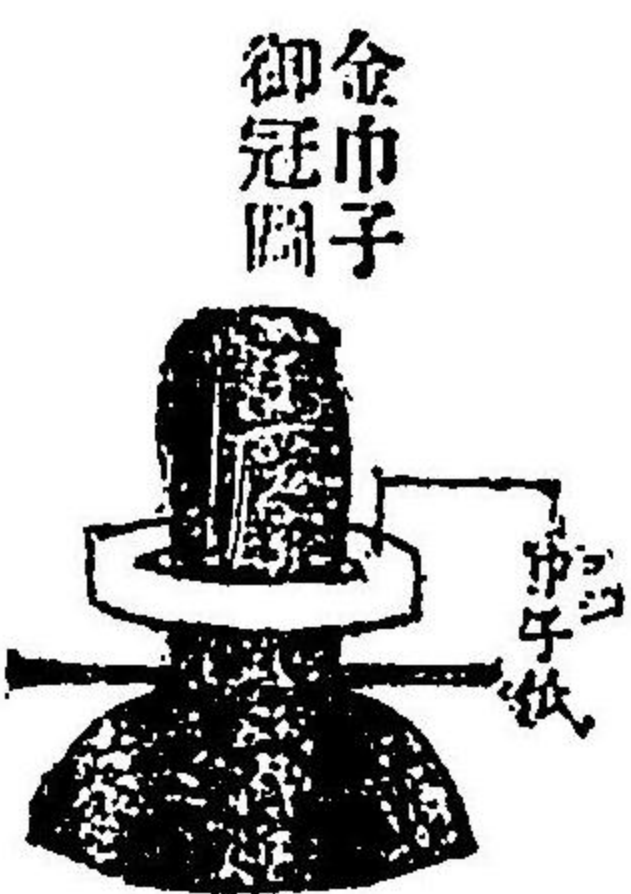


時には縷を冠の後より巾子の上を引越し前にて上へ折返して絹にて結ふなり

一天子の御冠に金巾子の御冠といふ物あり是れは御内々の時めさる、也是れも縷をうしろより巾子の上を引越して前にて上へ折返し又は上へ折返さすうしろへ縷のさきを上へ立ててもおく扱摺紙を合せて両面ともに金箔にだみて中を切りさきて巾子を

入れて縷を巾子にはさみ置く也山科家と高倉家にて少の違めはあれども大かた同じ様なり私に云く近代は御幘を用ひられず金巾子を用ひらる、歟

御引直衣ニ紅
女房袴ヲ召ス
長袴也太平
記ニ紅ノ御袴
ナ切リテ兵士
ニ玉ハリシト
アル此ノ御袴




一御引直衣又御下直衣とも云ふ天子常の御裝束也其の裁縫は常の直衣の如くに後のすそ甚長くして曳き給ふ故御曳直衣と云ふ冬は白綾文は小葵裏は縷或は紫なり夏は生綾色は二藍文は三重襷也（裝束諸抄の趣なり）紅の張袴をめすなり（女房の袴に同じ）野呂定基卿云く御引直衣裏の御服に候禁秘御抄に曰く冬小葵（文の名）櫻の裏（色の名）夏單之文如臣下御スソ甚長く被曳候によ

り御引直衣と稱し候又○山科覺官御引直衣主上常着御夏三重襷（文の名）の綾染二藍（色の名）冬白小葵（文の名）の綾白粉張常の直衣ノナドヨリハ長クシタル物なり裏はなだ感或は紫也○高倉永福卿云く御引直衣冬白綾御文小葵夏二藍三重襷或御さげ直衣と云ふ（右ノ三卿ノ説ハ新井筑後守源君美在京之間三家へ問ヒタル時三家御答ヲ記シ給ハリシ書ニ見エタリ）

一小口の御袴の事西宮記に云く小口ノ袴冬時主上着之深紅入綿（或打之）○大槐秘抄に云く御まりあそばす時は小口の御袴と申す物をめしてあそばすに候小口の御袴は小葵の綾の紅の御袴括りをさ、れたるに候○侍中群要に云く小口の御袴如指貫者紅染綾也或は入綿○桃花葉葉に云く小口御袴紅梅顔濃色指括如指貫冬は練夏は生（貞丈按ズルニ紅梅濃色ハ紅ヲ云フ也昔紅梅ト云フハ紅梅ノ花ノ色也）

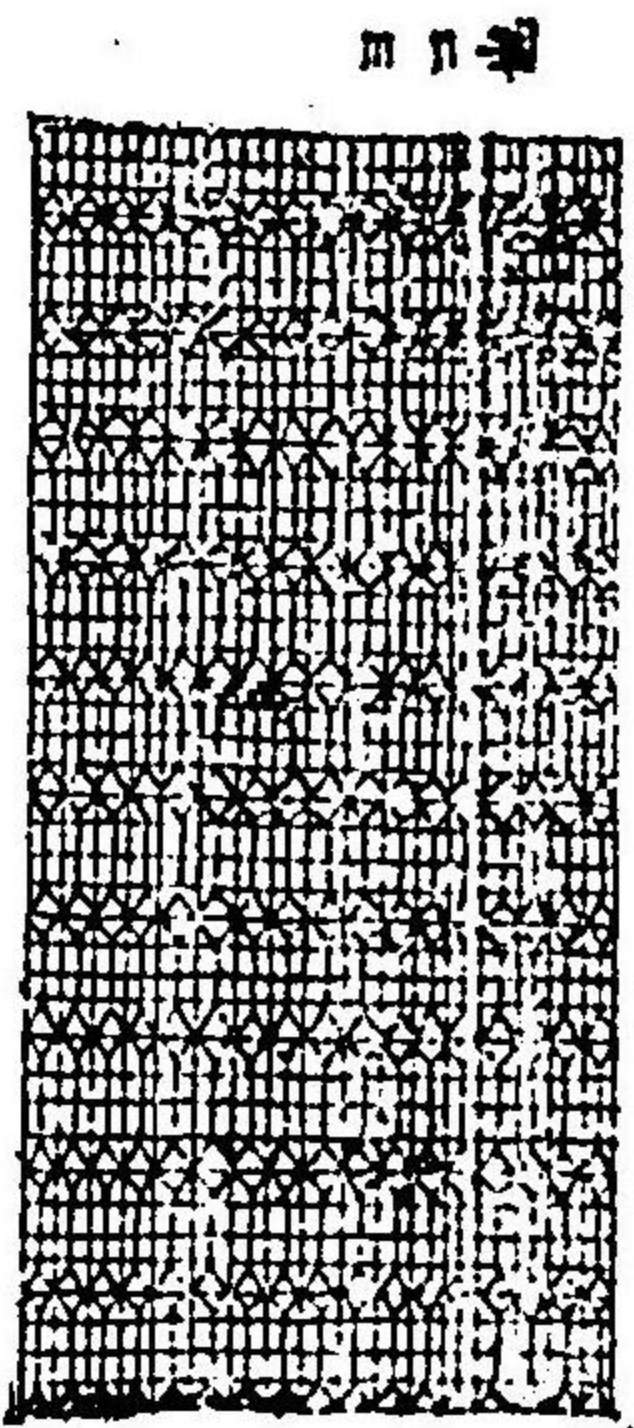
一紅梅と云ふ色二品あり上代に紅梅と云ふは桃色ノ濃きを云ふ即紅梅花の色也後代に紅梅と云ふは赤に紫交りて赤黒く見ゆる色を云ふなり織るには經糸紫緯糸紅にて織るなり源氏物語などにあるは紅梅の花の色と心得べし

一綾の文に小葵と云ふ文あり葵に大小あり大小共に花も葉も同じくて五月頃花咲く粟粟の花に似たり（葵冬も葉ある故冬葵と云ふ）大なる花は徑二寸ほどあり小き花は徑七八分ほどあり是れ小葵なり俗に錢あふひと云ふ大さ錢ほどあるゆる也  如此の花なり

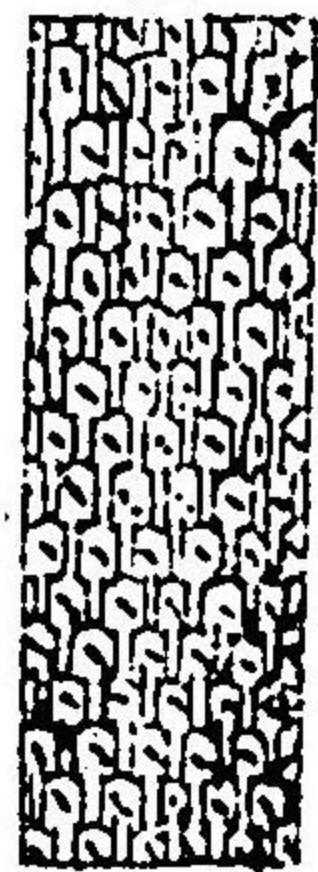
一裝束の書に穀といふ物あり是れはこめおりといふ物なり羅又は紗のたぐひにて目のすきたるうすき織物なり生糸にて織る也

大葵ノ葉高サ
五六尺ノ高サ
小葵ノ葉高サ
一尺六七寸
ハカサアリ

御引直衣ニ紅
女房袴ヲ召ス
長袴也太平
記ニ紅ノ御袴
ナ切リテ兵士
ニ玉ハリシト
アル此ノ御袴



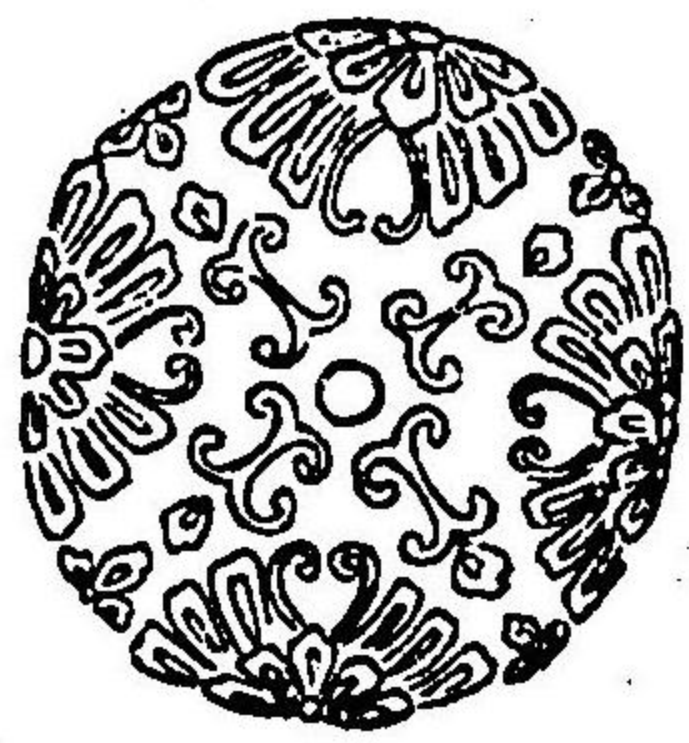
如此織りたる物糸目(一)如此にて
もみ米の形の如くなる故こめおりと
云ふ也(これはこめをりの字也)穀
(これは五ここのこめの字なり)似た
る字偏の書様糸と米との違なり



如此み
ゆるも
あり龜
甲の如
し

二箇文浮文と云ふ事文とはもんがらの事なり綾の文を糸をしづめてかたく織りたるを固文と云ひ糸をうかめて
織りたるをうけ文と云ふ也うけ織とも云ふ也

一浮線綾と云ふは綾の名也線ヲ浮ムル綾とよみて織紋の線をうかべて織りたる綾也即浮織の綾の惣名也



とも見えたり

此の紋を浮線綾の丸と云ふはかの綾に多くは此の紋を織る故此の紋をさしてふせんり
やうの丸と云ひ習はしたる也古は此の紋のみにも限らず外の紋をも織りし也古今著聞
集に永正五年四月廿二日の繪合の條になでしこのふせんりやうに卯の花をぬひたりけ
るとあり是れはなでしこをうけ織にしたる綾の事を云ふ也又伏見院宸翰裝束抄に上の
袴壯年の人浮線綾と稱して白浮織物文は小石壘(是レヲ襪ト云フ)其ノ中ニ有(二)窠文(一)

二重織物(又二倍織物とも書く)と云ふは織物(綾也)の上に縫物(綾也)をしたるを云ふ也桃花葉(親王
御裝束の條)に云く指貫濃紫二倍織物地文龜甲上文白浮線綾文云々是れは濃紫色の綾に龜甲を織りたるなり其
の龜甲の織り文の上に白糸にて浮線綾の丸を縫ひたる也諸書當用抄に云く公方様軍陳の御弓袋重織物にさりの

ふは上文と云
ふは上文と云
ふは上文と云
ふは上文と云

衣名
出襖(表背黒
ミ裏花田)比
金襴(表背黄
ミ裏花田)是モ
ナリ右ノ襪モ青

大曰く或説
云く魚綾と
今云ふ物
地と云ふ物
は魚の子の
じたるなり
のばらこの
加くなる綾
云ふに綾と

丸を三所に付けられ候なり丸は白地は赤、きりは白、葉はむらさきもえきなり云々重織物とは二重織物の事な
るべし桐の丸を織物の上に縫物にしたるなるべし

一白襖と云ふ色の事胡曹抄に白襖(水色)とあり此の外にも襖の字付きたる色は皆青みある色と心得べし襖は青
の字の代に用ひたる也元來襖は裝束の名也(前に記す)色の名には非ず然れども古は文字の吟味もなく青の字
の代に襖の字をも書きたる也

一縮線綾云ふは古裝束に用ひし綾に縮線綾といふ名あり又志々羅地とも云ふし、らをよせて織りたるなり(し
らといふは糸ち、みたるなり)縮の字ち、むとよむなり地にも、みを織るなり此のし、らのなきを鬘斗目地
の綾と云ふなり(裝束の書にし、ら地の綾のしめ地の綾と云ふ事あり)

一熟線綾と云ふは熟したる線にて織りたる綾也熟の字の心は随分精しく念を入るを云ふなり糸のこしらへに念
を入れ極上の糸にて織りたる綾を熟線綾と云ふなり

一魚綾の事魚陵魚龍など、古記に見えたり桃花葉葉に魚陵(注ニ山鳩色トアリ)此の御説の如くなれば魚陵は
染色の名と聞ゆれど恐らくは誤なるべし平治物語によしひらは生年十九歳なり色魚綾のひた、れとあり参考本
にはねり色をねりぬきとあれども非なり練色といひて次に魚綾と有るを見れば魚綾は織物の名なるべし盛衰記
にねり色の魚綾のひた、れあり又同書に薄襖の生絹魚綾の直垂あり薄襖は薄青なり是等を合せ考ふるに色の事
にはあらず織文の事と思はる、也(壺井義知の説に魚陵は御料也天子着御の御料といふ事なるべしといへり是
れは胡曾抄に魚陵山鳩色といふ御説によりて文字を作したるなり用ひがたし或説に魚陵は魚浪也浪に魚の形を
織りたる物なるべしといへども證據もなき推量の説なれば用ひがたし扱魚陵はいかなる織紋ぞといふに詳なら

其の脱尤に聞
け草子きたな
けなる物の録
にきわぬえ
たるはいづれ
も中にけりな
るのきけりな
さたけなり
と云ふはけり
れやすきゆみ
敷練色を赤き
色と云ふは北
村季吟の脱抄
也
其所に記さざ
る脱も用ふべ
からず

名抄
衣比加豆
脱

す知らざるをしらざるにはしかじ)

一練色の事明月記に云く文暦二年二月九日春日祭(中略)行光(白織練色)東鑑卷四千の時改以前御装束(練色水干)著素服給ふ其の外古記に其の名出でたり然れども諸の装束抄に其の名を出さず其の説もなし

貞丈按するに傍抄下襲黄柳の條に云く仁安二正二臨時客或秘記曰尊者左大臣(經宗)黄柳下重面薄黄如練色裏濃黄打色云々此文に據りて考ふるに練色は白くして少し薄黄帯びたる色也(略説に絹を練りたる白きまゝの色ともいひ或は赤き色とも云ふは出所なし傍抄の文を證とすべし)

一練(練の字を略したるなり)薄物とは經は生緯は練り織やうは敷のごとくもちりて織るなりと西三條装束抄に見えたり(敷はこめおりの事なり)

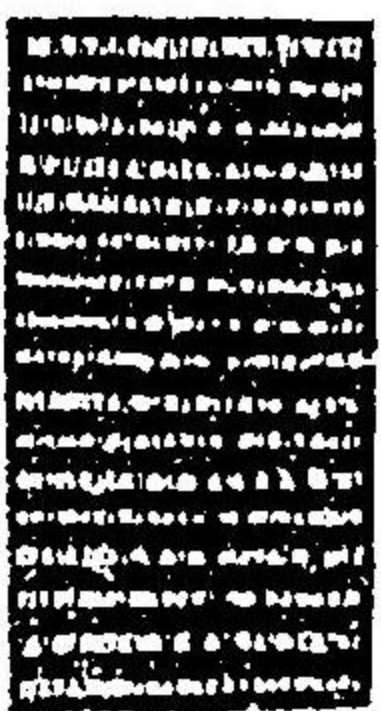
一ぼうたん色の事牡丹色也清少納言枕草子にろたいのまへに(禁中御殿の名也)うへられたるぼうたんのからめきをかしき事など、あり北村季吟の抄にぼうたんは牡丹なりとあり桃花葉葉の衣の色異説の内四月の衣の部にぼうたんおもて白うら紅梅かさねもあるなり云々鎌中舊記に四月にはぼうたんと申物めし候ねもじに(練貫の事なり)はくろぬひ物などしてうら赤くしてめし候とあり白き練貫に紅のうらを付くるを云ふ右雨書を以て考ふるにうす紅色を四月はぼうたんと云ふ也

一蒲荷染の事日本紀天武天皇十四年秋七月乙巳朔庚午初定明衣(昔ノ位ノ名)巳丁進位(同上)巳上之朝服色(中略)追位(同上)深蒲荷進位淺蒲荷○衣服令に曰く凡服色者白黄丹(中略)蒲荷義解云蒲荷者紫色之最淺者也(貞丈云く是れ淺蒲荷也)○延喜殿式に云く蒲荷は綾一疋ニ紫草三斤酢一合灰四斗薪四十斤帛一疋ニ紫草一斤酢一合灰二斤菘廿斤○按するに紫色は今世京紫と云ふ色也蒲荷は今世江戸紫と云ふ色也草花の色にたとへ

て云は、花菖蒲の花は紫也杜若の花は蒲荷色なり(京紫は赤氣からなり江戸紫は青氣からなり)蒲荷の事を今はふたうと云ふなりふたうの實は紫色なる故紫色をえびそめと云ふなり濃紫は色黒し是れは一位の人の袍の色なり是れは禁色とて二位以下の人着る事禁制なり二位三位の人は淺紫の袍を着す此の淺紫と云ふは黒からず常に紫と云ふ色にて中紫の事也右の淺紫よりも薄き紫をえび染と云ふなり山家白首水邊杜若といふ題を源仲正のよめるたれかすむ山下水のかきつばたむへえびそめの色に咲きけり

一麴塵と云ふ色は萌黄の黄がちなる色なり(俗にキチン色ト云フ)
一海松色は緑色に黒みあるを云ふ木賊色も同じ(俗ニアキミルチャト云フ色ナリ)
一朽葉と云ふは黄色のうるみたる也(俗ニキカラチャト云フ)青朽葉と云ふもあり黄朽葉と云ふは前に云ふ朽葉色なり

一羅の織目



緯ふとく一文字經ほそくひしなり

一装束抄に平絹とあるは今世俗に羽二重といふ物なりこれ装束の裏に用ふるなり又五位以下の裾表袴等にも用ふるなり

一冬の装束は練糸にて織りておりめすかさす夏の装束は生糸(練ラザルナリ)にて織りておりめすさどほるなり袍直衣以下皆同じ

一宮形と云ふ装束の文の事名目抄に云く宮形非定文染装束之時多下襲用之(非定文トハ何ニテモ宮形ニスルナリ)台別記久安四年九月廿五日敕使藤之中ニ萩宮形織物唐衣とあり又管見記に云く喜禎三年四月廿三日八

一搔練の串源氏物語初音の巻にひかりなく黒きかいねりのさびくはりたる云々同やどり木の巻にきよげなるほそながもしろきかいねりなど云々榮花物語御裳着の巻にいやしきさましたる女どもくろきかいねりきせて云々搔練と云ふはねらざる生の絹に對して練りたる絹を搔練と云ふなり搔字は虚字なり搔の字に何の心もなした詞なりたとへば行くと云ふ事をかいゆくと云ひ破ると云ふ事をかいやると云ひ籠むると云ふ事をかいこむと云ひ付くるといふ事をかい付くると云ふ類也然れば古代の詞に練りたる絹の事を搔練といひしなり(諸の裝束抄どもに搔練を赤き色の事としてさまざまの説あり然れども色の事にはあらずねりたる絹の事なり白きかいねり黒きかいねりとあるを以てしるべし又紫式部之日記にかいねりはくれなゐともあり色は何色にも染むべし)

一裝束の下に着る衣の事白衣なり束帯の時は天子より臣下に至る迄一ツえりに着給ふなり(一ツえりとはいくつきるとも上にきる物のえりにて下の衣のえりを包みかくして一ツきたるやうに見するなり)衣冠の時は三位以上は二つえり四位以下は一ツえりなり當色といふに二品あり一には位袍とて位階に相當の色を云ふなり(位袍とは一位深紫二位三位淺紫四位深緋五位淺緋六位深綠七位淺綠八位深縹初位淺縹是令ト云フ昔ノ中衣服令ノ定法ナリ是レヲ當色トモ云フナリ)二には禁中に公事を行はるゝに其の役を勤むる者に裝束を公より配り當て賜る事ありそれを當色と云ふなり(傍抄に舞人小忌(付赤紐)の條に云はく仁平元十一廿五秘記曰臨時祭舞人隆長(少將)青摺私調之當色頸紙不ニ合期(下畧)又摺袴の條に同以ニ公物(著)用之(但下袴津賀利私用)意之云々(中畧)仁平元十一廿五或秘記曰舞人隆長(少將)摺袴(當色津賀利組私儲)之(濃袴(私儲之當色袴)魚惡之故也)此ノ文公物ト云ヒ又當色ニ對シテ私ニ儲之ト云ヘリ然レハ當色ト云フハ即公物也此ノ文意ヲ以テ案スル

三時時祭殿
動在舞人給
也或壯年給
之人私調之
者用非無先
仁平元十一廿
五或記曰臨時
野當色下畧

又云ク小袍ハ
裳上元服之日
能冠ノ人着用
之スル也

ニ其ノ役ニ付キテ公ヨリ配リ當テ賜リテ著スル服ヲハ惣テ當色ト云フナルヘシ紫式部日記榮花物語等ニ上東門院御座ノ事ヲ書ケル章ニ宮ノ下部ミドリノキヌノ上ニ白キタウシキ着テ御湯參ルト云ヘルモ公ヨリ賜リタル白キ袍ヲ綠ノ袍ノ上ニ覆ヒ着タルヲ云フ也御座屋ニハ白キヲ用フル事故公ヨリ白袍調シ賜リタル也サレバ白キ當色ト云ヘル也如此二品アリ一ツ事ニハ非ラズ(武家ニテ召連ル、白張着タル中間ヲ當色ト云フモ主人ヨリ白張ヲ調ヘ玉ハル故當色ト云フナリ)

一淨衣と云ふは白き狩衣なり裁縫替る事なし布本也或ハ生絹なり是れを着るに衣單等をかさぬる事狩衣の如し(白張トハ別ナリ白張モ白布ノ狩衣ナレモ是レハノリコハク張ルナリ衣單ナド重ルコトハナシ)

一褐衣とは隨身の着する服なり關腋の袍の如くにて兩の腋を縫ひふさぎたる物なり紋をぬひ付くる襷袢とて丸く獅子孔雀鴛鴦などの類を付くる也一體狩衣の兩腋をぬひふさぎたるがごとし又古書に褐冠と云ふ事あり是れは褐衣に縫付けたる冠を着する事(緩ハ馬尾ニテ扇ヲ開キタル形ノ如ク作リタル物冠ノ兩方ノワキニアル也)

一小袍の事宗雅卿記仁治二年正月五日今上陛下御加冕の日也次召ニ内藏頭顯氏朝臣(着)當色(注云薄色袍而裏同色無)襟袖云々台記久安六年正月能冠右中辨光頼朝臣着紫小袍云々小袍といふは常の袍に非ず袖一幅にて端袖なきゆる小袍と云ふなり(袖口ノ一幅ヲハタ袖ト云フ)

一指子と云ふは平絹の指貫也サシコとは指貫の小袴と云ふ事なり今世有文なるを指貫といひ無文なるをば指子と云ひて差別を立つるなり本は一ツ也有文とは紋からあるを云ひ無文とは無地なるを云ふ也

一袍の褌に入紐と云ふ事有り古は袍の褌に入紐を付けたり人の知らぬ事なり江次第内辨細記篇に元日に内堅頭來立仰云召式の司兵の司二省丞來立注云近代昇自階不可然擅下置少石一踏之昇也仍此日二省丞表衣褌

引立ト袖ノ長サ也

放紐 又古今六帖組草枕結ふとしけんよひくはとけざりきやは下のいれひも云々今の袍は領にのみ入紐あり古の袍は襦のつまにも入ひもあり襦とはすそにある横幅なる所へ紐をとほし入る、を入紐といふなり

一細長の事童子童女ともに幼き時は着用せらる、也女官鎧抄に云く童殿上も細長を着る也皇太子幼童の時被^レ着^レ之白織物也源氏水滸抄に云く未通女の着る物なり云々狩衣のくびかみの様にたて、三はたばりなり(身一幅袖左右二幅をさして三はたばりと云ふ)組にて紐をつくる也延慶四年園大曆に云く御細長御身長四尺五寸御身廣六寸五分御大頸(上四寸三分下四寸七分)御袖引立一尺七寸御袖弘八寸云々又公賢公日記に云く細長身一幅袖左右各一幅にして身の長四尺四五寸袖の長一尺六七寸の由見えたり服傍漫語に云く細長の事二つあり女房のは小樹の上に着る物にて小樹の如くにておほくびのなき物なり童の装束に細長といへるは陸王らくそんの袍のさましたる水干の様に衿に長き紐付けたるなり云々又源氏水滸抄に云く若きんだち女御參のときおとなしきも着用するなり女房裝束抄に云く用^ニ細長の時不用^ニ袖袴等^一(女子ノ時ノコナリ)云々女房の着用する細長はおくびなきなり幼童の時も男女着用する細長はおくびあるなり此の差別あり又保元三年正月廿九日兵範記に云く關白殿第三若君御元服御裝束細長袍指貫を召云々男子の時は細長にさし貫を用ひられ女子の時は袖袴をば用ひられず男女にて着用差別あり

一練の事新野問答に云く綾絹等をねりたるを練と稱し不練は生にて候練貫は生の糸をたてにして練りたる糸をぬきとして織りたる絹を練貫と稱して十六歳以上卅歳迄は此の小袖を束帯の下に用ひ申候練貫と申すべきを兒女子のるひねりと計略して申候にうつされて人ことにねりと計申候敷と存候云々今世にねりと計云ふは練貫の地の薄き也

一武家內衣事書札雜々問書に云く直垂の下の小袖とて別に替事不可有之大がたびらの時は必白小袖なり云々(別に替る事なしとは常は花色もえきなどを用ふべきといふ意なり)御成次第故實に云く武家の式正の時は大帷の下に白き小袖めし候又云く直垂の下にめし候はん小袖はおろすぢも不苦候其の外小袖同前おり物ゆめく有間敷事なり御禁制にて候又御供故實に云く直垂の下にめし候はん小袖はおろすじ其の外染小袖不苦候おり物はゆめく有るまじき事にて候又條々問書異本に云く大帷の時は白き小袖を着候裕も同前又裏打の時は何れの小袖も不苦但おり物など着る事は不可有之目に立ち異相なるは着候まじく候又奉公覺悟之事に云く男の夏の時は白帷子也若衆は別儀也又御成次第故實に云く大帷の時めし候はんする小袖白小袖にて候裕に同前云々伊勢守貞國朝臣の像直垂の內衣かけもえきの小袖に花色小袖を重ね着せられし體見えたりされば武家式正(大帷を重ねるときを云ふ)の時は白小袖常は何色にても着用帷子の時は白帷子常は何色にても着用也帶も表着と同じ色の帯をする也

一直接と云ふは入道の着する物にて是常の僧衣なり

一淺沓は木にて作る桐の木を彫り作る也但足の甲と下二ツして合する漆にて黒くかたくぬる也淺沓の形左の如し



公卿のめし候淺沓は此の底を下敷に云ふ裝束のきれにては何のされにてもはる也平相などにはる也

武具之部可見

右の淺沓武家にも式の大的の時はく也

一鼻高といふ沓は皮にて作り鼻を高く持上げて作りたる様なり

一深沓は靴といふ沓の事なり物具抄に靴深沓同事敷云々靴の

嚴直垂に袖括
あるは古風な
リ

繪圖は裝束抄圖式に見えたり略之

一袖括ソウケツの事狩衣水干長絹直垂等皆袖括とて袖口を緒にて大針小針交せて刺す也(今世武家の直垂は袖括なくして袖口の所に緒を付けて露と號す是古風にあらすいまも公家に用ひらるゝは袖括あり露と云ふは元袖括の緒の餘りを云ふ也)袖括は狩衣より起る也狩衣は鷹狩の時鷹飼(今の鷹匠なり)の着る服也袖のゆき長くては鷹をつかふに妨になるゆる袖を手くびに絞り寄せて袖括の緒をしめて結置く也水干長絹は庶人(庶人とは禁中に奉公せぬ常の人を云ふ)の服にてあれば臨時に手をつかひはたらくべき爲に袖括の緒を設置く也又公家の小直衣は一名狩衣直衣とも號して狩衣のすそに襷を付けたる物なり元狩衣より出たる物なれば狩衣の如く袖括もある也半尻ハシラと云ふ裝束も狩衣より出でたれば又同じく袖括りあり

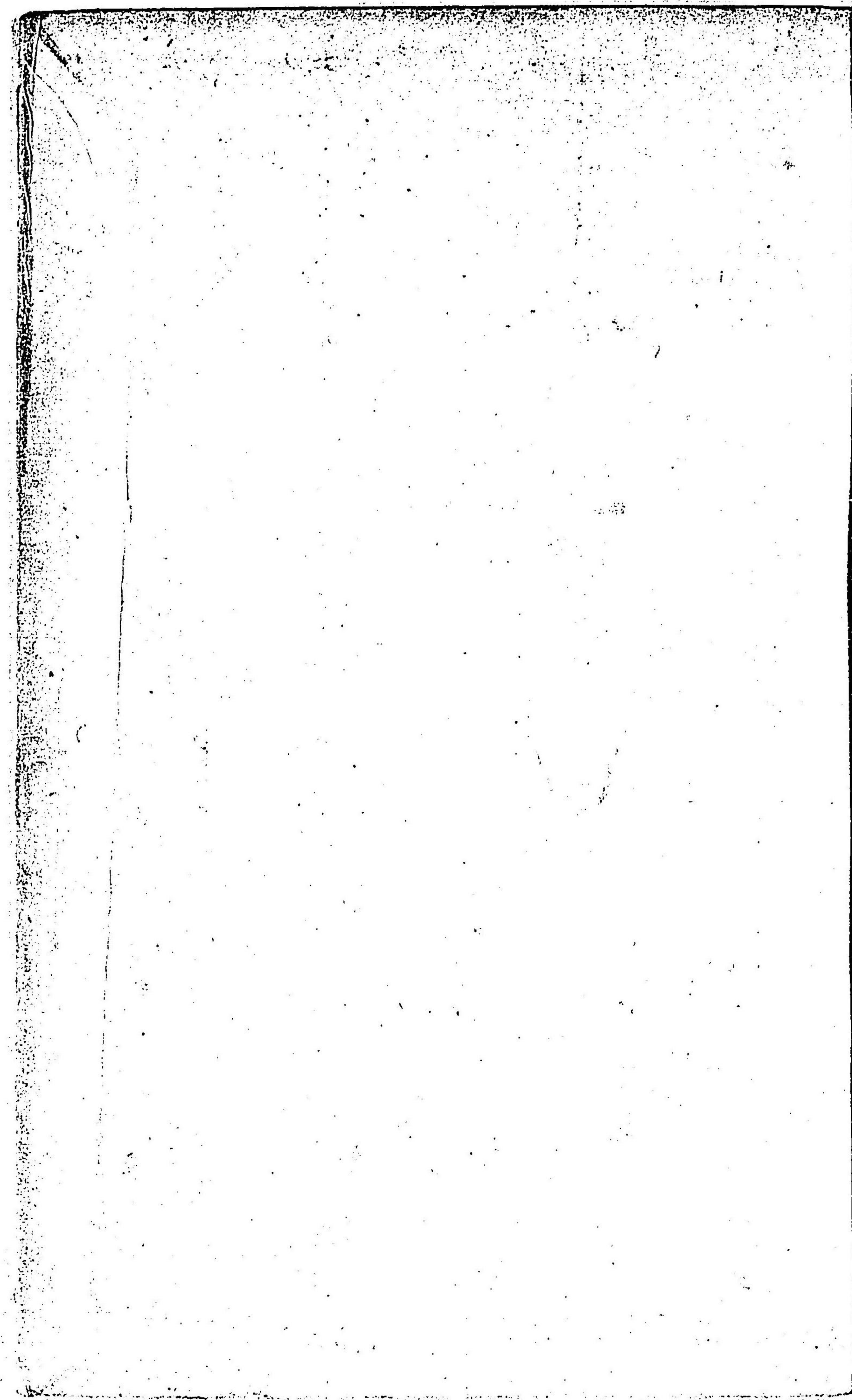
一昔の夜具に直垂と云ふ物あり夜具のものと袂とて四方なるものもそれを被りて寝ぬる也天子をはしめ皆如此ありしなり然るにいつの頃より歎衣の如く領袖を付けたる物出来たり其の形直垂に似たる物なる故直垂ぶすまとは名付けたるを略してひた、れとのみいひ習はしたるゆる盡着る直垂とおなじ名に成りしなるべし夜具の直垂の事古書に多く見えたり右の事をわろく心得て古へ直垂と云ひしは夜具の事なり盡着用之服を直垂と云ふは不審なり後代出来し物なるべしと云ふ説あるはさかさまなり夜具の直垂は後に出来て其の形の直垂に似たる故直垂ヒラシと名付けしなるべし盡の直垂は昔よりあり來りし也

一婚禮の時すあふかたぎぬなどに肩のあたりに子持筋コモチヅナとてふとき筋と細き筋を付くる事今時世上法の如くに成りたり古は曾てなき事也舊記には見えすある説に昔猪熊大納言と云ふ人有りしが此の人の裝束にかの筋を好み用ひられしを其の比世にの熊筋といひけり此の人子孫多かりし故後には子持筋といへり依之婚禮には必此の筋を用ふると云々然れどもかの大納言何の時代といふ事も知れず何の書にも見えす用ひがたき事なりたゞふとき筋をおや筋とし細き筋を子筋として子持筋とはいふなるべし後世の作意なるべし足利殿時代の舊記婚禮式法の書に子持筋用ふる事なし

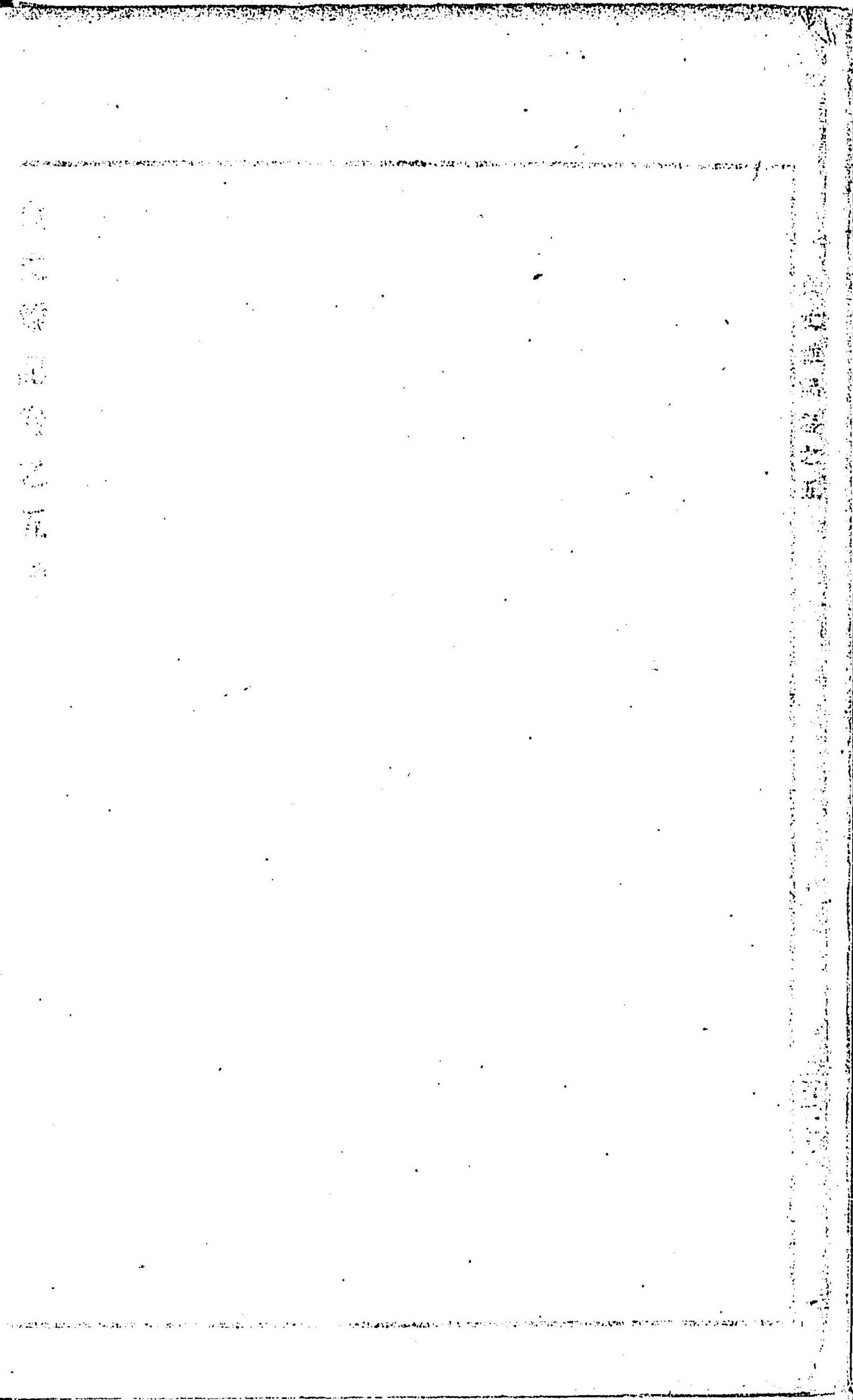
一火事裝束と云ふ物古はなし火事も古よりある事なれどもまれの事なり今江戸は殊の外繁華にて人家多き故火事は一月の内に度々あり依之火消の役人ありておのづから火を防ぐ裝束出来たるなりそれも始は革頭巾革羽織を用ひたりしが次第しだに結構になりて今は羅紗にて火事裝束を作るなりかやうのものも後には古より有りし物の様に人の思ふべければ是れを記しておくなり

一凡裝束を着するには先袴を着る左の足を先にふみ入れて次に右の足をふみ入れて袴を其のまゝにて打すて、置きて扱其の裝束の上を着する也先左手を通し次に右の手を通すなり扱袴の前腰をゆひ次にうしろ腰をゆふべし如此着する事順也逆は忌む事也(袴を先に着て次に上を着るは逆なるやうなれども逆にあらず順なり天の地をおほふにかたどり上なる物はおほふ是れ順也袴を先に着て次に上を着れば上にて下をおほふ道理なり又左より右へめぐるは順なり右より左へめぐるは逆なり故に左手を先に通し右手を後に返すなり袴へ足をふみ入るゝ事も左を先に入れ右を後に入るゝを順とするなり如此順逆を云ひて順を好み逆を忌むは物いまひするにはあらず吉事と凶事を分くる爲なり吉凶を分くるは禮也吉禮凶禮混雜すべからず右裝束着する大法なり)

貞丈雜記卷之五
終



1950



192
55



